

る。やがて入道將軍も御上洛有れど、御息男は二位中將にて、自元爲將軍間、彼の御跡に座す。其比、關東にも分に隨て憐る類も有り、三浦駿河守が子に若狹守泰村と申は、時頼縁有けるに依て、憐を成す事無雙也。又、秋田城介義景も、さる子細有て權を取けるに、此二人中惡く、煩多かりけり。義景種々の謀をして、讒言を成ける程に、泰村は誅せらる。其舍弟能登守光村、式部丞景村、彼の一族並に縁有けるにや、毛利藏人入道西阿以下、寶治元年六月、右幕下の法華堂に引籠て自害しけり、是も恣なる事共也。其後、義景の子息泰盛、權を取る事無雙なれど、五六年は天下無爲也。建長四年三月、頼嗣將軍上洛し給ふ、其故は、佐々木近江守氏信信綱の子に、京極の祖に、恠き事ありければ、了行法師を召捕て是を尋問處に、先將軍頼經公、京都にて世を亂んし給ふよし聞えければ、彼御一門の僧俗、多く勅勘を蒙り給ふの間、當將軍をも上洛し奉りけりと、云々。

宗尊親王

鎌倉には、宗尊親王の爲に、其府第を改造し、廂番仙洞の例なりを置き宿衛せしむ。侍臣上杉重房等來り從ふ。上杉三家の祖なり是より東國の士、文武の學藝を并び習ひ、士

風稍變ず。

龜山天皇 後嵯峨法皇は、後深草帝の多病なるを傷み、恒仁後深草の同母弟の秀英を愛し、立て太弟と爲し、禪位せしめらる、之を龜山天皇と爲す。院中の聽政、故の如し。

後嵯峨の院政

神皇正統記、後嵯峨院は、讓國の後、院中にて世をしらせ給ふ、御出家の後も變らず、二十六年治世ありしかば、昔の白河鳥羽よりこなたには、穩にめでたき御代なるべし。後深草院は、后腹の長子もましく、しかども、御病おはしければ、同母の弟を日嗣に立て、讓國、云々。

持明大覺の分派

已にして、後深草上皇に皇子熙仁伏見帝生れたまひしも、東宮は龜山天皇の皇子世仁後宇多と定めらる、文永五年時仁熙仁二歳なり之に因り、後深草は不滿ありしに、九年法皇崩し、御治世及び御料所につきて、兩統の間に確執起る。彼南北の爭端、龜山大覺寺統と伏見持明院統の分裂、實に此に遠因す。

五代帝王物語に、後嵯峨の御治世は、白河鳥羽、後白河、後鳥羽の諸院に勝り給ひ、都の中殊に穩に、三十一年保たする事、有かたきほどの聖運にてぞわ

洞院實雄

たらせ給ふ上、叡慮柔和にうけて、慈悲をさきとせり。よろづにつけて、情深くおはしませば、公家も武家も異心異事なく、一すぢに聖慮の貴き事を深く仰奉りし」と賛美したり。而も、法皇登遐あるや、治世及び御領に關して、或は兩宮の争あるを慮りたまひ、皇太后(大宮院)は、叔父左大臣洞院實雄(西園寺實氏弟)に諮り、遺詔を披かして處分したまふ。即、上皇は長講堂領(梅松論)に、長講堂領百八十ヶ所に作る、播磨國衙領尾張熱田社領等を受け給ひしかど、天皇の受けさせられしものは、猶多かりしごとし。龜山院御凶事記に、文永故院讓狀一向以愚僧法皇龜山爲惣領歟、深草院雖爲兄、一事一言不及訴訟、是併被重孝道歟と書かせられしにも、合せ考ふべし。但し、御治世の君は、幕府の擁戴に委ね、六勝寺、鳥羽院等は、其君に屬することゝ處分あり。而して、幕府に對しては、別に故院の宸翰を賜ひて、昔泰時の擁立を行ひしが如く、天皇、上皇の何方の流にても、御治世の君を定めてよとの遺命なり(五代帝王物語)。幕府は、此遺命に因り、猶法皇の素志を大宮に伺ひ奉りしに、女院は其龜山におはし、ことを示させらる(神皇正統記)。

後嵯峨文永の遺詔

龜山乃親政二年にして、後宇多に禪讓あり。

神皇正統記に、後深草は后腹の長子にましまし、かども、御病おはしましければ、同母の御弟恒仁を太子に立て、讓國尊號例の如しといへり。蓋、後深草在位既に十三年、末皇子おはしませざれば、後嵯峨上皇は、天變を機として位を讓らしめ給ひしなるべし。然るに、皇代略記に、後深草雖有繼嗣、爲上皇勅、立龜山」と注せるは疑ふべし、后腹の長子も在りしに、早世せる者歟。

讀史餘論按ふるに、伏見院を東宮に立られしは、全く時宗がはからひにて有りし歟、之を本院の悦び給ふのみならず、新院の御心も解け、本院と御中善くなりしかば、大宮の皇太后も悦びたまひ、此後は讓位即位、立坊、みな關東のはからひなりと云へり。正統記の説の如くにて、然るべき歟。而も、時宗が計らひにて、伏見院を東宮にたてられむに、本院は悦び給ふとも、新院の御心には悦び給ふべからず。但し、關東より申す旨有しかば、龜山、悌順の義を思食けるか。又、之より先に、後嵯峨法皇、いかなる御事に依りて、

後深草の嫡統は何故に斥けられし

龜山の皇統は絶ゆるは善からぬ故に善からぬ故

【鎌倉幕府編】

繼體をば龜山と思食けるにや。もし後深草は不孝にましまし、龜山は愛子にてありし故なりし歟。これより、兩系相争はせたまひて、終に天下南北に分れたり、而も龜山の皇統は絶えたり、よからぬ御事にや。

時頼時宗の守成 時頼儉素、太乃祖に似たり、母安達氏(松下禪尼)家風を教へ、時頼を其居室に招き、親障子の破を切張して曰ふ、唯宜く其破を補ふべし、改作するに及ばずと、亦保守の精神を見る。惟ふに、泰時時頼の治は、北條氏の盛代なり。世俗傳ふ、時頼循吏青砥藤綱と云ふ者を得て、論訴を肅清にすと。然れども、儉素の風は年と俱に漸く變し、所領論訴の底に、與奪潰亂の泉源を湛へ、暴發の機を待てり。(青砥藤綱の事、明徴無し、小説に出つる如し。但し、時頼の退隱にあたり、代りて執權の事を行ひしは、赤橋長時(極樂寺重時(泰)の弟の子)にして、長時に繼ぎ時宗の成長を待てるは、常磐政村(重時の舎弟)のなり)

三浦氏鎌倉史曰、吾妻鏡は、最明寺時頼平生武略を以て君を輔け、仁政を施し、民を撫でしを揚げ、佛神の權化再來となせり。又、時頼が出家後、密に諸國を斗藪して民情を察し、冤枉を正し、ことは、古來人口に膾炙するところなり

最明寺の政事如何

るなり[増鏡、太平記、北條九代記、謠曲藤榮]。然れども、吾妻鏡に據れば、出家後も、常に鎌倉にありて、樞機に參與し、斗藪行脚を爲すの暇なかりしに似たり。又、時頼が青砥藤綱を得てこれを信任し、補益多しとなす者あれど、藤綱は小説中の人ならんのみ、蓋、時頼の盛名あるは、其英才の資に依るとはいへ、母松下禪尼の庭訓、叔父極樂寺重時等の補益せしことを忘るべからず。

福山志料曰、時頼微服して諸國を巡りしと云ふは疑ふべし、讀史餘論、時頼兄につぎて權をとり、始めに其の主頼經公を逐ひ、死して其の家亂れし等を見れば、かれを泰時とならべ稱するは心得られず。そののみならず、異國の僧をむかへて禪窟を開く事、世の費を顧みず、かれを賢明の人とすること、われ其の故をしらずと見ゆれば、其人も民の疾苦に意を用ふべき人とは見えぬ。凡、此人世を嗣ぎし始めより、上下いろくの騷亂たえず、執權十一年の間、枕を奠むる暇さへなし。三十にて職を辭し、三十七にて死すれば、七年の閑はあるに似たれど、二男時宗七歳にて家督したれば、長男

徳宗領の貫高

時輔より之を伺ひ、鎌倉騒動、其兄も終に弟に殺さる。又、その君に禮なければ、將軍の憤りやむ時なし、讒を信じて三浦黨を亡ぼし、上下の怨積む事久しければ、白龍魚服、その懼れなきにあらざる也、微行とは妄語ならん。弘長・文永の比、時頼の所領を子時宗に傳へ、徳宗領と號し、高時に至り二十八萬貫の乃貢と稱す。當時、錢一貫文は、金一兩絹一匹、稻穀五石に直す。錢極めて乏しく、市に准布准米多しと雖、幕府は其沽價を定めず、和與に一任す、東國七百五十文を以て、沙金一兩とするあり。時宗之を憂ひ、黄金を宋に送り、錢に換へたりと云ふ。即知る、二十八萬貫の収入は、二十八萬兩なり、其富想ふべし。

中井履軒曰、北條氏、以智數權力竊國柄、其險謀譎詐、雖多端緒、要之以收人心爲歸。故薄稅歛、省冗費、躬儉素、賑貧窮、似仁也。八世之間、爵不踰五品、官不出州牧、胥率執臣節于幕府、似恭也。北條氏不敢自尊大、而威權所在、諸將皆其等儕。而爵位上之者、其交際、則翻有若君臣者。於是乎、承久之役、諸將無異志、爭爲效死。又有若秦時、時頼雖未知上下之大節、而實有願治愛民之心、是以人心益固。至高時之無道也、自取滅亡、豈緣失人心矣。然則、北條

始於得人心而終於失人心

惟康親王

氏之事、始於得人心、而終於失人心耳。是故、古昔聖王明君、唯人心之爲可畏。夫智數權力、飾情假仁、苟得人心、斯足以興也、況至誠感孚于人心、而風動者乎。龜山帝の文永二年、鎌倉の將士、宗尊將軍の御所に參して、不祥の形迹あり。北條時宗幼少なれど、政村之を輔け、急に宗尊を廢して京へ送還し、其子惟康王を立て、將軍と爲す。既にして、蒙古の警報至る、朝野東西驚擾す。其可汗の牒書の我邦に至れるは、方に時宗執權の職を親せしの年とす。

時宗が親王將軍の廢立を斷行せし原因につきては、外記日記、保曆間記、並びに御息所の私通に歸するも、増鏡は親王の「なはたのむ北野の雪の朝ぼらけ跡なきこと」にうづもる身は「との歌を録し奉り、廢黜の原因を、野心ある武士に歸したり。曰く「世をみだらんなど思ひよりけるもの」ふの、この親王の御歌すぐれてよませ給ふより、夜く「いとむつましくつかうまつりけるほどに、おのづからおなじ心なるものなどおほくなりて、宮の御氣しきあるやうにいひなしけるとかや。さやうの事どものひゃきにより、かくおはしますを、おぼしなげき給ふなるにこそ」といへり。思ふに、

此事變の眞原因は、幕府有司の猜疑の情が、偶然、僧良基の營中に留宿して祈禱を修せるより、猥行の聞さへありければ、終に幼主の擁立を招致したるのみ。

第九章 文永の蒙古來寇

海外往來 海上の交通は、遣唐使船の停止せられしより、難波博多の諸津にも官船なし。而も、海賊の出沒あるを以て、之が警固として、周防長門等に關船起る。又、趙宋高麗に私通する者ありて、之を唐船といふ、唐様を模せる大船なり。義時執權の時、兵庫津坊津摩に問ひて、行船法を定めしとの俗説は疑ふべしと雖、曩に僧重源は兵庫に築港し、泰時の世に、僧往阿は筑紫鎌倉等に築港したり。又、倭寇の高麗に至るもの、往々これあり。

筑前國宗像社の修造は、古來、葦屋濱漂到の船舶、及び貨物寄物を以て其經費を支辨したりといふ。此時代、沿海地方の地頭は、皆寄船を收め、往々濁濫の行あり。往阿之を哀み、孤島を鐘崎に築き、往來通行の船舶をし

造船及築港

平氏の海上經營は成らずして敗る

て、風波の難を避けしめんと試み、寛喜三年、幕府は寄船沒收の不法を戒め、之を停めしめたり。往阿は、貞永元年鎌倉に至り、和賀江島の埠頭を築ける勸進僧なり。

平清盛の海外貿易は、自家々運と共に、廢亡太速にして、兵庫の築島修理さへ、成就せずして止む。惟ふに、平家全盛二十年、短促ならざるに似たりと雖、海上經營の如き、幾多の要素、即船舶の建造、海部の養成、港泊の修理、交際の禮法等は、未此年月を以て盡し得ず。されば、如何に清盛當代の權勢にもせよ、其れ之を奈何せん。况んや、壽永の兵亂は、平家一門徒黨以下、すべて清盛の謀圖をも、併せて毀壞し去れり。彼の築島修理は、清盛死後十六年建久七年、東大寺重源俊乘の勸募に因りて成功し、爾後、該津は永く東大寺の管理に歸したりと云ふ。之に因りて之を觀るに、清盛の遺業は、鎌倉幕府の紹興する所たらざりしも、僧徒は其方外の身上より、利世の一助として、多く如是の事功を營みたり。又、佛法僧の三寶を求めんが爲、禪律二宗の徒は、頻に海外に往來する所あり。而して、我京師鎌倉、公武の二家に

國際に禮無
く迭に冠繼
を作す

於ても、國際上の禮をこそ正さね、私の交通、私の貿易は、自然のまゝに放任せられたり。かゝる私交放任の下に於て、彼に在りては倭寇の犯邊を見、我に在りては蒙古の來襲を見る。孰も、國と國の交誼ありて後、生したる事端に非ず。故に、文永の役は云ふまでもなく、弘安の役と雖、國と國の交戦と目せんよりも、むしろ一國が盜賊に擾がさると謂ふも、不當ならず。抑、倭寇が私販の途に於て、掠財の業を爲すは、畢竟、當時國家政治の弛廢と、士民道義の淺薄なるを想はざるなし、何ぞ其卑陋なるや。元寇に至りては、もと是れ無慚の害心に出づ、而も一夜にして自滅する如き、其無術さ加減、亦兒戲の類のみ。此二者ともに、未以て海權を語るに資すべからず、たゞ智勇の迹の考ふべき者あるのみ。

高麗の國勢 高麗は、其建國の初めより、遼、契丹、金、女眞の逼迫あり、我の安徳

崔氏四世の
擅政

顯德、後鳥羽の朝は、彼の明宗太祖より八世の國王にあたる。文武兩班の相争ひ、相殺すこと、連年止まず。遂に將軍崔忠獻の、卒伍より起身するに及び、朝野を威伏し、明宗を幽囚し、大權を其私第に收め、政房といふ。我の建久正治の頃にして、

高宗の時よ
り蒙古に仕
ふ

高麗への倭
寇

方に鎌府の覇政にあたる。凡、忠獻、四王を立て二王を廢し、太師相國と稱せられ、其子瑀及び孫、沆は、高宗明宗の孫在位四十六年の政を擅にす、清盛頼朝の跡に相似たり。高宗の時、契丹、女眞、共に蒙古成吉思汗に破られ、蒙古の兵遂に江を渡り、地を侵し南下す。崔沆及び其子瑄、庸劣敵を拒む能はず、臣禮を執りて僅に保國す。既にして、別將金仁俊、林衍等、崔氏の衰ふるを見、瑄を除きて蒙古に降伏し、王世子を可汗忽必烈の廷に送る、我の龜山帝即位の歳とす。高宗歿し、世子元宗の子の時、又廢立の亂ありしに、樞密使金方慶は、蒙古の兵を請ひて亂臣を誅伐し、忠烈王元宗の子を擁立す。即、我文永十一年甲戌にして、高麗は全く胡元の藩屬と爲る、南宋咸淳四年(其平壤京西)の一道は、割きて蒙古に入り、東寧と改稱せらる。嘉祿年中、鎮西松浦黨の無賴、數十艘の船を舩して、高麗高宗の時に到り、民屋を劫掠す。已にして、我兵高麗と戦ふの報、京都に傳はりしかば、公卿大に駭き、敵國來伐、可恐可悲といひ、其說紛々。又、幕府へ太宰少貳資頼の注進あり、高麗より牒狀を我國に致して、邊寇の故を詰問するものとぞ。資頼、遂に犯人九十人を、高麗使節の面前に刎ね、且、私に返牒を與ふ。東國通

鑑に「日本國寄書謝賊船寇邊之罪仍請修好互市」とありて、百練抄に、資頼の措置を評して「我朝之耻也、牒狀無禮」云々とあるにわたる。

南宋愈衰へ胡元興る 宋國は、我と公使の聘問なし、然れども商賈僧侶の來往絶えず。江南に偏安するも、之に就きて私通す。時に、漠北の野民、蒙古種起り、成吉思汗、元太祖と云ふ者、兵力を以て四方を征服す。已に遼金を屬し、高麗を從へ、南宋に迫り、遂に來り我を犯さむとす。文永四年、高麗の使者、蒙古忽必烈汗成吉思汗の孫、世祖といふの書を傳へ、我入貢を促す。辭令暴慢なりければ、朝議答報せず、警戒する所あり。

忽必烈の使者

當時、我對馬人の高麗に赴くを約せしもの、一回二艘を限り、元宗の時、我龜山帝弘長三年、高麗牒文中に「自兩國通交以來、歲常進奉一度、船不過二艘」とあるものこれなり。然るに、邊民の交易に託して、高麗の沿海を侵すこと、歴世絶えず、且は、是時に當りて、蒙古暴に強大、高麗もこれに臣從しけるが、或は其大兵を假り、日本に當らむと欲す。文永三年十一月、蒙古の使者高麗に抵りて旨を諭し、日本嚮導の勞を執らしむ。高麗は、又これに依り

高麗は嚮導たり

て、日本の怨を買ひ難を構へんことを恐れ、此使命を辭して曰く。詔旨所諭、導達使臣、通好日本事、詳遣陪臣、伴使臣以往。至巨濟縣、遙望對馬島、見大洋萬里風濤蹴天、意謂危險、若此、安可奉上國使臣。冒險輕進、到對馬島、彼俗頑犷無禮義、設有不軌、將如之何、是以與俱而還。且、日本素與小邦、未嘗通好、但對馬島人、時因貿易、往來金州耳。而も蒙古可汗の志を動かす能はず、遂に我國に傳達を爲す。

上天眷命、大蒙古國皇帝、奉書日本國王。朕惟、自古小國之君、境土相接、尙務講信修睦。況我祖宗、受天明命、奄有區夏、遐方異域、畏威懷德者、不可悉數。朕即位之初、以高麗无辜之民、久瘁鋒鏑、即令罷兵、還其疆域、反其旄倪。高麗君臣、感戴來朝、義雖君臣、而歡若父子。計王之君臣、亦已知之。高麗朕之東藩也、日本密邇高麗、開國以來、亦時通中國。而至於朕躬、無一乘之使、以通和好。尙恐王國知之未審、故特遣使持書、布告朕志。冀自今以往、通問結好、以相親睦。且、聖人以四海爲家、不相通好、豈一家之理哉。至用兵、夫孰所好、王其圖之。不宣。

四海爲家用兵誰好

至元三年八月 日(我文永三年、西曆一二六六)

高麗王、又蒙古の爲に他意なきを辯じて、「貴國之通好中國、無代無之、況今皇帝之欲通好貴國者、非利其貢獻、但以無外之名、高於天下耳。若得貴國之報音、則心厚待之、其實與否、既通而後、當可知矣。其遣一介之使、以往觀之、何如也」と。然れども、是等の辯解は、毫も我國を動すに足らず、却りて高麗に對する嫌疑を深からしめたり。五代帝王物語「蒙古國、もとは契丹の所屬、鞏韃國也。年比、契丹國以下の、近邊の諸國を打とる。大宋國も、三百餘州のうち、大略みな打とられて、僅に六十餘州残り。高麗も、同く責め落され、今は臣として蒙古の朝につかふるよし、牒狀にも載せたり」云々と述ぶる如し。(吾妻鏡は文永三年に終り、蒙古來寇の記録存するもの多からず、惜むべし)

鞏韃蒙古の
侵掠

時宗攘斥の
議を決む

文永六年、彼國中書省の牒至る。朝議之に答へ、我は神國にして、智を以て競ひ力を以て争ふ可らざるを論し、拒絶の意を通せむとし、之を鎌倉に下問す。時宗、一切抑へて遣さず、斷乎として應ふる勿らしめ、西國大名に令し、其大番役を

停め、盛に太宰府に警固せしむ。八年、蒙古の使趙良弼(女真人)筑前今津に來り、京鎌倉に至り、王將軍に親謁して、國書を致さむとを要請し、脅すに用兵迫害の怖るべきを以てす。時宗、嚴令を傳へて之を逐ふ、良弼、遂に對馬島民を掠めて去る。龜山天皇、伊勢大神に祈り、身を以て國難に代らむことを請ひたまふも、此時に在り。

加茂正傳寺の宏覺禪師の、六十餘日の祈禱は、已に文永六年の事にして、我上下縑素の敵愾心も、亦想像せらるる者多し。

文永の役 文永十一年甲戌十月、蒙古の寇果して至る。兵船九百艘、忽敦之に將たり、衆凡四萬漢兵二萬五千、高麗兵八千、水手七千、高麗の合浦慶尙道を發し、十一日、對馬を襲ひ守護代宗助國を殺し、壹岐を掠め守護代平景高を殺し、二十日を以て直に筑前を犯す。九州の將士、少貳、大友、島津、菊池、松浦、原田、竹崎後肥等、之を博多に拒ぐ。敵勢洶涌、潮の至るが如し、箱崎八幡宮は、其上岸の賊兵に焚かる。而も、我兵殊死防戰、賊遂に陸地を占領するを得ず。此夜、暴風甚雨、艦船大半覆沒す、世以て神助に由ると爲す、餘賊纔に遁れ去る。

其來襲及び
覆沒

十月十八日、太宰府少貳氏の飛脚、六波羅に至りて、敵軍對馬に至ることを告ぐ。是時、幕府より大友氏に與へし命令は、

蒙古人來襲、對馬、壹岐、致合戰之間、所被差遣軍兵也。且、九國住人等、其身縱雖不御家人、有致軍功之輩者、可被抽賞之由、普可令告知之狀、依仰如件。

文永十一年十一月一日

武藏守（連署）

相模守（執權）

大友兵庫頭入道殿（能直孫）

非御家人をも召集す

今や幕府は、其御家人のみを以て、外寇に當るの困難なるを自覺し、本所領家一圓地の非御家人をも召集して、軍務に服せしめ、勳功の賞を約してこれを奨励したる也。而も、十一月六日、捷報忽に六波羅に至る。則此文永の戦役には、御家人專之に従事し、尙、大に非御家人を徵發せざりしと思惟せらる。蒙古役の事實は、伏敵編、征戰偉績などに詳なり。

第十章 建治・弘安の海防

連署義政

異國征伐の號令 文永十一年（西曆一二七四）の正月には、龜山天皇禪位ありて、後宇多天皇即位したまふ。而も、政務は院中山（龜山）に在り、翌年改元して建治といふ。幕府は、方に異國征伐の號令を發して、海防に従事す。（建治三年、連署義政は、病を以て遽に出家し、遁れて信濃國善光寺に赴く。執權時宗、これを留めむとするも及ばず、法に依り所帶收公の處分を爲す。義政、鹽田殿と呼ばる、極樂寺重時の三男也）

異國征伐の號令、及び其徵發は、安藝守護武田氏へ下知せられし教書と、肥後國家人の注進狀に由りて、之を知るを得む。

明年三月比、可被征伐異國也。梶取、水手等、鎮西若令不足者、可省宛山陰、山陽、南海道之由、仰太宰少貳經資了。仰安藝國、海邊知行之地頭、御家人等者、一圓也。兼日權儲梶取、水手等、經資令相觸者、守彼配分之員數速可令送遣博多也者、依仰執達如件。

建治元年十二月八日

（執權連署）

武田五郎次郎殿

海防下知行の例

【鎌倉幕府編】

肥後國御家人井芹彌二郎藤原秀重法師(法名西向)謹注進言上、所領田數並人勢以下、乘馬弓箭兵仗事。

一、所領田數、當國鹿子木東西庄内、井芹面田二十六丁六段三丈(中略)。西向、年八十五、仍不能行步、

嫡子越前房永秀、年六十五、在弓箭兵仗、

同子息彌五郎經秀、年三十八、弓箭兵仗、腹卷一領、乘馬一疋、

親類又二郎秀正、年十九、弓箭兵仗、所從二人、

孫二郎高秀、年滿四十、弓箭兵仗、腹卷一領、乘馬一疋、所從一人、

右、任御下知狀、可致忠勤也、仍粗注進狀、言上如件。

建治二年壬三月七日

沙彌西向

建治二年三月廿五日、御書下。昨日、閏三月二日到來、畏拜見仕候了。

抑、被仰下候、爲異國征伐、人數交名、並乘馬物具、員數等事。子息三郎光重、聲久保二郎公保、以夜繼日、企參上候へば、令申上候。以此旨、且可有御披露候、恐惶謹言。

閏三月三日

北山室地頭尼真阿

石壘を築く

西海の防備 是の時に方り、全國戒嚴、公武上下、心を國難に傾け、將士奮起、皆鎌倉の恩仇を忘れて、其教令に應ず。各自用度を節し、荷擔して起つ、佛徒社人に至る迄、敵國降伏を以て務とせざるなし。時宗、東國の兵を増發し、全く大番役を停めて、悉く西人の東上する莫からしめ、其力を沿海に專にす。特に、西南四道は、船舶を徵集して、博多赤間に赴かしむ。時宗の弟宗頼、金澤實政政村の弟實泰の等、諸軍を督し、太宰少貳武藤經資資頼の孫奉行たり。博多の濱海に石壘を築き、四年を経て成る。將士留屯屈せず、氣を鼓して賊寇を待つ。元主は、高麗に課役して、艦艀軍需を備へしめ、益、使者を發して、我を恐嚇す。幕府乃怒りて、其使者を鎌倉及び博多に斬り、永く彼窺齎を絶たしむるの策と稱す。

異國征伐の計畫は、實行を見ずして止みしも、其士心を興奮して、攻勢の防禦に力むることとなりしは明なり。高麗の記録に據れば、弘安四年、彼來寇に先きたちて、我兵の高麗の沿岸地方を侵せるものあるを見る。又、新篇式目追加に、岩門並に宰府に、城郭を構へられ、役所の兵士は、自由の合

海戦を採ら
ず

【鎌倉幕府編】

一八四

戦を爲さず、必大將の命に従ふべし。兵船の海上合戦の事は、更に其利あるべからず、殊に談議を加へ注進せしむべしとの下知あり。年月を缺けど、恐らくは建治弘安の際の事にして、其岩門は竈門寶満城の譌にて、宰府城は水城水城ならん。役所とは、沿海の石壘に據れる陣營なり。蓋當時の船制完堅ならず、故に海上の要撃接戦は、最謀慮を要す。則、其濫興を戒め、以て時機の至るを待てるなり。又、敵使を斬り棄てしことも、其用意について想ふべき者あり、曰く、

今度刎首事、永絶覬覦、不可攻之策也。其後、警固事、鎮西有沙汰、選補守護人器用、發遣海邊國々、止京都大番役、被差置在京人。公家武家、減省公事、行儉約、休民庶者、是爲軍國用意也、云々〔北條九代記〕。

弘安の役

弘安四年辛巳

西曆至元二十八年

五月、蒙古高麗の船四千、十五萬の兵

を以て再來す。阿刺罕范文虎等之に將たり、博多を眼目とし、松浦長門に連り、海天を蔽ひて至る。六月、諸島皆賊に陥さる、我軍岸に沿ひて陣を布き、其上陸を拒む。敵大艦を繋ぎ高樓を起し、屹と海城の如し、砲弩を亂發して、我を俯射

敵使を刎首
す

六十餘日の
防禦

す。我兵、小舟を操り之を攻め、敵船に攀縁して奮闘す。河野草野後筑、大矢野後肥の諸黨善く戦ふ。六十餘日に涉り、我軍屈せず、氣いよく振ふ。閏七月一日、颶風あり、賊艦悉破壊す、玄界洋上、隻影を留めず。敗兵は松浦の鷹島に在り、少貳、島津の兵、襲ひて之を殲す。〔元史に、十萬の衆、生還する者僅に三人と云ふは、浮誇の語なれど、大抵、四千餘の船、僅に二百を存し、十五萬の人、還るを得しもの五の一にだも足らず〕

鎮西警固事、蒙古異賊等、明年四月中、可襲來云々。早向彼所、嚴密可致用心。近年、守護御家人、或依所務之相論、或就檢斷之沙汰、多以不和之間、無同心儀之由、有其聞。挿自身之宿意、不顧天下大難之條、甚不忠也。御家人以下、軍兵等者、隨守護命、可致防戰之忠。守護人亦、不論親疎、注進忠否、可申行賞罰也。相互於背仰者、永可被處不忠之重科、以此旨可相觸國中、之狀、依仰執達如件。

弘安三年十二月八日

相模守(時宗)

大友兵庫頭入道殿

伏敵の忠を
奨む

【第十章 建治弘安の海防】

一八五

朝廷の至誠
幕府の勇斷

そも、蒙古の起るや、亞細亞を席卷し、歐羅巴を侵し、兵の強き國の大なる、古今に比なし。其、我海島の劣弱を侮蔑し、敢て兵を發して來迫するや、彼の擧もと暴なりと雖、我の之に應ずる、亦危殆を極む。朝廷の至誠、幕府の勇斷、掃攘の大義一決して變せず、力戰之を退く、信に偉なりと謂ふべし。世界諸國の、日本國を敬すべきあるを知る者、之に因る多し、豈嘗に一時禦侮の戰役ならむや。然りと雖、文永より弘安に至る、二十年、海内の士民、奔命に勞せるや大なり。外敵以て掃ふを得たりと雖、内弊從ひて生じ、相摸太郎卒去、弘安七年の後、貞時執權の世よりは、北條氏もその末運なり。

博多長門の
二探題館

戰後の國防 元兵一旦敗れ還るも、何時來襲するや測るべからず、幕府遂に博多長門に探題館を設け、金澤名越以下の親將を、交代赴任せしめ、不斷に海防警固に従事す。又、特に令して、西國の莊公の地頭、下司を總べ、不時の徵發に備へしむ。阿蘇、島津等の大莊、皆北條の親將の兼管する所となり、北條の一門子弟、漸く人に厭はるるに似たり。而も、之を鎌倉幕府の勢焰の上に打算すれば、従前に比して益加はる。何となれば、彼の無前の國難に會ひ、海内の人心は、一

外寇が内治
に及ぼす大
變化

に鎌倉を仰ぎて、其命令に聽き、以て保持制勝する所あり。則、非口入の地、非家人の類と雖、之に因り皆一齊に幕府に歸服することゝなりければ也。外寇が内治の變化を爲すこと、最、校量を要すべし。彼所領を女子にも分與する風俗は、異國警固、不落居之程者、不可讓女子。無男子者、以親類爲養子とさへ、強制せらるゝに至れり。

爲異賊警固、所下遣兼時、時家、於鎮西也。防戰事、加評定、一味同心、可運籌策。且、合戰之進退、宜隨兼時宗頼の子之計。次、地頭御家人、並寺社領、本所一圓地之輩、背守護人之催促、不一揆者、可注申。殊可有其沙汰之由、可相觸薩摩國中、之狀、依仰執達、如件。

正應六年三月廿一日

陸奥守(宣時、花押)

相摸守(貞時、花押)

島津下野三郎左衛門尉殿久經の子
忠宗なり

幕府は永く邊警に留意して、防備を廢せず、正安中に至るも、石壘を修治せしめ、兵仗を具備せしむる所あり〔薩藩舊記〕。異賊警固番は、幕府の末期に至るも遂

に弛めず因りて西國の御家人、非御家人をして、共に奔命に疲れしめたるや著し。是亦、對外の形勢に於いて止むを得ざるに出づるとはいへ、古今の論者の、毎に痛歎して措かざる所の者とす。

盛衰の分界

鎌倉の質素は、頼朝以來の家法にして、泰時、時頼も、之に因りて其業を守成したり。時宗の代に、一門繁殖、漸く海内の勢利を賤削して、其營養に充て、又蒙古擊退にて、威權益高まる。而も、全國疲弊、徵發奔走に困究するに拘らず、西海警固として、子弟を諸方に排植したるは、怨讎を買ひ、嫉惡を招ぐの始めなり。貞時に至りては、頗奢大驕、誇名は執權なれど、實は儼然たる主君に異ならず。是に於いて、同列の源氏みな其滿溢を憎み、公家黨、平氏黨の非御家人の外に、源氏黨の不平不服、此間に成れり。「久米氏南北朝史」
半島は全く大陸に混一せらる。忠烈王は、世子の時、已に禿魯花蒙古語となり、元主の女を賜はりて妃と爲す。其後、屢入朝して、逢迎を力め、忽必烈世祖が征日本行中書省を高麗に置きて、將吏を任命したるより、王も省務に參與し、造船、徵兵以下の事に従ふ。我弘安元年には、趙宋已に攻滅に會ひ、後三年にして我

征日本行中書省

忠烈忠宣忠肅の三世

に來寇す。忠烈王七年元主が、大兵を海上に出すと、兩度、皆敗れたりと雖、尙未懲艾せず、船兵糧餉の籌辨を高麗に課し、又日本招諭の使者を命ず。已にして、世祖殂し、忠烈王二十年其事遂に息む。而も、元の將吏、常に松都の宮府に滿ち、法制風俗は頗變じ、忠宣王忠烈王の子忠肅王忠宣王の子の如きは、蒙古王室と一家の親姻あるを以て、半島と大陸の政事、相混一して、擇む莫し。忠肅は、我の後醍醐の朝に、其季子なり。凡、高宗、忠烈王の時、元に服屬せしより、漸く混淆の政俗を生し、一百年にして、蒙古衰へたりと雖、尙之を離るゝ能はず。恭愍王の立ちて、辮髮を解き、征東行省を撤したるは、尙二十年の後、我正平觀に在り。

文教印書

高麗は、佛教繁昌、前後に比無しと稱せられ、教律禪の三宗あり。儒家には、金富軾、李奎報等の文章制作ありと雖、其初、未程朱性理の説を傳へず。麗末に及び、李齊賢、李穀、又文名あり。此頃より、宋元の新儒學を承け、文教一變の氣運となりぬ。印書の術は、夙く起り、大藏經の彫鏤をさへ完成したりしが、終に銅鑄の活字版を造り、世界に於ける稀有の發達を示すに至る。外防に克ちて、内治に失ふ。凡、蒙古の國難ありしより、諸國の寺社は、祈禱を

祈禱の賞は
戦功よりも
高し

經濟の平和
先敗る

勤賞の田土
に乏し

修め、其費は築壘造兵よりも大なり。異敵退散の後に及び、神社の奉養は、遠く戦功勸賞ケンジャウに過ぐ。而も、斯の戦役、もとより内に没倒の闕所を見ず、幕府、頗恩賞給養に苦む。京師の神社、最暴なり、朝廷困りて要口兵庫神崎堺の關津税、及び市邑の雜税、酒倉土倉錢を起し之に充つ。而して、諸國の神社、及び從軍驅使の兵民を均霑する能はず、功賞を賜はるべきの人にして、借債を負ひて困弊するあり。幕府已むを得ず、徳政棄捐を令して、將士の舊債を解く。貸借賣買の契券、約束みな紛亂す、海内經濟の平和、是より破る。

幕府は勸賞の路に究し、田數檢注を行ひて剩餘を得んと欲し、蒙古合戰勳功賞事、交名并田數注文、遣之。早遂檢注、守注文、可令分付之。屋敷在家畠地等者、追田數分限、可令省充。次、神社佛寺免田、并甲乙人給分、河海野、島山等者、暗難配分。然者、所出并所務之故實、分明可令注進。彼狀到來之時、面々可成御下文也、弘安九年と云ふ、而も容易に完了せず。前後二十年の長きに涉りて、其の處分を繼續し、終に弘安合戰につきては、自後賞罰共にこれを行はざることを告ぐるに至る。戦後の朝廷、亦幕府と同く儉約を議せ

武士の舊債
を棄捐せし
む

られ、弘安八年、割符を發布して、過差を停められ、徳政の興行と稱し、篇目を制定せらるゝ數々なり。而も、都鄙武士の窮乏は、上下に瀰漫して收拾すべからず。御家人の所領の喪失は、幕府特にこれを救濟するの必要あり、是を以て、永仁五年、教書を發して、家人賣與の所領を、無償にて取戻さしめ、又、金錢の貸借に關する訴訟をば、暫時受理せざることゝせり。

一、質券賣買地事、

右、以所領、或入流質券、賣買之條、御家人等、佗僚之基也。於向後者、可從停止、至以前沾却之分者、本主可令領掌。但、或成給御下文、下知狀、知行過廿箇年者、不論公私之領、今更不可有相違。若背割符、致濫妨之輩者、可被處罪科矣。

次、非御家人、凡下輩、質券買得地事、雖過年紀、賣主可知行矣。

一、利錢出舉事。

右、甲乙之輩、要用之時、不顧煩費、依令負累、富有之仁、專其利潤、窮困之族、彌及佗僚歟。自今以後、不及成敗。次、入質物於庫倉事、不能禁制也。(東寺

此新制は、當時、關東御徳政と稱せられ、これを文永の二十箇年後、本錢を以て返戻する制に比すれば、其効力の強弱、固より同日の談にあらざれば、其弊や、争端百出、詐冒千變、却りてこれが爲に、民心の不安を招きたり。故に徳政は、大體に於いて一時を救済したりしも、因りて又債權者に不安の念を加へければ、明年二月を以て、早くも質券賣買、利錢出擧及び越訴の禁を解きたり。而も、幕府が政治の威信を失ひ、士民の輕侮を招けること、想像に餘りあり。

鎌府時代、賣買の法例は、律令時代の如く、官許を受くることを要せずと雖、該地に關する公驗と相傳テツキ手次の處分狀を副へて交附す。債權擔保の方法には二種あり、一を見質ケンシチと曰ひ、一を入質イシと曰ふ。見質とは抵當物を債主に交付し、債主は其期限間之を使用し、以て利分に充當するものにして、田地、奴婢を質入する場合は、大概此方法に由る。入質とは、質券のみを交付し、抵當物を交付せず、從ひて一定の利子を辨ふべきものにして、今の抵

當權と同じ。利率法は、律令時代に、年紀は一年と限り、一倍もしくは半倍を收めしめ、而も、年を積むも一倍半倍の上に超過するを得ずとの定なり。則、見質は、毎年の収益もしくは期間の使用なれば、必しも利率を論せずして可なれど、他の入質、もしくは信用貸借には、積年に及べば、苦情を免れざること、數理明白なり。想ふに、當時の貸借は、危険の事態の下に居り、財物融通の路なほ狭く、多く見質の例に由りて授受せられしが如し。

さて田園の質券は、其年收歳益作毛といふを錢主に附することなれば、何時にても、二十年内本錢を返せば請け出すを得たり。財物を以て出擧するものゝことは、早く大寶の襟令に著録されれば、古より質といふことはありしかど、後世の如く質屋の出來しは、何の世に起りしことか。鎌倉には、無盡錢と號して、財物を錢主に附するに、又一倍の返辨を以て相濟さしめられしに、往々錢主抑留の訴訟あり。蓋、當時の無盡とは、微細の子錢の濟し崩しの謂ひにて、質物には田園の如く作毛の益なきにより、錢主の苦情ありし如し。利分は、毎年錢半倍、米一倍十割と制限せらる。室町幕府に

至れば、京都に土倉多くなり、皆月利錢にて、何文子といふ。此風は鎌倉の末より起るか。建武十七條の第六に無盡錢土倉の興行を勸誘し、従前は莫大の課役を宛召され、而も寇盜の打入を防制せられずして、土倉も斷絶し、今や貴賤急用を闕けば宜く之を再興して諸人を安易にせよとあるに合せ考ふれば、此無盡錢土倉は、やがて後世の質屋の濫觴たるを知る。而も鎌倉時代の末に起り、暴政亂民の爲に、一旦廢棄せし土倉が、足利氏の新政にて復興したる也。(永享年中、洛中洛外土倉質物事、於絹布類者十二个月、至武具者廿四个月、巨多利札者、本錢之外、以半分可償之、云々。長祿三年、質物利率事、絹布類並襟具以下、爲五文子、米穀類六文子、七个月なりと見ゆ。百文に五文の利は、一年六割、六文は七割二分に當る、上古官出舉稻の例、五割(半倍)より重く、私出舉稻の例、一倍よりも輕し。又、佛寺の祠堂錢は、貳文子にて、徳政棄捐に除外されしも、永享長祿の頃の法とす。永仁年中の、年紀本錢返評定の中に、預物を負物尋常の借用に分ち、又替錢の名已に顯はれ、替錢利分者、任證文とあるは、手數の料錢を省きたるを、利分といへるならむ。

第十一章 皇室に兩統を分つ

後宇多天皇 文永十一年、後宇多帝登極あり、龜山上皇、其政を聽きたまふ。

後深草上皇は、持明院御領を承けたまふといふも、治世院政の事なし。北條時宗は、後深草が正嫡にまし、乍、永く望を皇位に絶ちたまふに至れるを悲み、法皇の遺勅にも顧みて、後深草上皇の子熙仁を、龜山上皇の猶子として立坊あらむことを奏請し、兩上皇の裁可を経たり[増鏡、神皇正統記、皇代記]。時に海防の事ありて、公武勿劇の際なり(建治元年)。

神皇正統記に、後嵯峨法皇かくれさせ給ひて後、兄弟の間に争はせ給ふ事あり。法皇は、繼體をば龜山との御素志なりければ、後深草の御流いかゞと覺えしを、龜山梯順の儀を思食けるにや、其御子(後宇多よりも二年長たまふ)を御猶子にして、東宮にすゑ給ひぬ。其後、御心もゆかず、あしきまなる事さへ出きて、踐祚あり、又東宮に其御子さへ居たまひきとあるは、正應の事實にやあらん。増鏡には、新院山龜山は當今(後宇多)の御世を知らしめす事

時宗の奏請

かはらねば、萬御心のまゝに、日來ゆかしく思食れし處々を、いつしか御幸繁しう、花やかにて過ぎせ給ふいと有まほしげなり。本院は、尙いと怪かりける御身の、宿世を人の思ふらん事も、すさまじう思し結ぼれて、世の中を背かむの設け(落飾を)にて、尊號をも返し奉らせ給。時宗いと目出たきものにて、『本院のかく世を思し捨てんする、いと忝く憐なる御事なり。故院(後嵯峨)の御掟は、様こそあらめなれど、そこの御兄にて、させる御誤りおはしまさやらん。いかでかは、忽に名残なくは、物し給ふべき』といいたく、しきわざなりとて、新院へも奏し、彼方此方こめ申して、東の御方の若宮仁を、坊に立て奉りぬ』と見えて、建治の協議は、和好にまとまりしに、正應の立太子後伏見に及び、大覺寺派の憤怒となれるごとし、而もそれは時宗死後の事なり。

正應の立太子及び淺原亂

伏見天皇 建治和平の後、十餘年、持明院の東宮踐祚弘安十年之をば伏見といひ、後深草上皇の院政也。改元して正應といふ、二年、當今の嫡子胤仁の立太子あり、龜山上皇之に平ならず、雜説起る。幕府の執權貞時は、愈持明院統を援けて、

權に迭立の策を定めたるが如く、二十餘年來奉戴せる惟康將軍を廢し、更に久明親王伏見帝の弟を迎へ立つ。永仁六年に至り、伏見帝の長皇子踐祚、之を後伏見天皇と爲す。前の伏見は、龜山の御猶子なりしが、此には其儀無し、

西園寺公衡

正應三年、甲斐源氏の武士淺原爲頼、數人の郎従を率ゐ、夜に乘し内裏を犯し奉る。天皇、伏見駭かせ、女装して避け給ひ、篝屋の武士、大番衆等、變を聞きて馳せ參せしかば、爲頼自殺す。當時、龜山法皇、此事に連りたまふやの説あり、法皇は告文を幕府の執權貞時に賜ひ、事寝めりと雖、嫌隙滅せず。増鏡に之を説いて、中院(龜山法皇)も、之を知ろしめしたるなどいふ聞えあり。權大納言公衡(西園寺實氏の孫、實兼の子なり)一院(後深草法皇)の御前にて、『この事は猶中院の御心合せたるなるべし、後嵯峨院の御處分を引きたがへ、關東よりかく當代をも居ゑ奉り、世をしろしめさする事を、心よからず思はずによりて、世を傾け給はむの御本意なり。さて、なだらかにもおはしまさば、まさる事や出でまうてこむ。中院をまづ六波羅にうつし奉らるべきにこそ』など、かの承久の例も引きいでつべく申給へば、一院』い

かでか、さまではあらむ、實ならぬ事をも、人は能く云ひなすものなりかし』と、涙ぐみてのたまふを、心弱くおはしますかなと見奉り給ひて、猶、内伏見帝よりの仰など、嚴きことども聞ゆ。されば、中院も新院、後宇多上皇も、思しおどろき、最あわたしきやうになりぬれば、如何はせむとて、知ろしめさぬよし、誓ひたる御消息など、關東へ遣されて、後ぞ事しづまりにける云々。此増鏡の叙説に據れば、公衡が専兩統の間を離隔したるやの疑あり。而も、公衡の志はさのみ甚しきには非ざればにや、龜山法皇の晩年には、公衡殊に寵眷を被る。是は、正安二年、公衡の同母妹昭訓院が龜山殿に入りしよりの一轉化に由る歟、又注目すべき一事なり。梅松論には、伏見天皇の幕府に下し給ひしといふ密勅を説いて、

「龜山院の御子孫、御在位連續あらば、御治世の威勢を以ての故に、諸國の武家、君を擁護し奉らば、關東途に危からむものなり。其故は、承久に後鳥羽院、隱岐國へ移し奉りし事、安からぬ叡慮なりしを、彼院も深く思召されて、やゝもすれば、天氣關東を討亡し、治平ならしめむ趣なれども、時

節いまだ到來せざるに依りて、今に至るまで安全ならず。一の御子、後深草院の御子孫に於ては、天下のためにとて、元より關東の安寧を思召候所也」と仰下されける程に、兩子孫、十年を限りに、打替治世あるべき由に計ふ、云々。

執權貞時の季世 之よりさき、弘安七年、時宗卒し、子貞時執權たり。時に、北條氏すでに奢泰に赴き、内管領長崎頼綱、外戚足立泰盛、二人權を争ひ、遂に殘害に及ぶ。貞時行脚して、時頼を學ぶと云はるゝも、頼綱回し難し。

保曆間記、弘安の比は、鎌倉に秋田城介泰盛、足立氏權勢無並人。其故は、時宗の舅也ければなり。執權時宗の嫡子貞時が内管領、平左衛門尉頼綱も、驕を健くする事、泰盛にも不劣。爰に、泰盛、頼綱、中惡うして互に失はんと云す。泰盛が嫡男宗景、橋の極にや、曾祖父景盛は、右大將頼朝の子なりと云ひければ、頼綱入道折を得て、宗景謀反を起して、將軍に成んと企て、源氏に成由を訴ふ。終に泰盛父子誅せられけり、是を霜月騒動と申けり、弘安八年也。其後、頼綱の次男、安房守に成て、飯沼殿とぞ申けるを、將軍にせんと

議したりけるに、嫡子宗綱は忠ある仁にて、父が悪行を歎きて、此事を貞時に忍やかに申けり。此上はとて、平左衛門入道果圓父子をば、正應六年被誅畢、宗綱後には管領に成けり。

源氏不平

足利家時義兼世孫五北條に平ならず、謀叛の志ありて、成らずして早世すと傳へらるゝも、此間の事なり。其子貞氏、上杉親王將軍金澤北條の二氏に姻親し、尙鎌倉に重んぜらる。貞氏の子尊氏に至り、遂に北條氏に代り、源氏の業を興す。蒲冠者範頼の四世孫、吉見義春一云義春の子義世が謀叛誅伐といふも、同代に在り。皆源氏の貴種に出づるの故に、其奇變に會へるなり。吉見氏は、武州比企郡に知行あり、一族別れて、石州へ

第十一章 朝廷幕府の危機

後二條天皇 後伏見帝の受禪にあたり、後宇多上皇の一の御子邦治を立て、儲宮と爲さる。當年十四兩流迭立の形勢全く成る。在位三年にして、早くも退讓あり(正安三年)、邦治傳國せられて、之を後二條天皇と爲す、後宇多の御政

實位易置似奕棋

務也。又、東宮は、後伏見の皇弟富仁と定めらる。時に五上皇あり、後深草、龜山、後宇多、伏見、後伏見、至尊の實位も、易置せらるゝこと奕棋に似たり。

京極爲兼

正應以後、兩流の排擠の勢、益激烈に赴き、幾多の波瀾ありしが、幕府は、伏見帝の近臣京極大納言爲兼を遠流に處し、終に兩流の迭立を以て其交讓を求め、兩法皇の嘉納し給ふところとなりしとも見ゆ。爲兼は、持明院統の謀臣にして、當時世に畏懼せられ、幕府にも忌まれし傑材也。花園院宸記に、入道爲兼者、伏見院在坊之時、寓直、龍興之後、任藏人頭、以和歌染之、粗至政道之口入、仍有傍輩之説、關東可被退旨申之。仍解現任、籠居之後、重有讒口、頗巧陰謀事、依武家、配流佐渡國(永仁六年)。經數年歸京、又昵近如元、愛君之志、軼等倫、是以有寵云々。神皇正統記が、伏見院の御治世を叙して、關東の輩も、龜山の正統をうけ給へる事は知り侍りしかど、近比となりて世をうたがはしく思ひければにや、兩皇の御流れを、かはるゝすゑ申さんと相はからひけりとなんといひ、又皇年代略記が、立太子の事を記して、後伏見院御幼年之上、皇統御兩流、依爲關東之所存、立之歟といへるも、同くこれを

いふなり(皇代略記これに同じ)。而も、十年を限りて御治世の期となすと
いへる梅松論の語は、事實に合はず。此時、冊立の東宮は、伏見上皇の二子
富仁にして、後伏見帝に御子未だあらざればとの儀なり。又、後伏見在位
三年にして脱履なり、必しも十年と爲し難し。梅松論には直截の語多く、
明快に似たるも、實は粗雑に流るゝものあり、餘書と並比對校して、是非を
觀るべし。

持明龜山の兩法皇 持明院の後深草法皇は、嘉元二年崩し、遺領の御處分あ

り。長講堂領法金剛院領富小路殿伏見殿土御門殿有栖川亭其他の御領を、伏
見上皇に讓與あらせられ、御處分帳にも、長講堂者第一大事候、能々可被留御意
候、委細猶別可注申候と記さる。長講堂は一條土御門に在り、後白河法皇創置、
置法金剛院は並阿に在り、鳥羽法皇創置。

正安二年、室町女院薨す、女院は後堀河天皇の第一皇女にて、後高倉院の第
一皇女式乾門院より、其御領を傳へ、最奉邑に富み給へり。而も式乾門院
は、宗尊親王を猶子とし、薨御の後は、親王管領あるべきことを遺狀せらる
とも云ふ。伏見上皇聞きて、御使を鎌倉に遣され、この讓狀は已に棄破せ

長講堂領以
下の御料

室町女院領

られしことを指摘せられたりしかば、龜山伏見兩院の間に均分あらせら
れんことを奏し、事漸く決せり。兩流の御領に關する爭論は、實に此室町
院遺領に在るが如し、世に傳ふる長講堂領につきては、未だ得るところあ
らず。正和元年に至り、伏見上皇も、御領の處分を行はれ、長講堂播磨國衙
等の重なる御領、及び文書記録は、姑く後伏見上皇の御管領となし給ふも、
將來は更にこれを花園天皇に讓進せらるゝこととせらる。室町女院の
御遺領は、幕議に依りて一たひ兩院の御均分に歸したるも、大覺寺統の御
相傳をば、持明院統より非分と認められ、やがて幕府に論し、全部を後伏見
上皇總領せられしに似たり。〔參取三浦氏鎌倉史〕

翌三年、嵯峨殿の龜山法皇も崩す。是より先、法皇は後宇多上皇の第二皇子尊
治を愛てたまひしが、晩年、季子恒明ありしにより、遂に恒明を上皇大覺寺に囑
に別居し、未來の皇儲に備はらしめむとせらる。故に、特に御處分狀を前右大臣西園
寺公衡に託し、恒明につきて「三歳小兒、心操雖難知、於事孝行之志、不可説々々々」と
宣りたまひ、別に宸翰あり、太王不讓泰伯、而意在季歷、泰伯三讓季歷、意在文王、

龜山法皇遺
詔

恒明親王を
文王に比し
たまへり

思之々々と懇諭したまふ。(龜山院凶事記)

【鎌倉幕府編】

後醍醐帝の繼紹につき、北畠准后は、祖皇の正統の在る所を論じて、神皇正統記の作あり。故に特筆して曰く、

人皇九十五代、第四十九世、後醍醐天皇、諱は尊治、後宇多の第二子、御祖父龜山の上皇やしなひ申給き。龜山、後宇多世院政を知しめさずなりしを度々關東に仰給ひしかば、天命の理かたじけなく、恐思ひければにや、俄に立太の沙汰有り、龜山は此君(後醍醐)をす。奉らんと思食て、八幡宮に告文を納め給しかど、一の御子(後二條)さしたる故なくて、捨られ難き御事なりければ、後二條をぞ居る給りし。

と、即、龜山法皇の情意を一に此君に鍾めたまひしやに伺はる。而も、龜山院凶事記には、尊治親王への處分状もあり、御領を頒たれしと雖、一言も繼紹に及ばず。彼の恒明親王の寄托には、後宇多上皇の御受文。

恒明親王儲貳間事、當時、后宮、女院等(これは後二條之間、可備其器之仁、無所生之上者、承候之趣、非無謂歟。今度沙汰之時、以此旨可被仰合關東之申、

繼紹の遺命
は後醍醐に
在らず

承了。每事被仰置之趣、不可相違之條、勿論。心安被思召之條、年來孝行所存、可顯此時候、恐惶謹言。

嘉元三、七月廿八日 世 仁

とさへあれば、正統記の「龜山は此君をす奉らんと思しめし」との語は、信用し難し。或は、當時の風習にて、晩年の悔返にてもある歟といふ、則、不孝の事に由ると論せられむ。又、近年嘉元凶事記の發見に會ひ、遺勅の文、王をば、尊治に牽強するは、失考甚し。

花園天皇 龜山法皇御遠行の後に及び、大覺寺上皇は、其遺命に遵はせたまはず。後二條の俄に崩御ありて、持明院統より東宮富仁(後伏見の太弟なれど、其猶子の儀に爲さる)入りて繼がせらるるに方り、更に恒明親王を推さず、尊治親王を新東宮に居るさせたまふ。蓋、上皇后宇多は、後二條の正嫡の治世を望みたまふと雖、幼弱の故を以て、暫く尊治の賢にして長せるに就きたまへる也。やがて、後醍醐の治世を永久にしたまふは、皇考皇祖の神意には非ざりしと知るべし。

正統記に、後二條早世ありてやがて後二條の一の御子邦良を儲宮に居る

東宮は尊治
に定まるも
か暫くの事

【第十二章 朝廷幕府の危機】

後二條は後
宇多の正嫡
なり

給ふべきかと聞えしに、後宇多上皇思し召す故ありて、此親王尊治を太子に立て給ふ。次には彼一の御子に傳へさせ給ふべし云々の文あれば、もと龜山の屬望は恒明にありしに、後宇多已に之に従はせたまはず。後宇多の期待もと嫡孫邦良に在りしが、暫く後醍醐の繼紹を爲させられしと謂ふべし。後に至り、光嚴帝が前坊邦良の遺子康仁を尋ねて、東宮に建てたまへるは、後宇多の期待に合ふに似たるも、建武の變に、光嚴の廢位と共に、康仁太子も後醍醐の黜くる所となりたまふ、木寺宮といふ者は是也。讀史餘論。尊治親王の立場は、邦良親王年少にまします故に、法皇關東に仰せられ定められしなり。やがて、高時が執權の始めに、受禪をも計らひ申し、邦良の立場あり。然るに、邦良薨去あり、其後、元弘の變に、邦良の王子康仁を東宮に立申しけるは、關東の武家、猶義のあつきとや云はまし。西園寺公衡は、先に後深草龜山兩法皇の信任を受け、幕府の請に依り、父實兼に代りて其申次となり、公武の間に頗重望を負へり。而も、大覺寺上皇は、當今後二條の正嫡、並びに尊治親王に御望を繫け給ひたれば、故法皇崩御後、曩日の遺

龜山統の分
派

命兼約を履行せらるべき思召ありとは見えさせられず。花園帝の時、尊治の立場に至り、恒明は愈競はせたまはず。時に、伏見上皇の權臣京極爲兼、配所佐渡國より召返され、寵遇舊の如し。此に於いて、爲兼は、公衡と共に、伏見上皇及び昭訓門院に奉事して、内の方後宇多の院政に對抗し、排擠の風又起る。昭訓門院は、即恒明親王(禪林寺殿又常磐井宮)の生母也。

北條氏干渉

國史大辭典曰、兩院迭立には、種々なる原因ありと雖、根本問題は、御料財産の係争に在りて、之に婦女子の勢力の纏はりしに因る。世に北條氏が此兩立を策定すと云ふは誤にて、むしろ、兩統の御依頼に附きて、干渉せしに過ぎず。さて、其御料の遺産處分は、龜山法皇より、大半は恒明親王に傳はり、又恒明を太子に立てよと、後宇多上皇に諭したまへり。而も、法皇崩御の後、其遺勅行ふ能はず、遂に恒明の母昭訓門院は、伏見上皇の方へ結託するに至れり。又、後宇多は、一旦愛子尊治(後醍醐)を立てたまふと雖、他日必、邦良後二條の正嫡に皇位と御領を併せ傳ふべしと命せられ、尊治の子孫の皇位競望を停めらる、云々。

爲兼再三の放流

正和四年、公衡病みて薨す、幕府爲兼を執へて土佐國に流す。罪案は、これを詳にせざるも、爲兼の平生に徴すれば、兩統迭立が幕府の調停奏議に依りて、稍確定せるに拘らず、これを翻さむとするに由る歟。蓋、爲兼が、晩年、西園寺實兼と合はず、葛藤纏綿の中に責罰せられしは明かなり。花園院御記に徵證すべし爲兼者、朕加首服之時、爲上壽、任權大納言。無幾、舊院(伏見)御出家之時、同遂素懷了。於上皇後伏見並朕、爲乳父、而入道大相國(實兼)、自幼年扶持之、大略如家僕。而近年、以伏見舊院之寵、與彼相敵、互切齒。至正和四年、遂依彼讒、重配土佐國、近年移和泉國。

後人或は、爲兼の事を以て、鎌倉誅伐に擬するは、全く誤れり、尊治東宮の踐祚について、更に計畫する所ありしに由る如し。

増鏡に「禪林寺殿をば、法皇おはしまし時より、禪院になされき」とあるを誤解して、恒明親王の入道薙髮と爲す勿れ。惟ふに、恒明の失勢は、公衡の亡せて、實兼老い、舍弟(今出川公顯、菊亭兼季)子孫(實衡、公宗)劣弱にして、家聲墜ちしに由る。公經以來實氏、公相、實兼、公衡、の西園寺氏は、關東の衰亡に

西園寺氏の衰勢

世襲親王の由來

先んじて傾きたりとも謂ふべし。實兼の女子昭訓門院龜山御は、公衡と同母にして、異母妹禧子(後京極院は東宮、後醍醐)の妃たり。實兼が、東宮に援引するの情、蓋此に在り。而も公衡の女寧子は、後伏見院の后光嚴、光明、兩帝の母にして、花園在位の時、准母と定められ、實兼、公衡は、其利害を異にしたり。中世に起れる世襲親王家は、常磐井恒明親王に起る。○伊藤公憲法義解云、之を上古に考ふるに、皇子はミコと稱へ、皇女はヒメミコと稱ふ。親王、内親王の稱は、持統天皇紀六年を始とす、大寶令は、凡皇兄弟皇子、皆爲親王と、此時は未宣下の式あらず。宣下の式は、蓋淳仁天皇紀を始とす、皇孫にして親王、内親王の宣下ありしは、三條天皇の皇孫を始とす。紹運録に見えたる、龜山天皇の皇子恒明親王より、數世相嗣きて、常葉井宮と稱へたるは、是ぞ世襲親王の始なれ。蓋、令制には、親王の稱は、皇兄弟皇子に限りしを、其の後宣下式に依り、歴世の皇孫、亦親王の稱を賜ひしなり。

國家の變運 白河、鳥羽院中の政務は、先に藤氏の權力を削りて、回復の勢ありしも、源平の武臣更に起りて之を争ふ。殊に、皇位は後嵯峨幕府の擁立に因

りたまへるより、後深草、龜山後深草、後宇多龜山、伏見後深草、後伏見伏見、後二條後宇多、花園後伏見、醍醐見に及ぶ、皆禪讓の先蹤と權勢の牽制に因り、易置すること玩弄の態あり。帝王殆自主の力なし、國家の危機此に伏す。花園帝立つの年、貞時將軍久明親王を廢し、其子守邦を擁立す。尋いで貞時卒し、子高時幼弱にして放縱なり。北條氏凡九世八代將軍の陪臣を以て、天下の權を擅にせるも、此に及び又其陪臣長崎圓喜等の弄ぶと所となり、初めて衰ふ。數世屈伏の將士、亦變革を希ふ、天下將に事あらむとす。

保曆間記曰、北條貞時は、嫡男高時未生の間、執權を從弟南殿師時へ申付たり、聳也。其比、常磐殿時村、これに連署す、時村が孫右馬權頭熙時時村は是も貞時の聳也。延慶四年、最勝園寺入道貞時死去、息男高時八歳なりければ、大佛殿宗宣執權たり。高時、頗亡氣の體にて、將軍の執權も叶ひ難かり。されども、先祖泰時の時より、代々政道正直に行ひ置たりければ、彼内管領長崎入道圓喜と申すは、正應に打れし平左衛門入道が甥、光綱子にて、又、高時が舅秋田城介時顯は、安達泰盛入道覺眞が舍弟加賀守顯盛が孫也。彼

貞時二人に、世事任せ置きければ、如形申談して、子細なく年月送りたり。鎌倉史曰、孔子有言曰、倍臣執國命、三世希不失矣。北條氏執國命九世、何其久也。蓋、泰時刻苦責躬、恭遜率下、親昵諸將、惠愛民物。孔子曰、持滿有道、豈謂此歟。時頼、時宗、貞時等、繼之、或伸威海表、或勞躬理民。故大者懼其威、小者歸其德、一人之心雖未慊、萬民之望自足焉。鄙語曰、何知仁義、唯惠己者、爲有德、天下之常情也。故王家雖反正、政失其道、天下復思北條氏舊政矣。書曰、撫我則后、虐我則寇、苟知其后之非后、與非后之后、持滿之道、備于此矣。抑篡弑悖逆之罪、無所逃天地之間。自義時徙三上皇、握四海之權、至此恰百年、天降頑童、以絕其種類、幾無吹火、所謂天定能勝人。而古人稱三十年、曰一世、則聖人三世之言、亦驗矣。

第十三章 教法藝術の革新

神祇佛陀 本期の初めに、華山帝の六世孫顯廣、神祇伯に任せられ、是より子孫世襲、王爵を給はり、俗に白川の伯家といはるゝ是也。源賴朝、佛神を敬して

僧祝に服す。平氏、東大寺の大佛を焚けるを以て、賴朝は僧重源に金穀を寄附し、之を助成す。僧文覺は、本北面の武士なり、出家してなほ任俠を事とす。賴朝之を禮遇して、高雄寺を造立せしむ。時に、南北及び高野の諸宗三論華嚴天台眞言律等富貴にして化導を務めず。寺中に僧兵を置き、頭を裹み鎧を着け、武將の軍服して直垂を被るが如し。其貧賤にして奸詐なる者は、人に媚び財を貪る、賣主と賤めらる。而も、寺院の別當執行等の長吏は、多く妻帯して家業を世々にし、隱然たる豪族なり。又、陰陽師あり、久しく上下の依頼を爲し、權威當るべからず。神職、社家、之と相因り、内典外典を分ちて、牢く人心を錮す。

賴朝は、平氏及び義仲の弊政を承けて起ちしものなれば、單に策略上よりするも、これが反動的態度に出づるの必要あり。故に毎に頽廢の社寺を修造せんことを勸奨し、又禁裏仙洞の修造をも獻言し、朝家の御大事、雜事、雖何个度候、賴朝こそ可勤仕事にて候へば、愚力の及候はむ程は、可令奔走候」といふ。而も、當時は、國庫官倉の歳入無く、恒例臨時の朝儀も、王公卿相之に臨むと雖、一に任官獻金、謂はゆる成功ジャウコウに依りて執行せられし程なれ

ば、官寺大社、營造の巨構なるものは、其經費に究したり。是に於いて、偏く上下に募縁して、義捐を仰ぐの必要を生し、恰、文覺、重源、榮西等の熱心なる大勸進を出す、亦時勢なり。殊に重源の如きは、一生の間、堂塔佛像の外、道路を開き、港灣を築き、橋梁を架し、頗、民衆の便利を達し、檀興の化縁を廣めたり、社寺宮殿の修造は、又、期せずして、工藝美術の發達となる。名匠、良工、前後輩出して、建築に、彫刻に、繪畫に、其妙技を發揮し、時代の好尚に伴なふ。即、藤原式の纖巧陳腐なるものは、此に至りて漸く清新豪放となり、政治現象のその如く、或意味に於いての活氣を添へ來りぬ。殊に經濟上の意義に於いて、官公の資力減して、民私の共同に待つこと多きを示すに似たり、官と民の消長に、免れざる數あるに由る。

白川の伯家は、神祇官の例事を掌り、大副ト部氏あり、之を輔くと雖、官省の政治衰へしより以來、朝廷の一儀禮を傳ふるに過ぎず。大内裡は荒廢すと雖、太政官と神祇官、兩院の殿舎、久しく其舊跡を保ち、ト部兼方は、舊講本を輯録して釋日本紀を遺す。陰陽師は、天文を望み曆數を考へ、日月星辰風雲氣色の異變、鬼

神精靈の來去、人事物類の吉凶、家宅方位皆占に従ひ忌を告げ、其災厲を爲す者は之を祓除す。凡、祈禱、咒禁の事は、浮屠家と並び用ゐられ、内典祭、外典祭といふ。又、陰陽不測、之を神道といふと説き、本邦固有の風俗に、和同すること久しかりければ、神社は大抵、陰陽道の禮奠に因る。後世、神佛混淆を兩部と説けど、實は内外典の和同なるべし。

賀茂(幸徳井)安倍(土御門)の二氏は、平安朝の季より、陰陽寮の世業重代の家となり、官人博士を統ぶ。本期に至りて、其徒弟得業、都鄙に滿ち、公私に普し。蓋、我邦、道家方技の最盛時代なり。其伊豆宮根の兩所權現、並びに熊野證誠殿等が、正しき支那道家の神仙を奉祀せるにて、之を覺るべし。殊に、泰山府君の東岳は、宮根の山に擬せられ、冥道司命の尊靈として、朝暮の畏敬する所たり。(安倍泰親、賀茂在繼を本期の名人とす)。乃、泰山府君の都狀に、夫、泰山府君者、居天中之巖岳、主海内之禍福、百鬼從其威風、萬靈浴其惠澤、專蕪繁之禮者、願念同印下之泥、備祭祀之儀者、感應喻鏡中之影」と云はるゝ者なり。是れらの陰陽道は、新宗門の起立を待ちて、人心の歸向漸く

移りければ、衰替に就きしかど、神祇官の卜部、並びに伊勢外宮の禰宜の、口本紀、舊事紀に據りて、稍神道を回復するあり。和朝の舊俗の上に基礎を居る、以て道陰陽釋浮屠儒の三教と融和を求めたり。即、南北朝篇に見ゆる、中世神道の小變化なり、小發達なり。されば、漢唐の方技に據れる陰陽五行の神道は、是より復、和朝に本つけて、其説を立つることゝなると知るべし。神祇大副兼方懷賢の釋紀は、文永前後の集録なり。

正安二年、内宮禰宜行忠の古老故實傳に、神宮秘記、數百卷内、最極書とて、飛鳥記、大和秘府、大和葛寶山記、心御柱秘記、神皇寶錄の五通を、一見之處、二世利益、正覺、正智の本師明文也」といひ、諸天三寶教令、以梵網經爲最極也、内證外用、神道佛法、常住本無慈悲、神主孝順至道、思之思之。諸天垂跡、諸佛出世、千經萬論、歸一心而已」と。此に内證外用といふは、内典外典にあたる。又、今に傳ふる伊勢神道五部書は、延喜以後の修撰と稱せらるゝも、之を一閱するに、猶後世の贋作ならむ。其道釋、兩家の語の交はる多きは、正に其作の鎌倉時代を下らざるを觀るべし。行忠謂ふ所の飛鳥記は、今の御鎮座

傳記と本紀にて、今の寶基本紀は、太宗秘府なれば、推して知るべきが如し。弘長年中の沙石集、伊勢大神宮に詣てし記事は、明白に是れ等五部書の説を擧げ、人を易へて語を同くす。兩宮を金剛胎藏の眞言兩部にも比例しながら、又本地垂跡に言及し、漢朝には、佛法を弘めん爲に、孔子老子顔回の三人の菩薩、外典を以て人心を和げ、我朝には、和光の神明先迹を垂れて、荒き心にも佛法を信せしむる方便としたまへり云々。

信仰漸變 源平の争亂以後、物の轉變を觀し、世の盛衰を感ずる者少からず。西行、元北面の士なり、諸國に行脚して、詠歌を事とす。同時に賀茂社人長明あり、又遁世して、方丈記を著作し、京師の災變究極なきを記す。當時の俗、出家せば遁世素懷を遂ぐと稱す、初め王室貴家の宅舍を捨て、寺院と爲し、之に退隱して入道法名を稱ふる者、其風下に移り、稱謂濫雜なり、道俗別なし。新教此際に起り、我邦佛道の信仰漸く變す。古來の八宗は、其傳襲せる勢力を以て、各維持する所ありと雖、實は人心の根抵に於いて、重繫深頼に足らず。殊に、公武都鄙の離隔は、大多數の武士平民を驅りて、新教に歸趨せしめたる如し。

舊勢力と新
節向

七宗綱要

元亨釋書諸宗志に、七宗の綱要を擧げて、其盛衰の形勢に説き及ぼす所あり。三論宗をば、諸法蕩滌之深理也、近世不絶如帶、庶幾見整類綱といひ、唯識宗をば、諸法建立之精致也、方今南京之地、人神幽贊、益煽講習といふ。律宗には、鑑真來朝、此宗昌矣、比丘儀相之嘉範也。其後或微或興、天下今不乏其學。華嚴宗をば、如來始成之高趣也、我本朝至良辨而大振、今言雜華者皆承焉と贊す。又天台をば、如來後融之妙旨也、大哉斯文、始自西傳、猶月之生、五代攘奪、殘闕未復、今復東返、猶日之升、彼方欽我國台教之盛と激賞し。密教をば、如來事用之正印也、而有台密、有東密、東亦有小野廣澤之競傳、四派別流、千支萬帶、泛溢四海、不知紀極。震旦之密、絶於宋初、唯我日域、轉久轉熾と歎美す。禪法に及びて曰く、如來心性之玄願也、此方殿傳、雖恨遲暮、百數十歲、鬱爲強宗。榮西積翠臨濟黃龍之派也之裔、爾隆楊岐臨濟二之胤、北地越前亦有新豐宗曹洞之微派、凡三家。方今元國之禪、亦此三而已、餘先泯矣。而も又、淨土宗に論及して、上之七、是此方之名宗者也、又有淨土焉、有成實焉、有俱舍焉、斯三爲寓宗、譬國之附庸、而各皆有宗焉。蓋、成實、俱舍、昔有學員、中世而廢。

禪法及び淨
土宗

新佛教の地位

淨土一宗、或大或小、依修者而然。本朝空也師光勝倡之、源信源空繼而助之、而無統系。宋地又此宗熾、無統系者、與我同焉。されば、淨土宗は、當時源空の唱導に依りて、大に世に廣まりしも、之をば無統系と思惟せられし也。即、親鸞、一遍、日蓮の位地も想ふべし、宗教界に於いて、未、公認を経ざりしものなり。而も、此新門徒が、日本新佛教として其勢力を伸べ、其位地を克ち得しは、むしろ元亨以後にして、後醍醐帝の登極は、方に此變革の運數にあたりたり。

律宗の中興

凡本期に光彩ある者、禪律の二門を推す。而も其中興律は、寺塔の修造、貴賤の歸依、一時代にして停止し、南北朝に及び衰へ、禪と相競はず。徒に、貞慶高辨俊苾芻尊良觀の盛名を遺すのみ。蓋律は古教顯密と相容れしのみならず、又、修禪念佛とも甚しく背かざり如し。乃、律家の觀行は、難易淺深雅俗等の對比に於いて、兩面を備ふる所ありければ、舊新の二大流派の相分れむとするの世に、一時の潮痕を高めし者歟。

凝然大徳の三國佛法傳通緣起に依れば、古京の戒律の中衰せしを、和州中

泉涌寺俊苾

川寺の實範之を再興せしめ、之を笠置寺貞慶に傳へ、貞慶解脱房の法脈に、西大寺思圓上人諱出で、泉涌寺と南北相競ふ。北畠准后が律は、中古より此かた、其名計にて、戒牒を守る事だにも絶えけるを、興正菩薩南都思圓上人等、章疏を見あきらめて戒師と爲る。北京には我禪上人俊入宋して、彼土の律法を傳へて之を弘む。南北の律再興して、威儀を具すること舊きが如しとある是也。又、泉涌寺邊に、後堀河四條の兩帝陵を置かれけるより、歴代の御火葬納骨、多く此月輪山に於いてせらる。

是時に當り、高辨明は華嚴律を以て世に鳴り、梶尾高山寺に居り、毎に授戒を行ひければ、天下道俗、如佛在世、列其場といはる。俊苾は東山泉涌寺を起し、眞言律の道場と爲す。叡尊興正は南都西大寺に居りて、又律宗を復興し、鎌倉極樂寺良觀忍性は、その門弟なり。良觀西大寺に在るや、奈良坂の癩者救養に力を盡し、手足繚戻して行乞に難きものは、日々往きて之を看護したり。又、天王寺に詣り、聖徳太子四院の事に聞き、之に感じ志を立て、所々に療病所を建て、二十年間、五萬七千二百餘人を養ひ、其死者一萬餘

興正忍性の二菩薩

人を收む。又厩を構へて病馬を集め、厚く之を飼ひたりしかば、人之を呼
びて醫王如來と稱せりと云ふ。彼弘安蒙古退散の祈禱も、當時專興正忍
性の法力に期待せられたりと、其一代の重望を負へること想ふべし。

臨濟曹洞の禪法

僧榮西、宋より歸り始めて禪宗臨濟派の法を傳ふ、直指人

心、見性成佛の教判は、清新の風を起し、活動の機を具へ、頗時弊を濟ふに足る。

後鳥羽上皇之を悦び、建仁年中、爲に一寺を置かれ、建仁寺と曰ふ、古教南北の僧

其非法を訴ふるも、和解して止む、榮西、茶種を彼地より携へ來り、筑前山城に移

植し、喫茶養生の俗、是より起る。九條道家、始めて禪門大戒を受け、深く僧圓爾

(榮西の法孫)に歸依し、東福寺を建て、禪林、是より盛なり。榮西に次ぎ、道元入宋

して、曹洞禪を傳へ、還り越前永平寺に隱る。月に釣り雲に耕し、僻境に居るを

家法とす。時に後嵯峨法皇、佛典の奥に通し、北條時頼、亦禪に耽る、並びに道元

を尊ぶ、世にこれらの禪法を達磨宗といへり。

百練抄に、入唐上人榮西、在京上人能忍等、令建立達磨宗之由、風聞、可被停止

之旨、天台宗衆徒奏聞、云々。可從停止之趣、被宣下云々とあるに徴するも、

建仁寺榮西
東福寺圓爾

永平寺道元

達磨宗の漸
浸

初めより一宗の建立を許されざりしなり。故に、榮西は、顯密禪律を兼ね
る者として、鎌倉壽福寺を董席し、建仁二年に至り、鴨河原の東に建仁寺を
建て、當時天台の末寺と稱せられたり。沙石集に、鎌倉に壽福寺、鎮西に
聖福寺など、創草禪院の始也。然ども、國の風俗にそむかずして、教門を
ひかへて、戒律、天台真言などと相兼ねて、一向の唐様を行せられず、時を待
つべきにやとあるにて、達磨宗東渡の風氣を想ふべし。榮西の徒榮朝は、
上州世良田長樂寺に居り、顯密を兼ね、圓爾は朝の弟子なり。道元の徒に
覺心あり、紀州由良に興國寺を創め、法灯の一派を爲したり、法灯派は、後世、
妙心寺關山派と合す。

曹洞宗の傳來は、神皇正統記榮西、聖一圓爾の臨濟二流の教外別傳の佛心
宗を記す、瑤囊抄に漏れたれど、元亨釋書に、道元、以曹洞宗旨、歸來關法と特
筆されたり。但し、此宗派は、微弱振はざること數十年、三傳して、瑩山瑩紹に
至り、能州總持寺を建て、是より宗風を恢弘す。瑩山は、元亨年中に賜紫道
場と爲されたりと、高僧傳云へば、本宗の盛大に就けるも、念佛持經の諸門徒

總持寺瑩山

建長寺圓覺寺

と、同一の時代氣運に乗じたる者とす。

時頼時宗は、宋僧道隆祖元等を招き、鎌倉に建長圓覺の二寺を造り、龜山帝、南禪寺を以て普門祖圓に賜ふ。公武ともに佛法を研究し、學術依りて起る者あり。貞時の世に、元主既に兵に失敗し、我國俗の佛を敬するを知り、僧一寧を遣し謀る所あらしむ。貞時之を拘して伊豆に置きしが、後、其學徳をきき、鎌倉に迎へて叢林に住持せしむ、弟子に才俊輩出す。晩年上洛して、後宇多上皇の禮遇を被りて、南禪寺に居り、其座化するや、宋地萬人傑、本朝一國師の贊を賜ふ。

南禪寺

圓覺寺祖元の本國に在るや、元兵來迫して白刃を其頸に擬せしに、電光影裏斬春風との一偈を唱へて自若たり。已にして弘安二年東渡し、蒙古の來襲を時宗に告げ、勿煩惱の三字を書して呈し、「一風纔起萬艦掃蕩」と對へきと傳へらる。凡、僧徒の支那往來は、寧一山の迎へ用ゐらるゝと同時に、漸次に回復したる如し。即、我より天岸、雪村、寂室の西航するあり。彼よりは、清拙梵仙の東渡するあり。

寧一山

新佛教の起立 念佛持經(法華)の二宗は、我邦新創の教派なり。源空法然專修

法然上人源空

念佛の法を唱へ、選擇本願集を著し、淨土宗と號す。凡人の他力信心を以て往生すべきを教へければ、都鄙渴仰して、諷誦の聲、道路に滿つ。其徒之を習ひ、或は流れて淫猥を誘ふの具となる。土御門帝の時、延曆寺奏して之が禁罰を請ふ。朝議、源空を讃岐に配流し、其弟子安樂、住蓮等を斬罪にす。然れども、其教漸、上下に蔓延し、深く人心に植ゑて拔ぐべからず。源空、數年にして赦され還り、門徒益盛なり、專修念佛は遂に一宗と爲る。其徒弟は、東西に離散して、各教化の地を拓きければ、世を経て始め大なり。

淨土宗の門流

源空の選擇集に對して、高辨の摧邪輪の述作あり。やがて念佛禁止の宣旨には、内凝妄執乖佛意、外引哀音蕩人心、遠近併歸專修之、一行、縉素殆褊顯密之、兩教、佛法衰滅、由斯と云はれたり。法然の門弟は數多ありしが、聖光の鎮西流義、善惠の西山流義、隆寛の長樂流義、覺明の九品流義、最著はる。聖光の弟子良忠、東國に布教し、鎌倉に光明寺を建てしより、鎮西流義最振ふ。後世の白旗流といふも、記長門下六派の一なり。

善信は京人なり、亦源空を祖述すと雖、常に關東の邊鄙に説き、愚禿親鸞と稱し、在家活計、肉食妻帯して、當流の易行、惡人の得脱を示す、本願寺の祖なり。其法脉は、專野州高田の眞佛など、之を承けて流布したり、故に東國弟子二十四輩の稱あり。

親鸞、日蓮の兩門徒の、師弟創唱傳法の記事は、彼宗内の書冊多しと雖、外間にして夙に之を記述せるもの少し、故に信證を取るに頗難し。(南北朝編に合せ看るべし)

本朝の末に成れる、元亨釋書は、建仁寺榮西を推して、東渡一宗派の始祖と爲し、傳智部に收む、源空贊曰、多岐亡途、兀々皆是、專修之言、又孔躰矣。然廢勝業、斥他宗、雖賈徒之執弊、恐空之訓不盡乎、貞慶、高辨等を、慧解の才器と爲したるも、親鸞一逼、日蓮等の新門徒を録せず。是は、此僧史が、達磨宗を主張せるが故のみにて、然るに、あらず、當時親鸞以下の新門徒の、勢位低かりければ也。

一逼(知眞)や、二僧に後れて出て、諸國を遍歴して教化を力む、名けて六時禮讚

衆と云ひ、又遊行上人の名あり、後世の時宗なり。凡、此念佛三宗、共に民間に盛行し、其たるや、卑俗を誘ふを主とし、梵唄聲明に因り、諷誦の音節を精うし、清婉人聽を奪ふ。

野守鏡曰、一返房は、念佛義を誤りて、踊躍歡喜といふを、踊るべき心なりとて、頭をふり足をあぐるを以て行とす。又、直心即淨土といふ文につきて、萬偽りとすべからずとて、法衣をも改め、裸になりて見苦き所をも隠さず、偏に狂人の如し。之をゆかしく尊き正直の至なりとて、貴賤こぞりて集りし事、盛りなる市にも猶超えたり。濁江の蓮の浮きにある蛙、踊れば落ちて沈みこそすれ。此難の如く、誠の最期には、往生の風情にもかなはずして、人の見ぬ先に、急き焔に交へ侍りけるを、其時しも、湊川兵庫に在りし程に、彼有様よく聞き侍りき。○遊行上人略縁記曰、宗祖上人智眞は、法然の徒弟西山證空善に從ひ、易行門に入り、建治元年の冬、紀州熊野本宮證誠殿に參籠し、示現の頌を給はる。六時名號一逼法、十界依正一逼體、云々。廻國遊行して、六十萬人に紙の名號札を賦り、正應二年兵庫の津にて遷化、云

々。俊乘房重源は、夙に源空に學び、自稱して南無阿彌陀佛といひ、其徒皆某阿の名を附す。これ其名字を答へん時、佛名を唱へしむるの用意に出でたりと、一遍は他阿といへり。

念佛と聲明

是より先二百年、圓融帝の世に、空也上人と曰ふものあり、佛名を唱ふる教を廣め、熱心讚嘆して、歡喜の極、同衆相和して踊躍す。爾後之を學ぶ者、世々絶えず、道俗集會して、念佛を修む、和讃の詞出づ。法然と同時に、澄憲、説經に巧なり、佛功德因縁を演説して、道俗男女を感動せしむ、其徒また業を繼ぎ世に行ふ。凡念佛宗の興立以來、念佛踊歌念佛、順禮詠歌等、世を逐ひて出づ、聲調艶凄なり。

今様白拍子

俗間の歌曲に至るまで、其風を承く、彼の今様白拍子の詠の如きに合せ考ふべし。後白河法皇、今様雜藝を善くしたまひ、朝野風靡す。其雜藝、郢曲に、長篇を爲して、後の謠曲の前驅たる者あり、亦、聲明僧の所作にて、本時代の末期に出で、跡を謠曲に譲附すと云ふ。

後白河法皇の樂道書は、梁塵秘抄といひ、管絃には妙音院相國師長馬入道資時正佛など一代の名人多し、資時は、綾小路郢曲の流祖なり。後に至り、郢

宴曲

曲の長篇にして、其講式の定まれるを、特に宴曲といふ。僧明空を當道の祖と爲し、伏見花園の比の人、亦熊野權現の利生に依りて、秘譜を創製し、良觀律師の興行に依りて、講式を草定すと、後世傳ふる所、十七帖、百六十餘篇あるも、戰國以後、其詠も行はれずして、全く亡ぶ。之を早歌サカともいふ、謂はゆる、別れ路に泣くかうたふか、枯聲の、しほりあげたる袖のなごりは、是なり。

融通念佛

法然行狀繪詞に、空也上人の高聲念佛は、聞名モトメの益ヤクを遍くすれど、名號の徳を顯さず。良忍上人の融通念佛は、神祇冥道を勸むれども、凡夫の望みは疎しと述べて、早く念佛に二大流派あり。其一心萬法、自他融通は、一に大念佛といはれたるも、自立の宗派に非ず。近世に至り、攝州平野庄大念佛寺に、一流の相續法ありて、之を維持したるに、元祿中、大通上人、紫衣敕許を被り、寺門を中興し、遂に天台宗を離れて、一派を公稱せしめらる。三才圖會、元亨元年、法明上人、再興大原良忍融通眞法、是大念佛寺祖也。住持遷化、村人有其化縁者中、任闕選之、薙髮爲上人、蓋易行之法と。以て一種の奇習

を傳へしを見るべし。良忍は、白河・鳥羽の御世の人にして、法然・澄憲信西よりや、前代なり。

日蓮の法華宗

念佛宗勃興の後、安房の人日蓮、法華題目を唱へ、激昂の言、奇矯の行を以て、新宗を立つ。鎌倉に出で、諸宗を誹謗し、立正安國論を造り、一天四海の災難は、皆法華の持者に歸依せざるに因ると爲す。たま／＼蒙古の來襲あり、信者以て驗應ありと爲し、其教東國に行はれ、後漸、西被す。蓋、日蓮の立教は、來世悲觀の偏枯を救ひて、現在活氣の鼓舞を力むるに似たり。

送葬は、佛家の茶毘を通法とす、即、其野邊送には、必先茶毘する所を設く。

葬祭の風俗

茶毘の後、齒骨を瓶子に納めて、之を三昧堂に藏む、或は諸山に分納し、又墓を築きて卒都婆、或は生前に逆修して建造すを立て、木を植ゑて溝を繞らす。七七日の供養、年月の忌日等は、既に古より行はれたりしが、禪家の起りしより、更に漢土の位牌、廟祭の風を傳ふ。是より、持佛壇は變じて祭祖廟となり、貴賤在家の風俗、亦移る所あり。

文藝繪畫 文藝は、後鳥羽帝の多能、又和歌に長じ、和歌所を院中に置かせら

新古今集

れ、藤原俊成御子左氏其子定家、並びに藤原家隆に勅し、新古今集を選ましめらる。其選ぶ所一格を備へ、頗、幽雅の調、清新の氣を帶べりと云ふ。順徳院、良經、及び實朝は、其作當時に秀づ。而して、是より後、歌風衰殺し、徒に歌合の勝負番數を競ひ、愈下りて愈劣る。敷島の傳授、柿本の講式といふ如き、一種の發達は、これなきに非ざるも、むしろ末葉のみ。神秘を説き、理法を談ずるものに至りては、牽強の嫌多し。

歴代の勅選は、新古今までを合せて、八代集といふ。新古今の風體を思ふに、凡て一首の句調を美麗に整ふるを本旨とし、詞の上に心を殘して、餘韻を深く藏し、淺顯なるを嫌ふ。故に、高尚にして情致深く、新奇自在、前後の世に比類なき風にして、歌道の重んぜられしも、此時を最盛なりとす。承久の變後、和歌所は遂に定家の邸に移され、歌道の本家に推さるゝことゝなる。歌學を敷島といひ、人丸を祭るの風俗、亦此時代に出づ。文永の比、僧仙覺の、萬葉集の註釋を爲せるありて、頗、後世に益す。萬葉の尊崇は、歴代之を忘るゝに非ず、而も、大に其體形精神を發揚して、文學に資くる者は

敷島の道と稱す

少かりし也。此萬葉集釋は、卜部兼方の日本紀釋と並稱せらる。

芳賀氏國文歷代選曰、平安の朝家は、學問の淵叢にして、才人名媛、宮廷に満ちたれども、武將兵士は、多く學ばず多く知らず。古代の儀式典例は、權柄勢力の權化として、幸に朝家に在り、朝家は僅に之を維持し、以て武家と相對峙せり。故に朝家の各華族も、亦勉めて有職故實を保守し、詩歌管絃香翰書畫、醫陰射御縫膳、それ〴〵の家傳を遵奉して、僅に其榮譽を施すのみ。則、有職を尊ぶこと、世を逐ひて益甚しく、古代を景仰する念は、いよ〴〵深し。此に於いて、一藝一技、皆秘法密事ありとして、容易に之を傳へざるの風起りぬ。是、一般の社會が、其技藝に無學なるを證明するものにして、かくして、得たる相承相傳は、世の下るに従ひて、一層神秘のものとなり、奇怪のものとなるは、尙古と蔽蒙の風とに相伴へる、自然の趨勢といふべし。こゝに於いて、秘密の智識あるものは、益、誇驕となり、門外の人は、益、蒙昧となる。無學者は、益、その秘密をば有り難がり、誇學者は、益、その智識に勿體をつく。勿體モツタイのつき、有難味の増す程、實

秘密傳授の
風俗

はその智識、いよ〴〵煩瑣となり、いよ〴〵減退しゆくものなり。而も

これ、即、鎌倉室町の近古時代を通じたる、一般情態なり。(大意)

定家の子孫
歌道の本家

定家は、中興無雙の歌仙と稱し、其子の爲家も名人なり。四子あり、爲氏コトシ、御子左コトシの祖、二條ともいふ、爲教、京極の祖、爲顯、爲相、冷泉の祖、並に和歌を善くす。和歌所領、播磨國細川莊の地頭職を、爲氏母は、宇都宮賴綱の女に譲りしも、後、爲氏に不孝の事ありとて、悔返の讓狀を以て、改めてこれを爲相に與ふ。而も、爲家の薨せし時、爲相猶幼なりしかば、爲氏其細河莊を收めて、是を押領す。爲相の母は、安嘉門院に仕へ四條といひ、出家して阿佛尼といふ、性慧敏にして和歌を善くす。爲氏の押妨に遭ひて、憂悶措く能はず、自鎌倉に赴き訴ふるところあり、其紀行を十六夜イザナ日記といふ。而も此訴認は久しくして決せず、阿佛尼は遂に客死し、爲氏も薨す。幕府は、爲相を理訴として其本領を復せしめしに、爲氏の子爲世これに服せずして、又爲相を訴ふ。所領の争は、延いて歌道の争となり、互に門戸を立て、相反目す。京極爲教の子爲兼は、永言別に機軸を出し、伏見、後伏見の宮中に奉仕

し、又材幹の士たり。

和文には、平家物語の外、保元〔平治〕承久及び義經記〔曾我等あり、太平記の先驅たり。漢文は、往にし奈良、平安の盛世以後、學者頓に衰へ、章句漸く法を失ひて、一種の變體を生ず。即其眞名文、亂雜なりと雖、公用の辭章は、仍之に依り、又達意の妙を見る。鎌倉の日記歴史、東鑑、吾妻鏡は、其標本たるべし。又、紀行には、海道記源光、東關紀行源親あり。すべて、之を前代の平安朝に比すれば、言語の已に遷りて、促音濁聲に趨けるのみならず、漢語の混用、世を逐ひて多く、變化頗大なり。遂に、和語脈の漢文と、漢文體の和文を生したる者とす、やがて剛柔雅俗、調和の鑑賞なきに非ず。

〔保元〕〔平治〕〔平家〕承久の四書を、四部圖諍といひ、盛衰記はその平家を増補して集成したる者とぞ。初め、仁和寺守覺法親王後白河年來世上の轉變甚しきを觀て記録あり、特に義經を招ぎて、其戰陣の事を問ひたまへりといふ。已にして、時長、行長藤原氏、光行大監等の人々、仁和寺の法師と共に之を傳へて、漸く潤飾する所あり、之をば平家物語といへる如し。當時の琵琶

琵琶の達者資時入道、又之を絃に和して演義したるにや、後世性佛を平家演史の祖とす、性佛正即資時なり。夫の〔保元〕〔平治〕及び承久の三書は、平家と相前後して成れる者か、而も平家最廣く行はれ、異本頗多し。蓋、其初めに三卷なりしが、六卷と爲り、十二卷と爲り、又眞名本と爲り、盛衰記の四十八卷とは爲れりと。

五十嵐氏新國文學史曰、鎌倉時代の用語と風尚は、平安朝式の國文を引きつけては、軍記物の文章とし、漢文を引きつけては、東鑑の文章としたのである。國語を現はさうとする擬古家の努力と、漢文を綴り得ざる無學者の間に合はせ、その差別はありながら、今漢文を國語脈に矯めて、不思議な混淆體とした點に於いて、東鑑の文章は頗古事記の文章と性質を同じうして居るでは無いか。吾等は、日本本位の漢文としては、古代の日本紀や、近世の徂徠、山陽の文章よりも、寧ろ不思議な文脈の古事記や、東鑑を取る者である、是はむしろ國文である。

鎌倉史、源親行者、大監物光行子也。光行父光秀、嘗屬平氏、及平氏西奔、藤原

能保深憎之、欲加以罪。光行入鎌倉、百方乞父命、得原。光行遂仕幕府、親行拜民部丞。承久中、光行役于京師、兵興、屬官軍、軍敗、爲東兵所擒、拘之而東、聽命於北條義時。初上皇、使押松齋誥、入鎌倉、光行以書副之、又錄東士姓名、令誘之。以故、義時尤惡之、命戮之。親行聞之、哀泣營救、終得宥死。親行躬攜赦書、謁蹶赴之、則白刃已臨頸、繼而得免、父子相抱而泣。是役也、東士屬官軍者、無一人得免、而光行獨赦。時稱親行孝矣、抑亦光行嘗救其父之報云。光行有幹局、及北條泰時執權、頗見使用。

愚管抄は一種の主觀的小歴史にして、神皇正統記、保曆間記の前駟を爲すものなり。十訓抄、古今著聞集は、多方の事を記するも、教訓を以て歸着とす。發心沙石寶物の三集、並びに西行選集抄は、出家入道の幽寂の情景を寫したり、皆方丈記の流なり。

愚管抄七卷は、承久亂後に成りたる假名かきの通史にして、殊に、後三條より後鳥羽に至る記事論評に、採るべき者あり。作者は、慈鎮座主かと傳へらる。慈鎮ならずとも、天台の良匠の作なるべし。此書は、其直筆して俗

に通し易きを長處とす。作者自序に曰く、此皇代は、神武より去々年に至る迄、世の移り行く道理の、一通りを書けり。偏に假名に書附くるも、道理を思ひて也。あやしの夫、宿直の人までも、此倭辭にてあれば、心得る也。是ををかしとて、借らずば、只、眞名漢字をこそ用るべけれ。此道理どもを思續けて、倭辭の本體にて、文字へかゝはらず、書附侍りぬる也云々。(保曆間記は、南北分立の後、曆應の比に成り、保元平治の兵亂以後の大略、百六十四年の事を記したり)

漢文學は、記註詞賦に、前代の餘風を傳へ、縉紳家、學問僧に、僅に其典型を觀るのみ。禪徒起り、湘洛五山の學を爲すは、本期の季よりの事にして、南北朝編に見ゆる如し。

印槧の書は、鎌倉時代より漸く多くなり來たり、六百卷の大般若經さへ彫刻されしが、中にも駭くべきは、寶治中の論語朱註の開版なり。是は、南宋婺州本の覆刻にして、頃得婺刻宋大儒紫陽先生論語集註十卷、驚動、刻以餉好古君子、寶治元年丁未五月、陋巷子謹跋朝倉氏古刻書史と見ゆ。陋巷子は何

人か、疑惑を挟むなきに非ずと雖、權に推して我國儒書刊行の最先と爲すべき歟、即、宋學新註書の舶載の初めならむ。西曆一四七二而も、時運未會はざりしにや、其學も起らず。元亨中に至り、書經古文尙書十三卷、論語何晏集解十卷は、南都三論宗業の沙門素慶などの志、儒を以て道を知り、釋を以て才を助く^レの希望にて、鈔梓せられしも、此二書は宋學の新註に非ず。されば、儒書も宋學新註の眞に行はれしは、尙後世の事とすべき也。

芳賀氏國文學歴代選曰、平安朝の抒情歌に始まりて、叙事小説を起せし國文學の趨勢は、鎌倉室町の近古時代に入りては、更に劇詩的方面の發達を促し來れり。上流女子の彫管に成りて、宮廷の間に弄ばれし物語草紙は、漸く變じて國民的文學の傾向を帶び來らんとす。平安朝に於いて、全くその領域を異にせし、漢文と國文とは、次第に相混和し、外來文化の感化と、國民本來の特質とが、一層相融會すること、政治法律より、風俗習慣、美術宗教、皆然らざるなし。華奢は變じて質素となり、柔艶は變じて剛健となり、繁文縟禮は廢せられて、簡易直截となる。昨日まで、虚榮を逐ひ權門に趨

中世國文の趨勢

和漢文の混化

りしもの、今は名利を棄て、山野に放浪する様となれり。延喜帝が、わざと時平の華美を戒め給ひしは、何等の効ありきとも見えざりしが、賴朝が、俊兼の小袖の褙を截ちしは、永く衣服の制をも變化したりき。主殿寮、松明を奉ること年々多かりし當時に比ぶれば、幕府の政所問註所は、裁決流るゝが如く、四民冤聲を絶てり。大寶令、延喜式のくだくしき適用は、貞永式目の五十餘條に約めらるゝ事となりぬ。かれ征夷大將軍が、明治維新の際に至るまで、大權を掌握せしもの、亦實に國民精神上一大變動、その主因を爲せりと云はざるべからず。繁を棄て、簡を採り、冗漫を避けて平易を主とし、虚飾に遠ざかりて實用を旨とせしは、當時の國風にして、武士道も之を基礎として發達せり。則、いはゆる禪味俳味は、又この上に發生し來れるに外ならず。

繪畫は、前期の末に、京貴藤原經隆、藤原隆信は、肖像ニセに巧なり、朝廷の繪所の外、寺社にも繪師を置かる。本期に及び、隆信の子信實、畫聖と稱せられ、後三四世其技を傳ふ。御繪所土佐守經隆、一派の土佐家は、光長、吉光に至り大に顯る、其黨

融會を加へて簡易に就

に住吉繪所慶恩あり。源頼朝春日繪所宅磨爲久を鎌倉に召して、乃祖頼義義家の東征の圖を畫かしむ。當時、圖書の印板少なく、繪傳繪卷物を造りて世に傳ふ。寺社の縁起、祖先の名譽等、新に編集して後に遺す者あり。されば、當時一般の好尚は寫生畫に在りて、謂はゆる倭繪の發達も、此間に在り。彼、土佐宅磨住吉の規模も此に定まる。本期の末には、元僧一山梵仙の徒、我國に來りて時に宋風の墨畫を作りしかば、禪悅の餘に、或は之を事とする風初めて起る。其後、延いて聞香點茶と共に、往々士人の弄ぶ所となり、亦これを善くするものあるに至りぬ。

惟ふに、鎌倉時代となりて、繪卷物の畫風は、深く構思を用ゐずして、見聞の事實を、自在に描寫し、其技巧の剛健奇拔にして、自然の概相を傳ふるは、當代の公卿、武士の氣習、禪那淨土の宗旨と相應じ、又國畫の一變とす。時に、隆信、信實、光長、慶恩の四家より、稍降りて吉光、長隆、飛高惟久、階高隆兼以下に至るまで、專繪卷物を作り、遺作の今に存するもの尙多く、以て中世の特趣を見るべし。宅磨には、勝賀、榮賀など、又一格をなすものあり。

繪傳繪卷物

倭畫の規模
定まる

書畫の印刷

古へは板刻の術なかりしかば、寫本のみなりしに、支那には隋代にこの術漸く始まりしも、たゞ佛像經文の類に過ぎざりしに、唐の中葉以後にいたり、始めて諸書を刻することになりしといふ。我邦にても、既に稱徳天皇、神護景雲年中、陀羅尼六種を刻せしめ、給ひしが、この陀羅尼今なほ大和法隆寺、及び世上廣布の百萬塔中にありとぞ。平安朝にいたり、北嶺南都より、佛經の摺本初めて出づ。又、世に亂板と稱する、慧心僧都の彌陀來迎曼陀羅の圖版あり。鎌倉時代の初めに、慧心の往生要集、法然の選擇集の類いで、凡て鎌倉にいたりては、この術大に開けて、廣く流布したるが如し。されども、なほ佛書のみ多く、高野山にも之を出したり。禪徒初めて僧傳、語錄を上木し、元亨以後に及べば、刻書頓に加はる。

典籍の襲藏は、朝廷有司の諸家、及び南北の官寺に各其庫あり。京都しばしば大火ありて、充棟滿室の卷冊、烏有と爲れる、又幾千萬なるを知らず。金澤顯時の實政六浦稱名寺藏に、文庫を置き、和漢の書籍を納れて、學生に便益す、世に金澤文庫と曰ふ。顯時の子貞顯、學問を好み、令名あり、鎌倉武士の學に向へるを推

金澤の文庫

想すべし。

鎌倉前期の
佛像

建築工藝 東大寺の重源は、結構の才を兼ね、木工・金工を督し、大殿を起し、巨像を補鑄す。宋人陳和卿を聘したり。凡此一期、寺塔建築、獨盛なりし歟。爾餘の工藝紀すべきもの少し。造像には、運慶一家の彫刻ありて、千古の佳作、今に奈良及び洛外に尋ねべき者多し。鎌倉には、其遺物の傳ふる莫しと雖、幸に銅佛の存在ありて、劫餘の遺容、僅に之を見るべし。但し、造像は、運慶の大佛師も三・四世にして衰へ、一般信仰の變化は、其觀念の對象にも動搖を生じたる如し。則、鎌倉は之を前後の二期に分てば、尊像は前期の英産たるべし、後期には頗衰ふ。(平安朝編に合せ考へよ)

禪利の機式
及び玄關書
院の變遷

鎌倉時代の建築には、湘洛五山の新様式を見る。此禪林の特色は、玄關を造り、客殿對面に入る門戶とす。殿上には書院あり、床を設け壁に飾る、皆宋元風の式に出づ。其風、足利氏に及び、武家に移り、以て今日普通の様式と化す。

京鎌倉禪寺の建立に従ひ、尊者、羅漢、及び諸祖師の肖像を安置する必要あり。其彫塑の風、一に宋朝に依倣す。建築も亦、宋風を傳へ、殿閣寮舎の形

式を首めとして、鏡板の天井、新様の組物、及び扇垂木等の新手法を生じ、従ひて邸宅の制に書院造りを出だせり。抑、中古の寢殿は、廣廂に圍まれ、廂は簀子縁に圍まれ、又蔀格子シロミカウシに日光を遮られ、暗くして不便なり。しかれば、僧家の客殿には、梁間を長くして書院をつき出だし、蔀格子を止めて、明障子を用ひ、折戸に代ふるに遣戸ヤシを以てしたり。又、中門の制を變し、之を呼ぶに玄關の名を以てす、殿階にあたる者也。

世に傳ふ、藤四郎春慶、道元禪師に従ひ、宋に往き陶法を學びて歸りしより、鶉斑ウツクシの古瀬戸コセト及び黃瀬戸等出づと。惟ふに、茶湯の行はるゝに従ひ、碗壺等の需用あり、陶窯此に變遷す。當時の大饗を碗飯ワンパンと曰ふ、其飲食器には、木具塗物、折敷、曲物の類の外に、土器の坏碗、瓶子あり。而も、貴族が日常には、青白磁の茶碗を用ゐて飯器と爲せしは、鎌倉時代にやあらむ。貴人は飯汁器に銀銅など用ぬカナマ

リと云へり其磁器は、皆、宋國・高麗より將來したるが如し。

武器の制作は、本期に盛なり、太刀打刀ウチカタを最とし、甲冑之に繼ぐ。凡、源・平・藤の武人の興れる比より、其器を銳利にする事、従ひて盛なり、良治輩出す。本期に及

陶磁器

武器

利刀堅甲

び京師粟田口來綾小路備前長船福岡鶴飼又備中青江彦山前豊月山羽出等に名工あり。而して吉光粟田國光來長光船長を以て傑作とす和州奈良にも名家絶えず。本期の末に鎌倉に正宗と云ふ者あり鍛錬の法を精くし其術を大成す門人郷義弘業を傳へ吉光正宗義弘の三作を古今の絶品とす。甲冑は明珍家其業を墜さず當時に名あり。蒙古來襲の際彼に鐵砲あり其術を傳へず。但し鐵を以て堅甲を造るの法は此際に一進歩を爲せりと云ふ蓋蒙古の製作に依倣せるならむ。南北に及び武器の好尚愈長し野太刀は七尺の長物を負ふものあり。弓箭の用未衰へざるも槍を重んずる者や々出づ。

打刀

我國の刀劍は古代には太刀タチと刀子コシカケ腰刀ウチカケの二類ありしに源平兵亂の頃より打刀ウチカケといふもの出づ。もと二類の間種にして刀子タウよりも長く或は鐔を具ふ故に後世貴人にも之を帶する者あるに至る。是近世の刀脇差にして其脇差はやがて古の刀子の流なり。江戸にては之を大小といふ刀子コシに副子ソコあり古の二合刀子三合刀子の遺風にして脇差の副子に筭あり刺刀サスカあり。但し古の腰刀には鐔フツを附けず

蒙古鐵砲

蒙古人の火器を用ゐしは明なり而も其用法の長達を見ず後世之を廢棄したるに似たり。我文永の來寇にあたり鐵砲ハチ八幡愚童訓蒙古人逃る時鐵砲を飛して暗くなし鳴音おびたしく然を用ゐながら朱明李朝には之を傳へず。我國鮮朝之有火砲自麗末是時倭尙不知此術也。辛禍三年置火燭都監時判事崔茂宣與元燭砲匠李元同里閤善遇之。竊問其術令家僮習之。未幾倭入寇用茂宣所造火砲焚其船。然謂之焚船則與今鳥銃別矣。鳥銃者倭人得之用之益巧。我國壬辰以後始有製造之法。又明之史乘正統己巳之變于謙以軍器局神鎗試之火石所及人輒成粉一砲而虜死數萬血涌如川。萬曆中戚繼光又云嘗發地雷有佛郎機永樂年所貯又衛庫有鳥箭銃。乃壬辰倭變未作所有如此利器何不試之禦敵乎。星湖僿說

倒叙日本史中世鎌倉幕府編終

倒叙日本史 第十二編

文學博士 吉田 東伍 著

中世紀第四 平安朝院政及源平

盛衰編

總說

藤原氏、北家冬嗣の一流、攝關の職を世々にせしより、朝權此に歸して、王室其擁戴に因る。源平の二氏、近く皇胤に出つるも、徒に地方に蔓延し、其勢力、京貴に競はず、藤氏に依附して、其爪牙と爲るのみ。延久の後三條帝、初めて藤氏の專横を矯正し、首として記録所を置き、莊園占領の弊源を塞がむ

延久帝藤氏の權を回收す

と務めたまふ。藤氏以て屈し、文武の柄や、王室に歸す。白河・鳥羽・後白河の三法皇之を承け、並びに禪位して大政を院中に聽き、源平の武人を援きて自衛す。此に至り、或は兵權の二家に歸するを停められむとするも、効無し。

源平の兵權は抑へむとして能はず

讀史餘論曰、昔鳥羽院の御代にや、諸國の武士、源平の家に屬する事をとむべしとして、制符たびく有き。源平久しく弓矢を取りて仕へしかど、事有る時は、宣旨を給りて諸國の兵を召具しけるに、近代となりて、頓肩ヤカテを入るるや、から多くなりしに因り、此制符は下されきと云ふ。抑源氏武を取りし事、六孫王經基に始まりて、平氏武を取りし事は、將軍貞盛に始まる。皆是天慶の亂に因れり。其後、平氏に逆亂の臣あれば、源氏に仰せて是をうたる、賴信が、忠常を討たれし如き。源氏に違勅の者あれば、平氏に仰せてこれを討たる、義親の時に、正盛が討ちし如き。されば、源平私の仇敵にあらずと雖、おのづから世讐の思ひをなせり。ましてや、保元・平治のみだ

武門の起る所以

藤氏專權にして天慶承平の亂あり

れを経て、平氏權勢を恣にし、源氏其跡をことごとく削られしにおいてをや。其中、東國の輩、源氏に心を寄せし事は、初め賴信、賴義父子、忠常を討ちしより、此かた、賴義、義家の二代、奥前後の戰に、二十餘年を経て、出陣の東人、其手に屬せしかば、自從類の思をなせし者、これ多し。賴朝つひに天下の權をわかたれし事、皆此累代の餘烈によりて也。その事の由を考ふるに、ひとつに天慶承平の兵革以來に在り、而も此亂のよりて來れる所は、藤氏の執柄の人々、朝家の權を奪ひ、皇威日々うすく、是に加ふるに、武備も又ゆるみしが故也。始め、將門純友が相謀りしに、皇統なれば、將門は帝位をしり、藤原氏の裔なれば、純友は執柄たるべしなど、相約せしと聞えしも、其尤に倣ひし者に非ずや、是一つ。外戚の權を專にせしより、執柄の職をもて我家の物となし、是を其子弟に讓るに至れり。されば、朝廷にあらゆる卿相、皆其門葉にあらずと云ふ者なく、悉く家禮譜第をもて、其官其職に附けしかば、かの將帥の職も、又其譜第を以て任せし程に、終に所謂世官世族となる。されば、又それらに屬せし兵も、又譜第の屬兵と成りしかば、鳥羽の

比ほひ、源平に屬すべからずと、頻に制符を下されしなり。源平兩氏の兵權を解かむと思ひ給は、是を解くべき道、豈なからざらむに（後漢光武の功臣の兵權をとかれ、宋太祖の杯酒の間に兵權を解かれし類のごとき也）そのよりて來る所をきわめずして、たゞに是を制せられしは、兩氏憤を含むの媒にあらずや、是二つ。合せて是を論ずるに、天下終に武家の世となるる事の、其起る所は、藤氏外戚の權を專にせしによれりとぞ見えたる。

既にして、保元・平治の亂あり、京師柔弱の風、變じて酷烈の俗となり、源氏破れ、平氏興る。清盛入道淨海、此際に出て、遂に藤氏に代りて朝權を執る。專横藤氏に過ぎ、以て武家政治の漸を啓く。今、此莊園の由來と、武人の養成を推論し、以て王朝公家と幕府武家の、遞代の接際を明にすべし。

原氏中世史序論曰、古代王朝と中世武家の政治風俗に、著明なる差異あり。王朝の公卿長袖の輩は、或は内外歷代の典籍を涉獵して、よく治國の理を

談するも、之を以て徒に太平を謳歌するのみにして、忠義を其主に盡し、献替以て聖明を補ふものあることなし。京師久しく華靡の風に浸潤して、制度典章畢竟するにこれ遊戯娛樂の具なりと觀せられたり。されば、當時にありて、偶仁政の稱あるも、固より漢土に於ける故典上の模倣のみなれば、すべて形式に流れて、德澤の民心に浸漬すること稀なり。保元の藤原頼長をして「今卿士、皆以不學經史」と歎せしむるも、其處のみ。其人に乏しきは、單に在朝の有司のみにあらず、僧侶また心を衆生の濟度に傾くるもの少し。其課業は本文、陀羅尼の誦誦に止まり、其世俗に誇るところは、諷經の聲のあはれなると、行ひすまして尊げに見ゆるに在るのみ。此間、武門武士は、之に異にして、頗着實也。其武士道の教ふるところは、自己を犠牲に供するにあり。然れども武士道は、もと古ギリシャのストア學派の唱ふる如くに、全く理性にのみ殉するものにはあらず、枯燥せる哲學を以て基礎となすものにもあらず。其未充分に發達せざるに當りては、殘忍酷薄の風、容易に脱せざりしも、これ其彫琢の足らず教化の深からざる

の致すところ、蓋また已むを得ざるのみ。

本編は、中世紀の首にして、古代紀・平安朝盛世及藤氏專制編の後を承くる者とす。後三條天皇延久帝の治曆四年戊申支那北宋神宗熙寧元年西曆一〇六八に起り、安德天皇壽永二年南宋孝宗淳熙十一年西曆一一八三に至る、凡一百十五年に涉り、王朝の文物、猶未・全く泯びざるの時なり。故に、其記事の本未に於いて、之を前期平安朝に合叙・並論すべき者多し。やがて、本編には、省略に従ふ所あり。

原氏中世史序論又曰、院政なる新制度の、白河法皇に始まれるは言を俟たざれども、其如何にして斯かる比類少き政體の生ずるに至りしやは、未・詳ならず。或は曰はく、君主の、院政を行ふを好めるは、拘束せらるゝと少くして、而も其政權の發動は、毫も位に在ると差違なければなりと。これ實に然り、然れども此の如きは、院政の創劈の解釋となすに足らず。今、其濫觴の詳細なる事情は窮め難きを以て、暫く之を措くも、吾人の所見を以て

院政の起原

年數

在位と退位に異なる由無かりし由

時代の自然結果

すれば、上皇法皇と云ふも其實全く在位の君主と異なることなく、入道薙髮なる語は、當時既に殆・無意義のものとなりしならん。天皇にして遜位、法體せられたる例は、水尾天皇清和を以て初めとし、其祝髮の後は勤行懈ることなく、身を山林に終られたり。然れども、爾後其例にならひて、法體となられたる歴代の諸君主は、其清徳に於いて、毎に此の如く無缺なることを得ず。宇多・花山すら、其法皇としての起居は、在位中よりも俗氣を増したまへりと傳へたり。既に眞正の僧侶にして、破戒放逸なるもの多かりし當時なれば、俗人一時の發心によりて入道せるものゝみ、戒行を保たざるべからざる理由の存すべきにあらず。即、法體にして政を聽くとして、毫も怪まるべき時代にはあらざりき。延久の後三條天皇の如きは、端正己を持し、後世仰慕して措かざる英主ならずや。而も、院中に聽政の舉あらむとして、果すに及ばずして崩せられたりと云へば、白河天皇が院政を始められしことも、決して唐突驚くべきものにはあらざるなり。畢竟するに、院政なるものは、時代の自然の結果にして、特に新に改革を目的と

して起れるには非ず。藤原氏の政權を禡はむが爲に設けられし制度にもあらず。又、院政の起原はともあれ、理を以て推せば、到底、君主政體に矛盾するを免れざるや明なり。太上皇の聽政を以て、假りに大なる不可なきものとするも、若之を認めて眞正の主權者となすときは、現に實祚を踏みたまふ天皇の地位は、之を解釋するに苦まざるを得ず。長寛勘文に、太上皇、與正帝無別、廳御下文、豈異詔勅哉とありて、兩者の同時に正當なるを認む。然れども、此の如きは刀筆の吏の文を舞はして、一時を苟且したるもののみ。それにしても、空名の主權者を爰に認めたる實際が、奇怪にも久しく存續し得たりしは、其制度の合理なるが故に然るにあらずして、別に其原因あり。蓋、王室と政府との關係は、遠く院政以前より、既に頗疏薄となり來りたれば、天皇上皇の兩者中、孰を以て眞正の君主と認むるとも、これ寧、宮廷の内事にして、國政の大體は、之が影響を受くると多からず。而して、其國政なるものも、其範圍漸く狹隘、利害漸く輕小となりたれば、假令院政によりて多少藤原氏の權を殺ぎ得たるにもせよ、其回復し得たる

王綱の失墜
久し院中の
得失幾何も
無し

藤原氏衰ふる
も王家の盛
を加へず

幼弱主君の
一義

實際の勢力は、甚大なるものにはあらず。白河・鳥羽諸法皇の時代の院廳の事務は、主として京中の警察、其他の雜事、若干莊園の進退、及び近畿寺社の紛争の裁斷等に限られしごとし。偶下文を遠國に賜はることなきにあらざるも、其恪守遵行せらるゝこと稀なりしによりて之を見れば、爾時の院政なるもの、實跡も、亦察知し得べき者のみ。されば、此院政の爲に、藤原氏の抑制せられたることは實なりと雖、藤原氏はこれによりて俄に太甚しく減衰せられたりとも云ひ難し。又、藤原氏衰ふるとても、これがために王室必しも振ふべきにはあらず。則、藤原氏の光榮減退は、却りて其光榮の根原たる王室の陵夷を示し、今や王室に假托するも、既に其効少きに至れるのみ。然らば、王室と藤原氏と、共に實際の政柄に漸く遠ざかるに當り、代りて之を掌握せしは何者ぞ、曰く武人、即是なり。

按、古今の巫祝道、及び神權政治に、無我なる幼弱者、少能力者を選びて、主君と奉すること、むしろ其類例多きを見る。國政は、神道と同一ならずと雖、主權の神聖を保つが爲に、却りて責任を闕くべき幼弱者を推す、亦一義あ

るが如し。剛實なる輔佐制度、代理機關の運用、此に相待つ所あり。但し、此なる院政は、其理由何處に在るを問はず、已に好結果を得易からざる特性を帯びたり、前途も知るべし。藤氏の專制を改めて、院中の專制と爲すも、利害の計較幾何ぞ。終に海内驚擾、上下沸亂、京都の貴族の全體を擧げて、人民と離隔せしむ。是より、人民は中間階級なる武士に指導せられて、日本國家の實を維持することとなり、以て中世近世の霸王政體、武家幕府を見たり。

人民は武士に指揮せらる

第一章 王朝政治の大概

京職國司の民政 奈良平安の兩朝は、京師九條の街市を左右に分ち、町三十方四保四坊四條四の制あり。朱雀大略を中央とし、凡一千二百十六町、郭門を羅城と曰ふ。兩京職シキの長官を大夫といひ、附近の五國を畿内と爲し、其以外は巡路に因りて、七道に區劃す。國郡の制、郡下に郷保あり、村里を分つ。國守郡司等を以て之を治す。國衙に介掾 目等あり國守は、京官を別ち、之を外任グマと曰ふ。郡司は、當初より、多く土着世襲の官たり、號して譜第と曰ふ、地方豪族の專任たり。

民戸及良賤の別

民戸は、家族の團結にして、戸主を家長とし、戸内を監督せしむ。戸籍を作り、丁男六十七歳以上を註し、班田、兵役、課役の務に應せしむ。班田は、公有の田を、戸口に分配するの謂なり、以て食糧を給與して、その幾分を租税とす、皆良民民平の事なり。家人グ奴婢ヒは、良に屬して生を營む。奴婢は、蓄産に比し、價を以て賣買せらる、家人は、稍之に勝るも、又賤隸なり。王公諸臣寺社等、固より課丁の限に非ず、多く家人奴婢を有し、其田莊を耕作せしむ。されば、王公諸臣寺社の私民増

私民増加し
て王政の根
本壊る

加して、海内の均衡を失ふに到りては、律令政治も、その根本より破壊せむこと、既定の數なりと謂ふべし。

公私田土の制 田は大別して輸租田、不輸租田の二種とす。口分田以下、功

輸租不輸租
の別

田職田朝廷より諸臣に給與せる者。田を墾田る私田地にして、謂はゆ皆輸租なり。

唯、寺社學田は正租なし。宅地園地は、上下戸別に給與して、租を輸せしめず。

即、國家の財用は、公田の正租、剩田の地子と、調雜物を以て庸勞力を以ての課役

に取れり。而も、墾田園地の占開は、當初より國家の大利害を爲せしが、王政の

振はざるより、功職の賜田、年を限れる者も、返上するなく、私占私墾の永業を立

つる者多し。乃、百姓は良賤靡然として、其權門勢家の私民となり、公民正租の

貢進、年々に減し、奸智の徒は、私田を寺社に寄附して徵收を免る。又、公有剩田

の地子は、收穫五分一を納るゝを以て、農民避けて身を私田に托し、一束五把の

輸租に就く、又其勢なり。

かくて、二、三百年に國勢一變し、土地人民の財力は、多く貴豪の占領する所とな

り、莊園海内に滿つ。是に於いて、班田、兵役、課役、良賤の法意、全く廢す、本期の末

貴族政治

賜田墾田

攝關家の盛
なるや兵食
權之に歸す

に及び、在京朝廷百官の俸祿頒給を須るす、貴豪各自に支持の計を爲す。即、むしる、貴族政治にして、王朝政治には非ず。

庄田武士皆藤氏に附く 莊園は、國衙と治を異にす、其莊司は、專政所、若くは

領家を本宗とし、常に權勢を以て國衙の吏務を妨げ、侵略して止まず。藤原氏、

攝關家の盛なるや、自封殖して諸國の田莊兵民を私し、富強、帝室に過ぐ。法成

寺の關白藤原道長、頻に諸國豪族の贈與を受け、一時の盛を極む。伊豫守源賴

光、武臣の巨帥を以て道長に奉仕し、道長が上東門院の第を營むに方り、其家を

傾けて之に希珍の寶器を獻す。時人驚異して云ふ、懷寶小人來、從此倖門開と。

大日本史食貨志、自延喜來、田制已壞、豪強爭掠王土、屬託權貴、立爲莊園。遂

俾天下、不輸之地、多於公田、不課之戶、衆於公民。而藤原氏方乘其弊、廣占莊

園、盡天下膏腴、私其貢賦、以饜其慾、是其所以窮奢極侈也。然而、彼託以立莊

園者、乃所以自專地利、幸權貴不通下情、攬奪侵欺、厚自封殖。蓄兵食、業弓馬、

漸成割據之勢矣。藤原氏、乃傲然據其上、爲其所蒙、以爲自足、而不知大本已

傾也。故一旦禍亂起乎內、則潰決四出、不可收拾。是奸雄之所以資成霸業

奸雄霸業之
資

也、於是乎大勢一變。

道長の子頼通に至り、太宰大貳平季基、日向島津莊を開き、之を獻進す。頼通其地を倍增して、遂に日薩隅の三州に跨有す。凡、庄田の興立、及び其増大、沿革の始末につきては、島津庄の一例、最便宜あらむ。

此庄は、日向國諸縣郡都城（トコシヤウ）を本據とし、其屬邑加壑は、日隅薩三州に逼く、諸郡に散在の田宅あり、即寄郡（ヨセノリ）と稱し、數千町に上る。本莊は、萬壽年中、平季基、無主の荒野を墾き、關白藤原頼通に寄進せるに起り、島津御莊と稱し、攝籙家の傳領たり。鎌倉幕府の初めに、筑後守惟宗廣言の子忠久、本庄の下司職を帯び、又、日隅薩の守護に任せられ、其後裔大に盛榮するもの、即島津氏はなり。さて、庄の性質は、薩藩舊記、町田氏譜の薩摩郡一分郡司孫太郎忠能訴狀に、其大概を述べ、島津莊、三箇國內、云本莊、云寄郡、云私領、所務各別也。本莊者、領家一圓之地。寄郡者、半不輸。私領者、地頭不相綺とあれば、莊田の範圍、性質は、頗錯雜せる者と知るべし。

島津御莊官等、謹言上。

島津庄の由來

宇治關白頼通

欲且依代々政所御下知、並庄號以後二百六十餘歲不勤例、且任院宣關東御教書旨、被經御奏聞、被下綸旨、令言上關東、被究淵底、永被停止神官等新儀濫訴。大隅國正八幡宮御造營、當本庄不勤子細事。

右謹考故實、正八幡宮御垂跡者、和銅年中、正殿已下社屋、不殘一宇、被支配三州圖田之間、既五百餘歲、御造營取所無相違也。島津本庄者、萬壽年中、以無主荒野之地、令開發庄號、令寄進宇治關白家頼通、以降、長元年中、奉崇伊勢太神宮、依神告、號社柱、宇佐八幡已下、五社爲鎮守、令建立七堂伽藍、稱其題額於常樂寺、此外諸寺、諸山御願寺、其數惟多。仍公田町分五、此下文字缺て詳ならず者、宛行供料免田、天長地久之御願、薰修年舊靈驗彌新、云々。御祈禱之次第、具于年中行事。庄號以後二百餘歲者、彼寺社造營外、全無他事之處、神官等、建仁三年、始雖掠賜宣旨、御莊官依申披、不勤之子細、普賢寺禪定殿下、頼通七世孫基通御時、可早任先例止新儀之由、承元建曆兩度、御下知嚴重也、云々。

とありて、由來もほゞ知られたり。又、三州地理纂考に叙べて曰ふ。

荒野開發權
貴寄進

三州は、古の日向一州なるが、神代紀に謂ゆる管^{ツシ}空^{クナシ}國にして、國郡建置の後も、佃作する者少く、曠野なほ多かりし由は、續紀、天平二年、太宰府言、大隅薩摩兩國、建國以來、未曾班田。其所有田、悉是墾田、相承爲佃、不願改動、若從班授、恐多喧訴。於是隨舊不動、各令自佃焉。是は、隅薩の事なれども、推して日向の状をも洞見す。延暦二十年に至り、收大隅薩摩兩國墾田、便授口分と國史に載せたるは、亦當時の形情を想ふべし。既にして王政の衰弛に流るゝや、莊園兼併の害起り、萬壽中、太宰大監平季基、その弟平判官良宗と共に、管下を巡視して、遂に此に留まり曠野を開きて、墾田若干頃を得たり。此の時、宇治關白賴通公、政柄已より出て、威權世に振ひ、朝野敬重せざるはなし。季基兄弟、乃得る處の墾田を賴通公に進らす、是に於て莊園を建立し、季基其租税を掌り、益莊園を拓きて三國に遍く、總べて島津莊と唱へ、三箇國の惣名の如く成にけり。建久八年、岡田帳に、殿下御領(近衛家)とあるは、皆この莊園なり。莊内寺社修造の外は、一切の課役を免さる。平季基は、伴兼貞に女子を配し、一跡を讓

開發本主

餘流は下司と爲る

庄官惟宗氏の始末

武士は皆地方に據有し、實力を養ふ

りければ、富山伴氏(東鑑)文治元年、富山二郎太夫義良とあるは、此下司の家なり、季基に代り莊園を建て、其餘流は元弘中迄、其職を世にせり。

されば、鎌倉幕府の興立に際會せる惟宗忠久は、庄官の一員より起身して、鎌倉殿(源賴朝)に値遇し、其惣領地頭と爲り、のち又守護職を兼ね、遂に其家を興せるなり。されど、戰國以前の島津氏は、近世の諸侯の如き一圓の領主はあらず、守護として三州を管したりと雖、其田土に對しては一地頭のみ。上に領家(本所)あり、傍に比肩の小地頭あり、又、庄郡所在の各別の給人、名主、庄官數多あり。是等、各自に其世職を傳へ、相互に與奪盛衰したり。而も、諸家漸次に島津惟宗の氏姓に兼併せられ、南北亂後に及び、領家、本所も其名空しく、戰國時代に及び、自然の武力占有を以て、領土の絶對權、初めて全く島津氏に歸したり。

時政かくの如し、武人の力ある者、必しも朝廷に榮進するを求めず、地方に據有して、皆英雄を稱するに足る。上總介平忠常、又奥羽の俘囚^{邊土の夷者の}懐柔^{懐柔せる者}の長安倍賴時、其子貞任、宗任の如き、即是なり。忠常の房總に割據するや、賴光の弟賴

信、伐ちて之を降し、安倍の亂あるや、賴信の子賴義、之を誅滅す。源家武將の威名、之に因り東國に揚り、兵民好みて之に屬し、其家人と爲る。而も、賴光、賴信、賴義、京師に歸れば、藤氏の爪牙のみ、出て、は主たり、入りては従たり、官位は卑しと雖、中外要樞の地位を占む。後三條の出てたまふは、やがて是時に在り。

第二章 後三條天皇

藤氏に姻親
少し

延久の帝政 後三條帝の先代、後冷泉後三條の兄、後朱雀後三條の父、後一條後朱雀の兄は、皆關白道長の外孫なり。後三條帝、獨三條帝の外孫にして、藤氏に姻親少し。此を以て久く東宮に居り、立つを得ざること二十餘年、關白賴通の專恣を悉知す。延久元年北宋熙寧二年西曆一〇六九年、帝即位の禮を太政官廳に行ひ、三條閑院の第を以て皇居と爲す。大内裡、炎上の後は、藤氏の第宅、壯麗を競ふも、皇居は、造營せず、帝王も外戚の私第に居る、之を里内裡と名づく。

冷泉圓融の二帝以來、皇統二流交立つ。敦明太子小一條院に及び、帝位に即き給はず、直に太上皇の號を蒙りしかば、冷泉の統は絶えたり。後冷泉又子なく、後三條相承す。後三條天皇、諱は尊仁、後朱雀帝の第二子なり、母

東宮に在る
二十餘年

は三條帝の皇女陽明門院の禎子なり。年十二にて東宮に立ち、治曆四年、三十五にて踐祚。大内裡燒亡、大極殿未建たざるを以て、官廳に即位の禮を行ふ、官廳の即位此に始まる。初め、後朱雀帝の大漸によりて、位を第一の皇子後冷泉帝に授け、又關白賴通を召し、尊仁を立て、太弟となすべしと命せらる。賴通答へて、二宮の事をば不急と曰ふ、大納言能信、賴通の異母弟御前に在り、速に立てたまふべしと進言す。乃、冊文を作り、尊仁を皇太弟となされ、能信因りて東宮大夫に任す。蓋、賴通は、二宮が藤氏の出に非ざるを以て、之を立つることを欲せず、他日己の女を宮中に納れ、皇子を得て帝位に即け奉らんの意なり。而も、後冷泉の皇子は遂に生まれたまはず、尊仁親王の東宮に在ること二十三年に及ぶ。

帝、性剛健、嚴明なり、學古今に通ず。具平親王村上の孫、右大臣源師房を擧げて政事を參決せしむ。師房、其二子俊房、顯房と、並びに學藝に秀て、聲望時人に超絶す。帝即位の初め、賴通職を罷め、宇治平等院に屏居し、弟教通をして關白たらしむ。然れども、新帝を憚り、また專横なる能はず。且、師房に賴通の猶子の

關白教通

義あれば、調和の路を得る所あり。

源師房の出
身起家

國史論纂曰、神皇正統記の著者親房准后は、其家祖の藤氏に攀縁せる跡を述べ、此親王ぞ、具平親王をさす、誠に才も高く徳もおはしけるにや、其子師房、姓を賜はりて人臣に、宇治關白の猶子にしたまひて、藤原にかはらず、春日の社にも参り仕うまつられけりとぞ。又、やがて御堂(道長)の息女に相嫁せられしかば、子孫も皆かの外孫なり」と。これ、師房が外家に因縁して大臣にのぼることを得たるなり、然るにこれを以て眉目として恥づることを知らざる者の如し。又曰ふ、此故に、御堂と宇治をば、遠祖の如くに思へり、云々と。此文をよみて、後人誰か皇族の卑屈を憤らざる者あらんや、而も、親房も亦、此卑陋に安んじて辱とせざるごとし、まことに怪むべし。日本政記、當延久帝時、大江匡房、源經信、藤原資仲、源隆俊、源隆綱、並任參議。匡房、以嘗侍東宮、最眷遇。經信、民部卿道方子、以強敏稱。資仲、右大臣實資孫、稱有祖風。隆俊、隆綱、並權大納言俊賢孫、隆國子。帝爲太子、嘗患隆國無禮、欲報之於其子。一日、窺隆俊入直、正笏端座、處事敏給。曰、如此人才、不易

才俊滿朝

得。有射狐於齋宮者、朝議定其罪、或曰狐未死。隆綱抽筆書讞曰、雖有飲羽之號、未見首丘之實。帝愛其文藻、乃登用二人。隆國、季子俊明、爲左少將。會禁內火、帝避之、路人喧填、俊明執弓歐逐、乘輿得前、帝悅。因亦受恩、其愛才如此。

石清水崇祭

官幣廿二社とは、白河帝の時に定まるとも傳へらる。延喜天曆以後の流例にて、其社數を加除せられし者の如し。延久二年八月十五日、石清水八幡宮の放生會に、特に權大納言源隆國を上卿に遣され、神宮奉幣と同様の盛典を擧られ、以後恒例となる。是は、今鏡に、石清水の放生會に、上卿宰相、諸衛のすけなど、たてさせ給ふ事も、この御時より始まる」と云ひて、ことも無げに記せるも、石清水をば源氏の氏神と奉崇せる例ありて、今や朝廷も彼藤氏春日の神に遠さかりたまふ時なれば、特に此盛典を執行ありし事と思はる。儲こそ、後世に至り、伊勢、八幡、春日を以て、三社と稱へ、民間まで奉崇するに至りけん。(池田晃淵氏平安朝史)

記録所新政 帝、莊園の巨害を識り、首として新立莊園を停止し、前代寛徳二

新立庄園を
停めらる

年後冷以後の者、一切廢棄し、其以前なるも、契券の分明ならずして、國衙の所務を妨ぐる者、悉停めらる。太政官に記録所を置き、其事を視たまひ、やがて文書を徴して、前關白宇治殿に及ぶ。賴通曰ふ、吾五十餘年、三代の御後見を仕て候し間、所領田もちて候者の、強縁にせんとて、寄贈候しかば、さにこそなんと申したる計りにて、歳を過ぎ候き。何條、文書の候べき、數を盡して倒され候べきなり」と愚管抄。帝乃別に旨あり、長者攝家の莊園は、之を審理せずして止む。是、龍頭にして蛇尾に似たりと雖、亦時勢の回すべからざる者あるに由る。

勤仲記云。治暦元年官符、越中國雜事貳箇條、一應任先符旨、停止所々庄園、兼注進其年紀、及召進好立輩事。右得彼國解狀云、寬德二年、下五畿七道諸國官符、停止前司任中以後新立庄園、若不遵符旨、國司解却見任、永不叙用、百姓將處重科、敢不寬宥者。又天喜三年官符、諸國寬德二年以後庄園、且加禁遏、永令停止。且、所好立之輩、勘錄子細、召進其身、若致對捍、早不參上、慥注姓名言上。當國往古無有庄園、而近代之間、所部百姓、爲遁公役、爲權門而立庄園、語宰吏而領田地、不辨調庸、不勤課役、拒捍國務、侮慢朝章。爰寬德二年以

前代寬德以
後の新立

後庄園、前司任中依符旨、悉所停止也、而及得替期、更以興立、又臨任終年、新又加立。因之、公役之民不幾、應輸之田甚少、恒例及貢銀、難進濟。而拒捍之民、空忘綸旨、無辨租調、權勢之家、不用制符、好立庄牧、雖施治略、其可得乎。重不賜官符、何以行吏務、望請官裁、任格條並度々官符、被停件庄園。若猶不隨制旨者、國司召進庄牧司、若致對捍、不能召進、注名言上、比校公驗。新制以後、所立庄園、早以停止。若不出公驗、又從停止者。右大臣宣奉勅、依請者。

太政官符、感神院。應爲院領、四至內田畠事。

在山城國愛宕郡 四至

東限白河山。西限堤。南限五條以北。北限三條末以南。

右記錄庄園券契所、去正月廿六日、勘奏。件地元者常荒也、而以去長和五年二月、依無公私之利、請國判、已以開發、以其地利、可充法華三昧料者、國郡與判。其後、代々更無收公、而又去長元六年之比、申請前太政大臣家之處、仰國司、免判又了。雖無官省符事、在起請以前、又不致其煩、已及數代、被裁許、無其妨歟者。正二位行權大納言源朝臣、宣奉勅。件院四至內田畠、

官符新免

宜仰彼院令領掌者、院宜承知、依宣行之、符到奉行。

延久二年月 日

當時、伊賀國には、庄園の田土、四郡三分の二を占め、國務を妨ぐ。國司、宣旨によりて停止すれども、領主等尙放縱にして、貢物を輸さず。已にして、東大寺の僧、其與徒數十人を率ゐて、名張郡に入り、領主と共に恣に寺家の莊界を改む。國司、使を遣して檢察せしむるに、僧徒其使を射て、鞍馬衣物を奪ひ之を侮辱せしむ。國使これを朝廷に訴へたれども、朝廷は僅に僧徒に諭して、奪ふ所を返さしむ。惟ふに、積年の弊習、いかでか一朝に除かるべき、况や頼通の驕蹇は、其父祖にも超えたるをや、莊園改革、遂に終り有るを見ずして止めり。

後冷泉帝、後三條帝の時、庄田の裁抑ありと雖、積勢抜く能はず。白河・鳥羽の院政以後、舊制愈失ひ、諸國の武士は、皆庄園に居りて其富強の本を養ひ、院宮權門、亦莊園と武士に資りて、公私の事を濟す。國郡一統の名已に空しくして、莊園分占の勢全く成り、所在の國領公田、幾許もなし。蓋、庄園は、陽に粧へる田土公有主義に對し、陰に醸生せる一種の私有方略なり。其

地利與奪の
争闘

積勢抜く能
はず

方略や、非法と雖、已に權勢を備へ、利得を久しくす。是れ豈一朝にして抜くを得んや、風習の漸浸するや、公田も亦年を遂ひて私有に化せんとす。

短祚五年

帝又、國司の成功再任四年任を禁す。而も、藤氏は氏寺修理の故を

以て、大和國司の重任を奏請す。帝、髯を奮ひて之を拒みたまふ。關白、教通、御前に呼はりて曰く、長者の身、面目を失ふ上は、春日の神威も今日限りなりと春日社は藤氏の氏神にして、興福寺之に奉事す、謂はゆる奈良の神木は、春日の靈代也。藤原氏の公卿は、之に應へて皆座を起ち退出す。帝止むを得ずして、教通の要請を容れたまふ。蓋、帝の施政は、漸次の改作を期し、儉素を以て衆を率ゐ、大に爲すあらむとしまへる也。而して、短祚五年にして崩じ、功業を遂ぐるなくして止む。頼通固より帝を憚りて好からず、然りと雖、其大喪を歎して云ふ、賢主の早世は、我國の不運なりと、帝の盛徳を想ふべし。

日本政記曰、史稱、帝剛健嚴明、是固然、然不知其剛明之本在於誠正也。夫苟不誠不正乎、則所謂剛者有息、而明者有蔽焉。帝之在儲宮也、或即位欲云云、輒拜北斗、以悔其過。夫以帝之明達、傍觀朝政、二十餘年、其切齒扼腕者何限、

剛健嚴明

而自警其不是。嗚呼是其心足以質天地信宗廟蓋不以天位爲樂而以億兆爲憂。是故一旦即位痛自節儉勤勞機務不敢逸豫而行之以其剛與明以令天下。雖藤原氏之盤踞倔強歷世難制者畏憚自戢俯就我馭者由是道故也。唯然是以其所使唯其才不以愛憎爲取捨不敢私便於己利於天下而已。帝察於民事非歷世帝王所及如其親定斗量制亦其一端也。吾嘗試因是論帝之政皆出於天下之正而已不與焉猶斗量之不容私也。夫奪大臣之權收新置莊園置記錄所親覈其是非皆不便於彼者而彼莫敢齟齬何哉是天下之正也非帝之私也。唐斐度語其君治方鎮之道曰處置得當以服其心而已。今帝所處置亦足服藤原氏之心不然聞其崩殂何不相慶幸而歎嗟如此。蓋藤原氏之幸乃我邦之不幸其實我邦之不幸即藤原氏之不幸也。彼與宗社同休戚者而自其父祖不肯恤國家而營己之私至此乃知其非爾。雖然藤原氏之營私也亦由歷世帝王之自徇其私。唯帝也無私故足以禁其私也。如白河非不剛健唯以其剛健以濟其私故聽政愈久而紀綱愈亂遂釀成保元之禍。白河之久與後三條反亦我邦之不幸也。降及元弘有後醍醐帝出其剛與明

白周後醍醐
何不以後三
條之心爲心

可以遠續延久之遺緒。而復急於其私樂不能反天下之正以撥天下之亂是亦我邦之不幸也。噫何不以後三條之心爲心歟。

周密なる政
法

後三條帝嘗みづから御簾の竹を斬り新量の法を定めたまふ延久之宣旨升と名く今升八合一其政治に周密なりしを見るに足る。又沽價法を定め宋錢の通用を停めらる。我邦は官鑄の錢ありと雖佳良ならず民間には宋錢を輸入して之を通用せしが輕重混淆して物價の平衡を失へるにや。此に至り宋錢の通用を停め和市に錢貨を用ふるを禁す。又錢貨の出舉にも米を以て利子を辨償せしむべしとて古法の如く宣旨を以て米一石の價を一貫文とせらる。

量法の沿革

量は物の多少を量るの謂にて其器に合升斗等あれども通じて升の字を用ひて之をマスと云ふ。後世に至りては升字に木偏を加へて柎字を作る。上古舒明天皇の世始めて斗升斤兩を定めらる。大寶制令に至り量に大量小量ありて十合を一升とし十升を一斗とし十斗を一斛とす。而して小の三升を以て大の一升と爲して米穀を量るにのみ之を用ひ餘は皆小升を用ひしめらる。又銅造の様式を大藏省及び國司に給し官私用

ある所の量器をして、毎年省國に就きて題印を受けしむること、一に度器に同じ。然るに、延暦の頃に至りては、大小の制漸く亂れて、平校の法も亦行はれざりしを以て、更に令して其違濫を防遏せんとせられたれども、竟に復行はれざりき。而して、延喜式の制に、湯藥を調合するにのみ小を用ゐ、餘は大を用ゐしめたるは、恐らくは和銅六年改制の時の定ならん〔古事類苑〕。延久年中に至り、斗升の准據を示さる、斗は方一尺六寸六分、深三寸六分、新に器を作り、參議藏人頭藤原資仲をして之を督せしめ、穀倉院の米を量らしめ、又方櫃米一斛を容るる者を造り石を鍾となして、其輕重を衡り、校正する所あらしむ〔東齋隨筆〕。資仲は、又勘解由使たり、故に其遺冊に勘仲記の名あり。

延久四年の斗升法は、長保の例に據るといへば〔大日本史〕、一條帝以來の宣旨を再申せられし歟。同年沽價法をも定めらる、法曹至要抄に、延久四年七月宣旨云、應自今以後永從停止宋朝錢貨事。同年十二月宣旨云、應錢貨出舉、以米辨價利事。右得記録所今月廿三日勘狀、稱錢直法、任去年八月宣

宣旨升

沽價法

利息法

狀、一貫文別以米一斛爲正物。於利分者、依弘仁十年五月格、每六十日取利、不得過八分之一、雖過四百八十日、不可過一倍歟者。左大臣宣、奉勅、宜依勘申者。使應京職、宜承知、依宣行之とあり、延久は一本建久に作れど、今校正本に據るて、百鍊抄よりも詳なり。且、坂上明基之に附案して曰く、案之、舉錢之利、雖爲半倍、停止錢貨以米、致辨者、以錢一貫文、充米一石〔原注〕、以下令定也、與弘仁格相違、可考、每六十日取利、即滿四百八十日者、可爲一倍之利矣と、即、利息法なり。されど、沽價、利息の如きは、物の自然の數、乗除の果に因りて、定まる者とす。古法と云ひ、政道と云ふも、恐らくは之を制するの實力なく、又實利なからむ。周密の政法に似たれど、迂濶の空言に終れるに似たり。（下の第六章を合せ見るべし）

蓋、前代の令制の度量、漸く紊れしを以て、此改正あり。而も、中世の形迹を觀るに、斗升の名目、實量、一定せず、公私各家各地に異制あり。乃、延久の宣旨升も、其立法の精神を展べ得ず、以て天正慶長の近世に及べるなり。

古事類苑曰、度は物の長短を量るの謂にて、其器を名づけて尺といふ。後

空言にして
實効無し

世之を物指モノサシとも云ふ、指は即長短を量るの謂なり。蓋太古に在りては、兩臂を伸張するを尋ヒと云ひ、四指を以て握るを握ツカと云ひ、其後、度器を造るに至り、物の長短大小、始て其正を得たり。大寶制令に至り、尺に大尺、小尺ありて、小尺の一尺二寸を以て大尺の一尺とす、而して大尺は地を量るにのみ用ひ、其餘は皆小尺を用ゐしむ。又、銅造の様式を、大藏省及び諸國司に給し、官私用ゐる所の度器をして、毎年、省國に就きて題印を受けしむ。和銅六年、此制を改定し、其大小尺は、各従前の大小尺の一尺二寸を以て一尺としたり。而して、延喜式の制に、小尺は晷景を測るにのみ用ゐ、其餘は皆大尺を用ゐるは、恐らくは和銅の改定に出づるならん。曲尺マカリガキの稱は、延長年中の源順の倭名類聚抄に見えたり、造るに鐵を以てしたれば、金尺と云ひ、屈折して矩の形を成し、專工匠の用に供するを以て、又大工尺とも云へり。又、同抄に竹量あり、竹を以て制するに由り、此名あり、後には鷹計とも書けり。徳川幕府に至りて、曲尺の外に御服尺、鯨尺あり。御服尺は曲尺の一尺二寸にして、鯨尺は曲尺一尺二寸五分なり。而して、御服尺は裁衣

の用に供するに由り、御服を以て名とし、鯨尺は其初め鯨骨を以て製せしに由り、此稱を得たるなり。然れども、後には一尺二寸五分のものを以て裁衣の用に供し、御服尺を用ゐること希なり。或は云ふ、鯨尺は、即御服尺にして、後に分れて二種と爲りしなりと。權衡は物の輕重を量るの謂にて、其器を名づけてハカリと云ふ。崇峻天皇の代に、久比と云ふ者の吳國の權を獻じたるを以て始めとす。其後、舒明天皇の代に、斤兩を定むること有れども、其制詳ならず。大寶制令に至り、斤兩に大小兩種ありて、二十四銖を一兩とし、十六兩を一斤とし、小兩の三兩を以て大兩の一兩と爲して、銀銅等を量るのみ大を用ゐ、餘は皆小を用ゐしむ。大藏省及び國司の題印を請くること、度量の二器に同じ。然るに、延暦の頃に至りては、大小の用法及び其器の製作も漸く濫れて、題印を請くることも行はれざりしかば、勅して古制に従ふべきことを令せられたり。而して、延喜式の制に、湯藥を調合するにのみ小を用ゐ、餘は皆大を用ゐしめたるは、恐らくは和銅六年改制の時の定ならん。又、按するに、

二十四銖を一兩とし、十六兩を一斤とするは、古來の定なれども、後世の名起るに至り、銖兩の名は大に其用を減せり。例へば、何貫何百何十何分何厘何毛何絲と云ふが如し。此^{モシ}分と云ふは、和銅錢一文の重より起りたるものにて、分は錢の略字なり。(一説、草文にメを加ふる者と)而して、斤兩に京目・田舎目の區別、分^{モシ}に唐目・大和目等の區別あり。

後三條の中宮には、後一條帝の女馨子内親王あれど、世嗣なし、女御藤原茂子(中納言閑院公成の女にて、東宮大夫能信の養女として入内せしなり)の腹に長子貞仁親王(白河帝)あり。故に、帝は在位僅に五年、不豫によりて位を親王に譲りたまふ、御年三十九。今鏡に之を述べて、深き宮の中は、世を治めさせたまふも煩ひ多し、今少し、おりぬ(降位)の帝とて、御心のまゝにとや思し召しけんといへり。蓋、禁裡當今の居位を以て、舉止不如意と爲し、院中に去りて政を視、その志を遂げたまはむと也。或は以謂らく、帝、權門の政、累朝の弊、必改めざるべからずと爲し、讓位の後も萬機を聞き、永例とせられむとすと。而も其聽政は一年に満たずして已めりと雖、爾來、復國政を攝籙家に委ねず、風習一變して、院中

院中政治の御志果さず

政治の端を開けり。

愚管抄に「世の末の大なる變りめは、後三條院の世の末に、偏に臣下のまゝ、攝籙の臣世を執りて、内裏は其さかひにておはしまさん事、末代に、人の心はたしかならず、脱履の後に、太上天皇とて、政をせぬ習こそ惡敷事也と思召ける。このまへ、君は若くて、幼主勝^{ガチ}にて、政を親知らせ給ふは聞えず。近くは、宇治殿^{通頼}など、多く私有とこそ御覽じけめ、太上天皇にて世を知らむ。當今^{白河}猶、若年にてこそあらんずればと、思召けるなり。程なく位おりさせ給ひて、延久四年十二月御讓位有て、同五年二月、天王寺住吉などへなりめぐらせ給ひ」とあり。今鏡に「此の帝世を知らせ院政給ひてのち、世の中治まりて、今にいたるまで、其なごりになん侍る。たけき御心おはしましなから、又なさけ多くぞおはしましける」とあり。

第三章 白河治世六十年

大權宮中に歸す 白河帝、剛果、頗延久帝の風あり、氣宇太々濶く、舊制を變革し

位をおりて世を知らず

て顧慮を爲さず。頼通、教通すでに世を去り、藤氏畏服す、大權も宮中に歸せる形勢あり。君臣之に因りて、豪奢をほしまゝにし、却りて政務に荒む。鳥羽離宮を造り、法勝寺河を建て、京師の華麗、徒に一時に照耀するのみ。文學の臣多く寵用せられ、鬪詩、歌合、雙陸等、宴會の遊興を助くるも、國家の大計を思ふものなし。

師實に關白
職を賜ふ

白河、中宮賢子は、中院右大臣源顯房（師房次子）の女にて、左大臣藤原師實の養女なり（師實の父頼通、屏居年久し、師實の關白たるを見ずして薨す）。教通は密に奏して、關白を其子内大臣信長に譲らんと請ふも、未許されずして、教通又薨す（世に大二條殿と稱す）。叡慮、遂に關白の宣旨を師實に賜ふ。是に於いて、信長は藤原嫡家累世相傳の朱器臺盤を、師實の第に送り、攝關の易置、悉く宸衷に出で、寵任は他門に移る。俊房（堀河左府、顯房兄弟相並びて左右大臣に陞り、最榮耀あり、名望攝關に亞ぎて之を凌がむとす。外戚、閑院公成兼家の弟なる公季の孫なり）實季父子の如き、宮中に任用せらるゝ者、未官位を極むる能はずと雖、地位已に成る。

外戚は閑院
三條家に移
る

京貴風流の
雅興

原氏中世史序論曰、王朝の始めに於いて盛なりし相撲、賭弓、打球、競馬、狩獵等の尙武的娛樂は、尙存せざるにあらずと雖、管絃と蹴鞠とが、此末期に及び其流行を増せしによりて之を察するも、時勢の推移、以て徴し難からざるなり。其他、繪合、歌合、謎合、貝合、香合、菖蒲合、前裁合等、賭物、遊戯の種類、其數に乏しからずと雖、皆軟弱にして活氣に乏く、一として女性的のものにあらざるはなし。間、單調を破るものとしては、別業の登臨、近郊の逍遙なれど、其れすら倡婦と傀儡師によりて、逸興を遣るものなれば、其の場合には前者に大差あるにはあらず。「翠帳紅閨、萬事禮法雖異、舟中浪上、一生歡會是同、其甚しきは、召命によりて、公然宮中に入ることゝなり、遊女會の催し行はるゝに至れり。又、傀儡師とは、もと木人を舞はして生態を能くするもの、殆魚龍曼延の戯に近く、沙石を變じて金錢となし、草木を化して鳥獸となす。而も、其女に至りては、愁眉啼をなし、朱を施し粉を附け、倡歌淫樂、以て妖媚を求め、遊女と科を同くす。其歌ふところは、今様、足柄、片下、催馬樂、里鳥子、田歌、棹歌、辻歌、風俗等なり。彼等固より一定の住居なければ、

一畝の田をも耕すことなく、また一枝の桑をも採ることなく、諸國を流浪し、課役なきを以て一生の樂となす。其京洛を徘徊するものも、亦多く擇まれて王公の家に招聘せらるゝあり。蓋當時の文物は、美は則美なりと雖、人民にとりては、却りて苦痛の因たるを免れず。彼の謂はゆる貴人の風流雅興には、人性に對する無情と殘酷とを含みたり。斯かる文化にして永く存續するあらば、國家は早晚潰崩を見むとす。則、必や爰に、在來の文化と全く其立脚地を異にせる方面より、一大刷新の到來なかるべからず。當時の日本は、此刷新によりて、前代に比べ稍龜野の状態に退却したるの觀あれども、爾後の日本は、これによりて、實に其新なる生命を享受したるなり。而して、此刷新は如何なるものか、曰く他にあらず、東國に於ける幕府の開設、及び此政治現象に伴へる一般氣運の推移、是なり。換言すれば、此新時代の發軔は、王朝の時にありては、夷狄野蠻なりと目せられし東國に起りし者なり。

又、延久創置の文書契券記録所の處分も、白河帝に至りては、唯、王室の爲に新に

龜野の東國風俗

契券記録も營私の具たり

莊園を立つるに過ぎず。此より、上下結託して、益々土地の利を貪り、五十年間、院政の末に及びては、國司の知る所愈減し、百分の一となれりと云ふ。國家の政務遂に擧がらず、賣官遙任の弊、此に到りて極まり、米穀萬石、絹布萬匹を獻すれば、之を成功といひて國司となるを得。父子三、四人、一國に遙任して、共に其地の利を掠むるあり。帝、愛憎度なく、嘗雨を怒り、器に盛りて之を獄に投せしむ、朝廷の紀綱廢墜して、復、救ふべからず。

職官志云、當時權貴之家、及宰吏子孫、爭占莊園、天下多不輸之地、國郡之制大壞矣。後三條天皇、銳意政事、首收相家之權、矯正莊園之弊、置記録所於太政官朝所、親聽斷其事、宿弊漸除、然在位不久而崩、愚管鈔、百鍊鈔、中右記。白河帝最佞佛、好營作、國用窘窮。國司遷替、頗乖舊典、上萬石萬匹者、輒得爲國司、至有父子三、四人、同時竝任、童稚者亦得任焉、小右記、中右記。帝及鳥羽帝、相繼聽政於院中、多置莊園。自後莊園新置、錯布天下、國司所治、不過百分之一、〔神皇正統記〕。而公卿亦多請闕國、補之號曰大介、朝野群載、小山文書、尾張大國靈社文書、東寺文書、源平盛衰記。身在京師、置吏以掌國務、曰國司代。而

國司の官を賣る

文重武輕の勢を生ず

國守亦或不赴任、遣僚屬、若家人視事、謂之目代。民政日弊、而國郡益多事矣。〔外記日記、中右記、東寺文書〕。初、朝官之制、文武分職、而文重武輕矣。迨其弊也、公卿唯以嫻于禮節儀容爲務、而不復講兵事、六衛官人僅供儀衛耳。而宰吏子孫、在國郡者、族類蕃衍、概尚勇武、立威於鄉曲、號曰武士。而源平二氏爲之魁矣。故每有兵寇盜賊、朝廷必命二氏追討。二氏勢威倍熾、土地兵馬之權、遂歸之、而諸豪服屬、隱然成君臣之勢矣。〔參取朝野群載、今昔物語、尊卑分脉、諸家系圖纂〕。

公家と佛寺の結合せる勢力

王法と佛法の變化 帝篤く冥福を佛に祈り、殺生を禁じ、漁網を焚き、魚介の調進を停めしめ、殿上の臺盤、常に齋日の如し。白河の法勝寺に、三丈二尺の巨佛を造り、九重の層塔を起す。其他、大小佛像、殿堂の興造、億萬を以て數ふ。皇子を剃髮せしめ、仁和寺法勝寺園城寺等に居らしめ、號して法親王と曰ふ。後、延曆寺の天台座主、及び顯密諸大寺は、多く法親王を貫主に請ひて、其一門一跡を維持し、法親王門跡是より尊し。而も是は、王法と佛法が相資輔して、國政を爲し、世俗を理むるに於いて、一變化を見る者なり。中世に於ける、公家と佛寺

の結合せる勢力は、又、大抵此間に發生培養せられたり。

法勝寺

法勝寺は白河にあり、三丈二尺の盧舍那佛を安置し、屢大法會を行はる。尊勝寺、堀河帝の爲に建つ、最勝寺、鳥羽帝の爲に建つ、圓勝寺、待賢門院の爲に建つ等、皆此に在り。皇子を僧となして、覺行、覺法等といひ、圓宗、後三條の建立、法勝、兩寺の檢校となさる、法親王の始なり。白河法皇、前後四度高野に幸し、八度熊野に詣て、其の慶する所の畫佛五千四百七十餘幅、丈六の佛像一百二十七軀、等身以下の佛像六十餘軀、七寶塔二十一基、小塔四十四萬餘基なり。法勝寺は應仁文明の亂に全く廢絶す

法親王

讀史餘論曰、白河帝の時、仁和寺の御室性信を二品に叙す、皇子の僧となり、尙位を賜ることこれに始まる(性信もと師明親王と云ひ、三條帝の四子なり、仁和寺に入りたまへるに因り、大御室と云はれたり)。按ふに、帝八男ありて六人は僧となり、其第三子覺行と申せしが、法親王の始なり。續世繼に、後二條大臣師通、出家の後例なきよしを申されしに、内親王と云ふこともあれば、法親王もなか無からむとて、法親王になされしと也。金泥一

切經をうつさるゝも、此時が始也、又、殺生を禁じ、獵具など持す者も罪せられ、殿上の臺盤も六齋日にかはることなし。古事談に、加藤大夫成家、不拘嚴制、鷹を仕ふよし聞えて、檢非遣使廳に仰せて召されしに、早速參洛、門前にみづから鷹をすゑ、下人二人も之に同し。問はるゝ旨は、制禁數年に及ぶに、いかゞ存して、猶鷹をば仕ふぞ、すでに朝敵にあらずやと也。成家申ていはく、宿にも今一二鷹の候。下人候はで相具せず。某は刑部卿殿平忠盛相傳の家人也、女御所の供御料に、毎日鮮鳥をあてられ、闕怠あらば可處重科者也。源氏平氏の家人の習重科とは、刎首に候也。獵の道には、獲る日も獲ぬ日もあり、獲ねば必定首を刎らるべし。勅勘は、たとへ禁獄、流罪たりとも、死には及まじと存し、命惜さに如此候と申す。因りて、さるしれ者をば、可追放と仰出さる云々。殺生の勅勘は、さて置いて、武士の主従の習、又格別ならずや。

後三條帝の世に、園城寺、戒壇を建てむことを請ふ。延曆寺之を防訴し、互に兵を以て朝廷に迫る、檢非遣使之を却く、而して兩寺相攻めて止まず。帝の世に

及び園城寺焚かる、朝廷恐怖し、源頼義の子八幡太郎義家を召して、禁中を守衛せしめ、園城寺を再興せしめらる。

白河中宮賢子、園城寺の阿闍梨頼豪を召して、皇子誕生を祈らしむ。頼豪奏して、戒壇を勅許あらば、必驗あらんといひ、果して驗あり。而も、延曆寺の衆徒、嗷訴して之を妨ぐ、頼豪憤恚し、絶粒七日にして死す、其皇子も亦夭す。而して、山門寺門の争鬪は猶止まず。永保元年六月、九月、山門より兩度園城寺を攻め、焼亡の大小佛堂一百餘宇、塔三基、經藏二十所、鐘樓六所、神祠十九所、僧房七百五十餘所、舍宅一千五百區、暴戾を極む。

熊野吉野の峰入は、山伏と稱へらるゝ、道士の行法なり。古の小角を祖とし、聖寶之を中興したるより、其教愈興る。白河法皇の熊野行幸に及び、増譽先達職を奉仕し、三山熊野三所那智三所をいふ、檢校職に補せらる。是より、山伏は當山本山の二派を分ち、諸國の大岳名山に練苦する者、又結制する所ありて、羽黒方、彦山衆といふが如し。蓋、修驗道は、神佛の二徒以外に、其境地を開拓すと謂ふべく、其勢力の當時に張れること、二徒と相對して鼎立の形を具ふ。

修驗道は、一に修驗宗と云ひ、又雜宗とも云ふ。修驗とは、修持應驗の義にして、其行者をば驗者と呼び、又山伏とも稱せり。役小角を以て宗祖とす、文武帝大寶年中の人也、小角の徒弟、諸國に蔓延し、葛城山、大峰等の修行者、歴世絶えず。宇多天皇の御宇、聖寶と云ふものあり、眞言の徒なり、博く諸宗を涉り、尤も修練を好む。吉野、金峯の嶮徑、小角の後、榛莽塞りて行路なし。聖寶、葛藟を攀ちて之を踏み開く、是より苦行の者、再たび此山(大峰)に入る、是を當山派の祖となす(當山は大峯を謂ふ)。元亨釋書曰、僧聖寶、好修練、經歷名山靈地。金峯之嶮徑、役君之後、榛塞無行路。寶援葛藟而踏開、自是苦行之者相繼不絶。貞觀之末、關醍醐寺、而演顯密二教。又建南京東南院、講三論之宗、又勤悲濟、置衛役于金峰山、設渡舟于吉野河、行人賴之。堀河天皇の御宇に増譽と云ふもの天台の徒なり、諸山に修練して、其名都鄙に高し。寛治四年、白河上皇熊野に御幸ありし時、先達を奉仕し、其賞により三山檢校職に補せらる。此時に當りて、小角の末徒、諸國に散在せるもの、多く増譽の門下に屬從す、是を本山派の祖となす(本山は熊野を云ふ)。高

僧傳曰、釋増譽、權大納言藤經輔子、自齡年比、伏膺佛乘、師園城寺行觀僧正、得度研學。弱冠、抖擻、歷尋聖跡、大峯、葛城、躡嶮涉蒙、呪練難行、神感播都、住三井千光院。又於洛東、建聖護院、移熊野神。贊曰、譽之練苦也、登熊野山、凡三十三度、非人所能禁、故其驗影響焉。白河上皇幸熊野日、譽爲先導、仍得大峯檢校職。今驗家、攀三山者、以聖護院爲本者、從此始焉。此以來、當山、本山の二流、嗣法絶えず、徳川幕府時代に至りては、當山派は園城寺聖護院を以て本とし、本山派は醍醐寺三寶院を以て本とす。但し、此兩山(大峯、熊野)の外にも、諸國に峰入の名山靈地あり、それらの他山に練行する衆徒をば、或は羽黒派(湯殿方)彦山衆など、云ひ、各別なり〔古事類苑〕。

出羽の羽黒山伏は、推古帝の時なる能除仙を祖とし、豊前の比古山山伏は、繼體帝の時なる善正法師を祖とすといへど、皆明徴あるに非ず。されど、此東西の二山は、共に白河、鳥羽の院政の比より、地方に著はる。加賀、越前(涌泉寺、平泉寺)白山の衆徒越知泰澄も、已に強盛の名あり。富士山は、稱して小角踏雲の先蹤と傳へらる、者なるが、本期、久安五年、富士上人末代

が、攀登百度、頂上に大日堂を構へ、鳥羽上皇の外護を賜はりし由、本朝世紀に所見あり。謂はゆる高山修行の状も、以て想ふべし。

初め、白河帝即位の日、後三條上皇の御志により、皇弟實仁親王を東宮とし、實仁踐祚の日には、又輔仁親王を立て、太弟となすべしと定めらる。然るに、實仁早世したれば、輔仁立つべきに、白河帝遺詔を奉したまはず。遂に、吾が幼子を東宮に立て、即日讓位あり、即堀河なり。輔仁は、詩歌を善くし、聲名殆兼明、具平の兩中書王に亞ぐ、人皆之を推重す。白河帝の在位は十四年に過ぎざりしも、其後主、堀河帝の朝二十一年、鳥羽帝の朝十六年、崇徳帝の朝六年、皆院中にて其政を聽きたまへば、治世凡五十七年なり。

今鏡に白河院は、位におはします事十四年、卅四にて位おりさせ給ひてのち、七十七までおはしまし、かば、五十六年、國の政をせさせ給へり。さきの御なごりにて、一人(關白)の我儘に行ひ給ふもおはせねば、若かりしより世を知らせ給ひて、院の後は堀河院、鳥羽院、讃岐院、御子うまごひ、ご打續き三代の帝の御世、法皇の御まつりごとのまゝ也。かく久しく世を知ら

治世凡五十六年

おりぬの君の政務

鳥羽殿

收權所以收怨

せ給ふ事は、昔も類ひなき御有様なり。神皇正統記に「おりぬ(上皇)にて世を知らせ給ふ事、昔は無かりし也、白河院の御代には、院にて政をきかせ給へば、執柄はたゞ職にそなはりたるばかりになりぬ。そのかみは、宣旨、官符にてこそ、天下の事は施行せられしに、此時より、院宣、使廳の下文をおもくせられしによりて、在位の君、又位にそなはり給へるはかりなり、世の末になれるすがたなるべきにや。又、城南セイヤンの鳥羽と云所に、離宮を立て、土木の大いなるいとなみ有き。昔は、おりぬの君は朱雀院にまします、又冷然院にもおはしけるに、かの所々には、すませ給はず、白河より後には、鳥羽殿をもちて、上皇御座の本所と定められにけり、院中の禮など云事も、是よりぞ定まりける云々。

日本政記曰、往時相家之侈靡、凋弊公私、毒被天下、然民猶曰、是某相所爲也、非天子所知也。至白河收復其權、政由已出、則被天下者、皆其毒也、怨之所歸、不在彼而在此。故白河之收權、適所以收天下之怨也。是猶人抱積痼者、當其有疾、盛額抱心、以涉日、雖欲恣飲噉、不可得、幸而得疾稍退、乃暴食縱酒宿疾乘

之、變成別症、吐瀉狼藉、而不可救、保元之亂是已。當相家專權、曰賄賂公行而已、至帝之聽政、納財者得國司、至父子三四人共宰一國、則其民何罪乎。不翅此也、宇多欲禪位、而已看護之後、三條之志、亦如此、皆爲天子慮爾。白河則欲縱己之欲、背父遺詔、舍其二弟、而立堀河。堀河崩、又立五歲之鳥羽、猶可也、鳥羽纔弱冠、而又奪之、以與五歲之崇德。故鳥羽又尤而倣之、奪以予三歲之近衛、以速天下之亂、遂致其後有八歲之天子與五歲之上皇、亂曷有已哉。相家立幼弱之外孫、資其專權云爾、天子而何苦爲此乎。當相家權盛、聽其所廢立、而不得自恣、自恣而後天下益不服、大亂塗地。夫宗廟之所託、生民之所仰、而以襁褓嬰兒爲之、是之謂以天位爲戲也、則天下誰肯敬戴之。故至使天下武夫健將、視天子如木偶土梗、視朝政如塵飯土羹者、皆自取也。

以天位爲戲

堀河天皇 寬治元年宋元祐二年一〇八七年白河帝位を皇太子(堀河帝)に譲り、猶政務を閑院に聽く。院の諸司を置き、萬機を親裁す。其衝を院廳と曰ひ、其令を院宣と曰ひ、以て天下に臨む。是より、天子攝關垂拱して員に備はり、只成を俟つのみ。嗣帝、堀河より鳥羽崇徳に至るまで三世、四十三年は、白河法皇の院政なり。

堀河帝賢名ありと雖、力を伸ぶる能はず、世その恩惠を仰ぐなし。

堀河即位の時、藤原師實は攝政となり、尋いて嫡子師通更に代りて關白となる。而も政は上皇の院中に在り、當今も年長し、稍不平あらせらる。師通は之を見て辭職、朝務少補、風采未聞、人之三危、盡在陋質、民之具瞻、豈不耻心と、以て其抱負を見るべし。嘗、百司の常に上皇の門に聚まるを嘆じて曰く、オリキの帝の門に、車立つる事やあると、世に後二條殿と稱し、早世年三十八。嫡子忠實其家を承け、弟家忠、花山院、經實、大炊御門、忠教、難波、飛鳥井等、各家を立つ。(師通の死後、關白を缺くこと數年、以て忠實の長するを待たる)

關白師通

堀河左府俊房

堀河左大臣俊房は、在職四十年、古今に稀なる永任なり。此俊房の一家門の起れるは、全く院政時代の事なるが、其榮達の所以は、前に述ぶる所あり。舊史に、俊房練達政事、自祖具平、三世相繼、有文才、兼能書、殿門榜多其所書、今鏡、後拾遺往生傳と。

院中政治 院政は、我朝廷政府の大變化なり。凡、帝王の實權は、大命を出納

する書記の手に集るものにて、支那の古代に秦漢丞相の權が尙書に歸し、晋に至り丞相を尙書と改稱すれば、又中書を生し、中書を政府の要樞とすれば、又門下を生し、唐に至りて尙書同中書、門下同平章事の聯立となりたるを、明白なる適例とす。我邦の太政官中務省は、唐の尙書中書に比す。而も嵯峨帝に至り、太政官は早くも空座と成り行きて、職事は藏人所に歸したり、即是を門下に比すべし。其後攝關起りて、政務の實を其家の政所に集め、積勢は御堂關白(法成寺道長)に極まる。後三條帝の政となるに及びては、藏人所も既に空し、因りて記録所を設けらる。次の白河帝に至り、記録所を仙洞の文殿に移し、院宣を以て政務を施行せられたり。是より天子當今とは、たゞの名のみにて、東宮儲君に異ならず、歴史上の大一變なり。

讀史餘論曰、白河の帝は、御心ばえ剛くも、やさしくもおはしましける御事は、後三條院に似させ、而も讓位の後、久しく院中にて政をしろしめさる。保元物語に、白河院重祚の志まし／＼て、出家ありしかど、法名をばつがせたまはず、天武の例を思召けるにや、重祚の御志ふかかりける。其がかな

太政官藏人所共に空し

院中の政務は道理に違へり

はねば、院中にて御政務あること、すべて道理にもそむき、王者の法にも違へり云々。正統記に「孝謙脱屣の後、廢帝淳は位に居たまふばかりと見え、たれど、たしかならず。嵯峨清和、宇多も、只讓りて退かせたまふ。圓融の御時は、やう／＼しらせ給ふ事も有しにや、院の御前にて、攝政兼家承たまはりて、源時仲を三木(參議)になされしを、小野宮實資の大臣は、傾申されし。されば、上皇ましませど、主上幼き時は、偏に執柄の政なりき。後三條踐祚の時、頼通即關白をやめて、宇治にこもり、弟教通關白たりしかど、其權も無し。まして白河の御代には、院にて政をきかせたまへば、執柄は只職に具りたるばかりなり。されど、是より又古き姿は一變せるにや、執柄世を行れし昔は、宣旨官符にてこそ天下の事は施行せられしに、此時より、院宣廳の下文を重く被爲しによりて、在位の君又位にそなはりたまへるばかりなり、世の末になれるすがたなるべきにや云々。續世繼には、後二條大臣(師通)こそ、おりぬの帝の門に車たつるやうやはあると宣りたまひし、それかくれ給ひて後は、すこしも息音たつる人やは侍し」とあるも、道理なれ。

院宣是より天下に重し

院廳の組織は、攝關家の政所・侍所を模倣し、院別當執事を長となす、猶家の政所に別當令あるが如し、又判官代、主典代等あり。上北面は、内外史出身の江(大江)中(中原)清(清原)善(三善)等、官務局務の功者を充て、其中より文殿の寄人を兼ね。下北面は、明法家の坂坂上(中)中原諸氏、判事出身の者と武士とを充て、檢非違使廳を兼るものあり、猶家の侍所の如し、又武者所あり。大内守護、院執權の名は、いつ始まりたるや定かならねど、初め、源義家・義綱兄弟出仕し、替りて平正盛・忠盛父子任用され、忠盛は院昇殿を聽され、院執權となれりと云ふ。而して、守護の名は源氏の家に傳ふるに似たり、即、源平兩家に天下兵馬の權を握るは、藤氏の侍所に由來せりと雖、院政に至りて定まる。(久米氏南北朝史)

大内守護の名は、源頼光より攝州多田源氏につたふと説く者あり、されど、頼政の大内守護は、後白河院の時なるべく、頼政の父藏人仲政は、白河鳥羽の兩院に仕へ、昇殿をゆるされたれど、守護と定まる名は無かりしごとし。多田源氏が、最格勤の家なりければ、かゝる説も古人の註せられしならむ。義家・義綱賀茂二新羅郎三郎兄弟は、父祖の威名を繼ぎ、勇猛世に震ふ。法皇已に之

を援きて宿衛とし、北面の武士と共に院中に伺候せしめたまふ。義綱の延暦寺山法師と闘ふや、僧徒、地主神(山王社)の神輿を振り、京に入り強訴す。是より後、興福寺は春日の神木を動かし、祇園社、北野社、東寺、清水寺、石清水幡宮、鞍馬寺、賀茂社、多武峰、金峰山等の僧祝、及び諸國の大寺社、みな兵を集め、地を開き、鬭争を事とす。蓋、法皇の崇敬に乗して、其忿戾を縦いまゝにする者に似たり、法皇因りて益源平の兵を以て自護りたまふ。法皇嘗曰ふ、世の中に、朕の意のまゝならぬ者三あり、双陸の采と鴨河の水と、山法師是なりと、僧兵の強暴なりしを知るべし。

讀史餘論曰、按するに、白河法皇、朕が心になはぬは、雙六の賽、山法師と仰せられしと。此比、山僧のみにもあらず、三井園城、奈良(興福)の僧徒等も、やもすれば兵革を動して、朝威を蔑如せしと見えし。其事の始め、後朱雀長暦三年の春、山徒等、關白頼道を恨みて兵を起せしに起れるが、是又、執柄家が其權を恣にし、皇威すでに衰へしによれるなり。古は、僧徒兵器をかくす事は、尤國の重禁にて有りしに、かくみだりがはしくなれることは、い

僧兵を假りて征伐を行ふ

【院政及源平盛衰編】

二九六

はゆる王綱解紐の一端なり。やゝもすれば、僧徒蜂起して、世を騒かすこと甚し。かくて、保元より後には、天下に事あれば、毎に僧徒の兵を假りて、征伐の事を行れんとす。保元の時に、崇徳上皇は南都の衆徒を催したまひ、治承の時に、高倉の宮は三井(寺門)の僧を頼みて功無し、後白河法皇は、山門を頼みて義仲を討れんとす。承久の兵亂にも、山門行幸あらんとし、元弘建武には、後醍醐兩度まで山門を頼み給ひし事の如き、皆是也。其後、應仁の亂より、山法師は云ふに及ばず、法華、一向の徒、高野根來の大衆、やゝもすれば暴威を振ふ。其甚しきは、一向門徒、加賀の富樫介を滅し、織田殿の兵威盛なるも、終にかれを碎く事、叶ひ給はず。されど、此人の代に、叡山の兵器を收め、根來の寺を焼亡されて、數百年の禍を除かれしは、尤其功大也と云ふべし。たゞ、一向の一宗、今に其禍根絶ちぬとも見えず、後世また國の憂をもなさんものは、此一つのみぞ残れる。

奥羽後三年の合戦 是時に當り、國郡の土豪、割據の形勢漸成り、其京師に來るや、卑められて武士と呼ばるるに過ぎねど、郷里に歸れば、隱然として封侯た

中世の僧兵

陸奥守源家

出羽清原氏

り東北の武士、最強盛なり、源義家、美濃の兵亂を平げ、功を以て陸奥守に任ず。故鎮守府將軍清原武則の子荒河太郎武貞、安倍氏の遺領を並せ、宣理權守藤原經清の寡婦を娶り、奥羽に雄視す。武貞死し、子眞衡、家衡、部將吉彦、武彦、經清の遺子清衡等、和協せずして相戰ふ。義家、眞衡を助け、所部を清めむとし、討伐して利あらず、家衡、金澤柵出羽山北に據る、義家之を憾む。初め眞衡子なくして、岩城の人出羽權守平安忠の子海道小太郎成衡を養ひて嗣と爲し、源賴義が多氣權守平致幹の女に生ませたる女子を聘して、成衡の妻とす。眞衡の姑夫、吉彦、秀武、事を以て怒り、兵を發して眞衡を攻む。義家、眞衡を助けて共に秀武を攻む。清衡、家衡、間に乘じて眞衡の膽澤の館を襲ふ。義家等、家衡の山北セノボクの沼柵を攻めしも、利あらずして還る。家衡の叔父、三郎武衡、兵を率ゐて沼柵に至り、共に謀を合せ、金澤柵に移る。會、義家の弟義光、檢非違使たり、報を得て大に驚き、弦袋を陣座に掛け、許をまたずして之に奔り援ふ。清衡、又義家に應じ、攻めて金澤を抜き、家衡を誅す。三年にして事平ぐ、賴義の安倍氏を伐てる、前九年の戰に對し、後三年の役と曰ふ。

【第三章 白河治世六十年】

二九七

奥州後三年軍記には、永保三年、義家陸奥守となると云ひ、この役をば寛治五年に訖るとなし、凡九年の間なり。されど、五年は元年の誤なること、中右記百練抄等に據りて明なるも、尙五年を経たるが如し。されば、永保は、應徳の誤聞か。

平泉の藤原清衡

義家、義光、途に、朝議視て私闘と爲すと聞き、家衡等の首を棄て、歸京す。義綱尋いで陸奥守となり、出羽人が其國司を殺せるを誅しければ、其一戰の功を録せらる。朝廷の諸國の情に通せざること、此の如し、故を以て、國郡の人心は、已に京師を離れて、偏に武家の大將を仰ぐ。奥羽の二國は、平泉の御館藤原清衡に推服し、信夫庄司(地頭)季春は、國守に對捍して御館に付き、斬首せらるゝも悔ゆる莫し。義家、最東國の士心を得、山海兩道に家人多し、朝廷頗之を忌憚す。源平の武將愈起る。義家の次子義國、上野新田郡に居り、佐野氏下野氏のと競ひ、裔孫新田足利の諸氏と爲る。義光亦悍猛、その子孫は甲斐の武田常陸の佐竹と爲る。朝廷、遂に義家を疑懼し、令して莊園を義家に寄贈するを禁じ、隨兵入京を停め、義綱を援きて京を守る、義家因りて退隱す。

義綱、義光、義國

朝政姑息

寛治五年、京貴、河内國の領所を争ふに當り、義家と、義綱、各之を左右して相下らず、戰爭を以て決せんとす。廷議謂へらく、天下の變を生せんと、詔を下して、義家の私兵が京師に入り、諸國の百姓が田畠の公驗を以て義家に寄附することを禁じたり。又新羅三郎義光は、六條顯季、顯輔、清輔の父祖と陸奥菊田莊を争ふ、訟久しく決せず。白河法皇、顯季に諭して、義光は、猛勇の武夫たり、汝に怨みんには、禍將に測られざらんとす、訟の曲直は朕固より之を知れり、而も決せざるは、汝を愛するが故なり」と。顯季感泣して退き、義光を招き、其の争へる莊園を與ふ。義光、乃名簿名簿(家人たるの證)を書して之に奉し、後、顯季出づる毎に、義光の甲士數人ありて警衛すといへり。朝政の姑息、武人の強威、此の如し。

平正盛

義家の長子義親、對馬守たり、鎮西に横行す。朝廷、追捕して之を隱岐に流す、義親島を脱して出雲を犯す、平正盛、伐ちて之を殺す、伊勢平氏興る。正盛の子忠盛、驍勇を以て著はれ、遂に源氏と競ふ。義家嗣無し、孫爲義義親の子をして家を繼がしむ。爲義、叔父義綱を攻破し、又院に奉仕し、檢非違使判官と爲る、此に於い

て源平の二氏、ますく諸國の武人士豪を懐け、各その力を養ふ。鳥羽帝堀河子の時、しばく官符を下し、諸國の武士の兵衆を解散せしむ、其令行はれず。所在の莊園、之を武勇の徒に詫して保全し、爲義の長子義朝は、東海道十五國を知行すと號す。

原氏中世史序論曰、凡國家に交戦の必要絶えざる場合にありては、武人の勢力の次第に膨脹し、其初めは單に爲政者の爪牙として、其使役を受けしものも、主客其地を易へ、終に制馭し難きに至るべきこと、羅馬史にも之を見るべし。彼東國の武人なる者も、其初めより取りて以て藤原氏に代らむと志せしにはあらず、保元平治を経て、藤原氏の無能力なること、益顯露となるに従ひて、之を輕侮するの度愈加はり、其極遂に之を覆へすに至れるもののみ。而も、別に此推移の間に、武士をして代りて其事に當るに堪ふるに至らしめしものなきにあらず、修養の進歩、是なり。其之を致すを得るに至りし理由、第一は番上宿衛の爲に上京せし武人、及び相撲人等が、其郷曲に齎らしたりし禮法の傳播、是なり。第二は、京人にして東下せる

もの、即貶謫せられし公卿及び東國に散布せし武將の遺孽等の感化、是なり。第三は、僧侶の薰陶、是なり。相撲は、古今著聞集に「安元より以來、絶えて其名のみ聞く、口おしき事也」と見えて、治承以後は、其節會も廢典となりたれども、其盛時にありては、上京せし相撲多し。又、武士道なるものは、其名の示すが如く、武士ありて初めて顯はれし道德規律にして、譜代の郎等と武將との間に成れる、世襲的主従關係を以て、其發源となすものなれば、其主に忠義を盡すを以て、道德の第一義となす。儒道にいふ大義滅親なる語は、實に武士道の常にして、私を以て公を害すべからざる所以を教ふる餘、往々にして矯飾僞善の譏を受くと雖、修養の第一要素たる、克己を奨むるに在り。武士の習、自我を尙び、名譽を以て唯一の鞭撻とする點よりして之を觀るとき、は利己の嫌なきにあらざるも、此名譽を發揚せむといふ内にも、名を汚がさゝらむとの意多く存するを考ふるときは、之を目するに淺薄なる虛榮心を以てして、一概に排斥し去るべきにあらざるなり。後三年記に、相摸の國の住人、鎌倉の權五郎景正、大軍の前に征^ツ矢^ヤにて我右

の目を射させつるを、其矢をおりかけて、答の矢放ちて敵を射取、さて退き歸りて兜をぬぎ、景正手負たりとのけざまに臥したるを、戦友三浦平太爲次見て、景正が顔踏まへて、矢を抜かんとするを、景正怒り、臥しながら刀抜きて爲次を突かんとする言に、「弓箭に中りて死するは、つはもの望む所なり、いかで、生ながら、足にて面を踏まるゝ事あらん、しかじ、汝を仇として、我も爰にて死なん」とあり。保元物語に、爲朝の言として、坂東武者の習、大將軍の前にては、親死子討たるれども顧みず、彌が上に死重りて戦ふとぞ聞く」とあり。大和源氏の言として、宇野七郎源親治とて、大和國奥の郡に久しく住して、いまだ武勇の名を落さず、左大臣殿の召によりて、新院の御方に參るなり、源氏は二人の主取ることなければ、宣旨なりとて、えこそ、内裏へは參るまじけれ」とあり。其他、源平盛衰記に、長井齋藤實盛が、東國武士の習を語るの條、皆以て當時武人の意氣の壯烈を窺ふに足るものにあらざるはなし。

鳥羽天皇 鳥羽は堀河の長子にて、母は閑院藤原實季の女なり、降誕の年や

東人の意氣

攝政忠實

がて太子に立ち、堀河帝崩する時、太子は五歳なり。法皇謂へらく、今、幼主を立て、輔佐の任を右大臣忠實に委任せば、攝關家復勢を得むか」と、憂慮深し。東宮大夫閑院公實實季の子、密に法皇に奏して曰く、「臣は忠實と同じく九條右大臣師輔より出づ。今や臣に執柄を委ねたまは、太子を調護せむ」と。法皇曰く、「兼家以來、彼の家相承けて執柄たり、忠實に至りて既に六世なり。卿の祖公季は相國に任すといへども、機務に預からず、卿に至るまで五代は、尋常の卿相のみ。朕、外戚に疎からずといへども、恐らく百官服従せじ」と。時に、大納言源俊明左府高明裔孫隆國子は、院の別當たり、法皇曰く、「儲君は素より定めり、唯攝籙を擇ぶのみ。抑、元の如く爲すべきか」と、言未畢らざるに、俊明對へて曰く、「珍重他なし」と。趨りて忠實の第に赴き、傳宣す。世人、俊明の大事を斷せしを稱す。而も、攝籙も虚銜のみ、政務は院中に在りて之を裁決せらる。

後三條帝の時より、攝關の威柄衰へ、堀河鳥羽の御宇は、皆白河法皇の院宣に由る。既にして、鳥羽帝の皇子立ち、之を崇徳帝と爲す。上皇春秋二十有一、新主五歳、法皇の視政舊の如し。源雅實は、中院右府顯房の長子、右大臣より太政大

中院相國雅實

臣に超え源氏にて是の拜あるは雅實より生まれり、後の土御門久我家の祖なり、雅實の子雅定は、中院内大臣と稱す、左大臣藤原忠通忠實の子は、嫡流の故を以て攝關の事を行ふ。大治四年己酉南宋高宗建炎三年西曆一一二九白河法皇崩す、年七十七、政務は鳥羽上皇に移る。

第四章 鳥羽院政二十八年

崇徳天皇 崇徳即位の初めには、白河法皇の御治世なりしが、七年にして法皇崩し、鳥羽上皇代りて院政を聴きたまふ。鳥羽の崇佛、白河に同じ、而も用度疲弊の後を承け、武士暴横の秋に當り、禍亂まさに到るも、之を憂ふるを爲さず。三十三間堂洛東法住寺に在り、後白河上皇此に蓮花王院を増建すを建て、千體佛を安んじ、漫に國家の冥福を祈請せらるゝも、現前の救治を度外にす。畿内、惡僧神人の猖獗、依然たり。諸國衙、頻に莊園の吏務を妨ぐるの狀を訴ふるも、朝廷問ふ能はず。閑院公實の女璋子は、鳥羽の中宮となり、數皇子あり、閑院家の練達せしは、皆此后の力なり。後に待賢門院といひ、法金剛院圓勝寺を建立したまふ。

三十三間堂

待賢門院

保安元年、白河法皇、熊野御幸の不在にあたり、鳥羽帝關白忠實に勅して、女泰子を納れしめむとす、法皇之を聞きて停止せしめ、忠實の長子忠通を以て代りて關白たらしむ。後十餘年、法皇崩じ、鳥羽上皇院政の初め、遂に泰子を納れて皇后となす、仙院の立后は、前後未曾有の事なり。(忠實は、晩年薙髮して宇治に居る、世に富家殿と稱ふ)

覺鑊根來山を開く

鳥羽上皇高野山の僧覺鑊を尊信し、其勸めに因り、傳法密嚴の二院を建て、親臨幸して之を落慶したまふ。而も山中の衆徒、鑊に服せず、鑊去りて根來山に移る。鑊の門徒又、眞言の教相上に、新義を立てしを以て、後世に及び、新古相競ひ沿革して近世の宗派を作すといふ。

眞言宗新義派

覺鑊廣澤流に屬すは、元亨釋書に、天仁上皇並びに相國忠通の値遇に因り、莊田の喜捨を得て、興建の壯麗を見たるを説けど、其諍鬭の跡を掩ふ、天台の山門、寺門の争の如く甚しからざれば歎。鑊の五世法孫頼瑜文永、正安のころが、述作を以て益一義を立てけるより、教相の上に新義古義の流派を生じたれど、猶南山學徒の内訌にして、之を野澤西室の大流派(十餘數に分る)

に比視せず。故に、元亨釋書、神皇正統記も、新義の事に言及せず。其新義派の海内を風靡せるは、蓋戰國時代の事にして、本末寺の關係も、此間に多く轉變す。やがて、上方なる野澤、西室の古流を古義と指目し、特に關東新義派の稱號を以て、江戸幕府の庇護を得しは、慶長中の事なり。故に、新義派の本末寺には、諸流と支配政治關係の事を同一系統に總べたれど、古義の諸本寺と其末寺、門徒等は、太複雑なりしとぞ。近世の新義派兩本山は、京都智積院、和州小池坊長谷寺にて、根來山大傳法院は、古義派の高野山に比せられたり。又、覺鑊に興教大師の勅號ありしは、近世、元祿年中の事とす。

西行上人撰集抄云、近頃、高野山に覺鑊上人とて、やむことなきひじりおはしけり、眞言宗をさとりきはめて、一印頓成の春の花、にほひを寂寞の霞の衣に移し、禪心合掌の秋の月は、ひかりを無垢の心のうちに照らして、弘法大師の昔の跡をおひて、傳法院といふ所をたて、龍花三會のあかつきをまつとて、忽に入定したまひけるとかや。(中畧)大衆きいて、我山にいかなる行徳のあるものなりとも、いかで大師の御眞似をしては侍るべき、いざ彼覺鑊の入定さまさんと議して、俄に寄せにけり。覺鑊の門徒ふせぐべき力なくて、本寺の

高野山兩大師の入定

僧入定のところに亂入して見るに、不動尊二體おはしましけり。一體は覺鑊の日ころの本尊の不動にて、今ひとつは聖ホトリの化したると覺ゆ。但し、いづれと見わきがたし、いかゞすべきとためらひけるに、ある僧の、一體の不動をさぐり奉り侍れば、少し暖かにおはしければ、これぞ覺鑊とて、太刀にて斬りけれども、露きれざりけるを、何かはとていたく斬る程に、覺鑊定さめて、つぬにきられたまへり。其後、覺鑊こは心にも任せぬわざかな、我此所にすまじしとて、同國根來といふ處に、庵を結びておはしけるが、四十九といひける冬、おん往生の素懷をとげたまへりとなん。偕も、書置たまへる言ばの中に、禪三昧のとき、われを謗し我をうちたりしともがらを、すべてそばめかれ、くにおもふことなし、信謗同く利せん」とこそ、かき置れけれ、云々。

高野山に於ける覺鑊門徒の鬭諍は、鑊の死後百年仁治三年に、傳法院は、奥院方の惡僧に焚かれたるにて、其大概を知るべし。又五十年、賴瑜法印學頭たるとき、天朝に奏し奉り、敕許を得て、正應元年、傳法密嚴二基をあげて、高野山より根來山に引うつすといへり。是より、傳法院方の大衆は、愈新義を立て、教化を勉め、根來寺大に繁榮す。しかるに、建武以來二百餘年、世間靜謐ならず、軍卒の狼藉亂妨甚しかりければ、天正中迄、行人ギヤウシの徒、甲冑を着

根來山の中
興は賴瑜に
因る

平泉の堂塔
興立

して兵仗を操り、其山中を守護す、謂はゆる根來衆の僧兵也。
陸奥押領使藤原清衡、平泉に中尊寺、毛越寺等を建立し、堂塔八十餘宇、禪房八百餘宇を造り、金堂は其子基衡の造る所なり七百町の莊田を、延曆寺に遙寄す。延曆寺、因りて陸奥國司と闘ふ。京師物議あるも、清衡の賂遣を悦び、抗論の人少し。

皇朝史略、源俊明、爲人鯁直、有操守。嘗造佛像、陸奥押領使藤原清衡、遣沙金以資之。俊明欲而不受、或問其故、俊明曰、清衡割據東陲、若圖不軌、當與追討之議、是我所辭也、古事談、十訓抄、押領使據系圖、俊明隆國之子也

平忠盛

上下た、庄園の利を視る由來

鳥羽の院政に及び、源氏の武將、益疎んせられ、平忠盛、院の執事となり、屢山法師と闘ひ、互に仇讎となる。山陽南海に盜賊起り、忠盛赴き、伐ち、威を西國に布く、平氏の權勢頓に振ふ。而も上下君臣、唯私利の與奪、私黨の消長に念慮し、王政潰裂して、收拾すべからず。當時の大勢を概略せば、天子院宮も、莊園を置き、攝關大臣も、つとめて之を設け、諸國武士豪族は、云ふまでもなく、下は北面下薦の輩までも、皆莊園を事としければ、其廢置得失によりて、朝廷の盛衰存亡に預かるが如くなり、行き、大臣の見る所、公卿の論ふ所、すべて莊園の外には出ざりし

さまなり。

庄田別業の
由來

栗田氏莊園考云、王制漸弛、みて紀綱振はざりしより、諸國に新立の莊園多くなりけるに、合せて郡郷のすがたも一變して、公田コウデンも昔の如くならず、やうくやうくにうつりかはりて、私田私地多くなれりしなり。まづ莊園の起りは、國々なる荒廢の田、また原野などを、諸院宮に給はり、また佛寺にあて、開墾せしめ、その地利をば別業とせるに始まる。また、賜田より起れるあり、功田を朝家に返し奉らずして、私有せるより起れるもあり、神社佛寺の寄附田より起りたるもありと聞こゆ。凡て、荒蕪地を賜ひて開墾せしめたるが本にて、其田を永業とせしより、權門勢家、愈其私を營むまに、私墾田日々に多し。此庄内は、國衙の治にあつからず、賦税も軽く、調庸のつとめも無かりければ、百姓之を利として、課役を遁るゝが爲に、多く其民となりて、公田をばいとなまず、專庄田をたかへす。故に、新立の莊園世を歴て加はれば、省國の租調減削して、國家終に土地人民を失ふ。其庄を領するを領家、また領主とも云ひ、領主の其上にある權貴を本家と云ひ、其下に

地頭の始見

ありて庄務を管るを庄長・庄預、また庄司・園司と曰ふ。檢校、專當、別當、寄人など、みな庄司と云へりしなり。庄毎に庄家を立て、政務を行ひ、租税を蓄ふ。かくて、庄司は專人民土地を治めて、領家は其輸物を收めしかば、律令の古制終に壞れたり。○文治以後、庄公皆地頭ありて、知行するを大則とし、蓋前代の庄司名主等をも督するものとす。此地頭の名は、保延年中の河内國小松寺募縁文に見え、地頭代・領家代・下司代など、並び見ゆれど、令格などには無かりし名目なり。

衣冠の改修

鳥羽上皇は、侈を好みたまふこと、白河法皇に過ぐ、京貴は、容姿を修め衣冠を飾り、淫荒の風、院宮に充滿す。朝臣の強裝束コハシヤウツクを爲し、鳥帽子の額を造り、粉を着け、黛を施し、女子の嬌態に似すること、此時に起ると云ふ。上皇又内寵多し、美福門の女院最愛侍せられ、其所生の皇子を立て、崇徳帝の皇太子と爲し、急に禪讓の禮を擧ぐ、之を近衛天皇と爲す、年わつかに四歳。崇徳新院不平なり、保元の亂此に萌芽す。

左大臣源有仁は、鳥羽上皇の御政務にあたり、かの強裝束などの容姿を創

有仁左大臣

めて、當世の名望なり。神皇正統記に、皇別の諸家は輔相たるべからずの論ありて、此左大臣を引く、曰く、「近くは、後三條の御孫に、有仁の左大臣、輔仁親王の御子にて、白河院の御猶子となり、直に三位に任せし人なり、二世の源氏にて、大臣にのぼれり。かやうに、たま〜大臣に至りても、いづれか二代に相繼げる、納言以上にて傳はれるだに稀なり、いかにも故あることかと覺えたり。皇胤の貴種より出ぬる人は、蔭をたのみ、いと才なども無く、剩さへ人に傲り物に慢する心もあるべきにや、人臣の禮に違ふこともありぬべし。寛平の御記に、その端の見え侍りしなり、後をもよく鑒みさせ給ひけるにこそ。皇胤は、誠に他に異なるべきことなれど、我國は神代よりの誓にて、君は天照大神の御末國を有ち、臣は天兒屋の御流れ君をたすけ奉るべき器となれり」云々。藤氏の專政を以て、古今不易の誓盟と爲すものゝ如し、亦、時代思想の如何を見るの料たらむ。

近衛天皇 鳥羽上皇は内寵多く、待賢門院璋子の腹なりし崇徳の即位ありし後は、高陽院泰子、最恩幸あり。已にして、美福門院得子、寵遇比なし、(仙院の女

美福門院

御として納れし所、中納言藤原長實の女、乃其腹生れて三月なる(體仁親王)を立て、崇徳帝の太弟とす。(後二年)永治元年辛酉西南宋紹興十一年上皇薙髮、天皇の歳廿三なるに迫りて、強ひて讓位せしむ、美福門院の勸めによりてなり。鳥羽法皇を本院といひ、崇徳上皇を新院といふ、幼主、即近衛帝なり。

六勝寺

鳥羽法皇は、成勝寺崇徳帝の爲に建つ、延勝寺(近衛帝の爲に建つ)を營み、白河法皇の四寺を合せて、六勝寺といはるゝ者、此に具備す。

左大臣頼長

近衛帝、十七歳にして崩じ、嗣なし。新院崇徳は、皇子重仁を立てむと欲す、關白忠通の弟左大臣頼長之を助く。而も、美福門院は、鳥羽法皇に勸めて、近衛の異母兄遂に立つ、之を後白河天皇と爲す。明年丙子、改元して保元と曰ふ。紹興二十六年

左大臣頼長は、博學洽聞を以て自誇り、世に忌まれて、惡左府の稱あり。西曆一四五六頼長は、其妻の舍兄藤原公能(三條公實の孫)にて、徳大寺と曰ふの女多子を養ふ、聰慧にして才藝あり、近衛帝の時之を入内せしむ、歳十一。而も多子入内の事より、兄弟不和となり、忠通上書して、頼長資性凶險なり、彼幼主を扶けなば、四海その禍を被らむといふ。法皇、これを二人の父忠實

朱器臺盤

に示す、忠實曰ふ、攝政は天子の授くる所なれども、氏長者は我の讓る所と、兵を忠通の第に遣し、朱器臺盤を奪ひ、悉く頼長に授けて、氏長者となす。

惡左府の好學

久壽二年、近衛天皇崩して、嗣なし、崇徳上皇、其の長子重仁の立つを以て當然と爲す、衆望も亦之に歸す。美福門院は、法皇に勸めて、法皇の四の宮雅仁親王、崇徳の同母弟を立てんとす、忠通又之を推す、因りて、兵亂を招くに至る。亂後、忠實は、頼長の流矢に中りて、薨すと聞き、大に懼れ、頼長の諸子を率ゐて奈良に走り、宇治橋を斷ち、寺僧郡民を募りて、官軍に抗す。廷議、忠實を流罪に當てんとす、忠通駭き、少納言藤原通憲に因り、奏して曰く、忠實もし流罪せられなば、臣何の面目ありて朝に立たんと、帝爲に之を釋す。忠實、乃奈良知足院に退居す。頼長、經史を好み、日夕廢せず、春日社に詣でしに、舟中にも手に卷を釋かず、三代格を閲讀す。書庫の東西、各架を設けて、部を經史雜記、本朝の四に分つ、其の書多くは手寫せし所なり。其遺錄に台記あり、今に傳ふ。其子は師長、父の事に坐して遠流され、後赦免せられて還京し、太政大臣に拜し、世に妙音院大臣といふ、琵琶を以て世に知ら

れたり。近衛皇后多子は、二條帝に再婚し、二代の后といはる。

栗山愿曰、自藤氏之盛、男握朝柄、女配宸極、視官爵爲己物、援引親黨、分據要途、施及童稚、諸臣知不可、而俛首、以爲乖忤相家、禍且不測。後三條帝、憂懷永圖、相門斂手。白河、鳥羽、亦奉其遺意、雖已去位、猶親機務。然恇淫匪彝、不能以貽謀孫子。而忠通、賴長、各逞利心、經營私門、徒欲朱器臺盤之重於天下焉耳。邦家休戚、社稷存亡、安然環視、而莫之恤、兄弟相譖、寵辱交軌。卒之、致王室陵遲、諸藤亦從而凋瘵矣、可不戒哉。〔保建大記〕

保元の亂 保元元年七月二日、鳥羽上皇崩す十四女院美福門に遺命して、緩急事あらば、源平の兵を召さしむ。新院喪を聞き、鳥羽宮に至る、本院の執權藤原惟方、遺詔に因りて宣言する所あり、源義朝、源賴政賴光五世孫、平清盛忠盛子等、新院の臨幸を拒みて納れず。新院怒りて、惡左府賴長と謀り、九日、兵を白河殿に集め、強ひて老將源爲義を起さしめらる。爲義已むを得ず、末子八郎爲朝等を率ゐ之に赴く。十一日、爲朝、夜に乘じ急に皇居を襲ふべきを告ぐ、賴長聽かず。義朝の兵既に來り迫り、火を放ち、白河殿を圍む、兵凡一千七百。爲朝力戰支へ

ず、賴長敗死し、新院執らへられたまふ。

保元元年七月、法皇崩于鳥羽宮、上皇入臨及門、右衛門權佐藤原惟方奉遺詔拒而不納、上皇大恚而還、古事談、參取愚管鈔。謂左大臣藤原賴長曰、以古揆今、雖孝德有皇子、承統者天智也、雖淳和有皇子、踐祚者仁明也。華山先於一條、三條先於後朱雀。朕菲德、先帝之嫡子也、忝萬乘之位、居上皇之尊、皇統所係、非重仁而誰、先帝舍之、立匪文匪武之小子、父子抱憂、徒經歲月。今也先帝昇遐、朕舉大事、何憚之有。賴長贊成之、謀頗外泄。後白河帝、徵兵警備。

女院の黨少納言藤原通憲、平清盛等、極刑を以て新院の黨を治せむと欲し、新院を讃岐に移し、義朝に逼りて爲義を殺さしむ。義朝、戰功を以て父の罪を贖はむことを乞ふも聽されず、遂に家人に命じ爲義を弑せしむ。爲朝獨免れ、伊豆に流さる。天子の放流は、淡路の廢帝以後、初めてこれあり。凡極刑は、公卿の誅死と雖、平安遷都の初め弘仁年中之を見し後、歷世寬假して行ふ無き者、三百四十年。此に到り、通憲法を執り勵行す、亦形勢の一變にして、治亂の轉換を見るべし。俗に傳ふ、崇徳院、怨憤除き難く、白峰より昇退して、惡魔天狗と爲り、激發し

崇徳上皇は
賴長と謀る

義朝其父を
殺す

て邦家の亂を成したまへりと。源平盛衰の兵禍を見れば、其言荒謬無稽と雖、亦考察する所あるべし。

崇徳上皇は、讃岐國府に遷りたまひて後、五部の大乘經を書寫したまひ、鳥羽の廟安樂壽院に藏めんと請はせたまふも、朝廷許さず。上皇大に悲り、鬱悒樂まず、疾を得て終りたまふ。崩後に亂逆災變連續せしかば、世或は畏れてその祟となす。壽永三年、因りて勅して粟田宮を建て、特に幽靈を奉祀せらる。〔北條時頼の鎌倉鶴岳に今宮を建て、顯徳院院を祭れるも、私に粟田宮の例に准したる也〕

栗山潜鋒保建大記曰、王室華蔓、一旦相闕、帝也院也、體元繼世、皆我所天、豈如舉義構亂、正僞相判乎。欲審進止之義、正向背之道、則將奚擇。院雖兄、去位久矣、帝雖弟、當今天子、馭寓踰年、未有失德。院之構兵、其何名耶、當此時、宜以躬擁三器爲正、要質鬼神而無疑、百世以俟其人而不惑、云々。賴山陽駁之曰、保建大記、使我儕小人、重神璽寶劔内侍鏡者也、然其言曰、以神璽寶劔内侍鏡所在爲皇統。若然、則假使盜賊持神璽寶劔内侍鏡乎、盜賊亦爲皇統也、是神

璽寶劔内侍鏡、資盜賊而奪我皇之國者、何足貴重哉、雖弃之可矣。則使我儕小人、輕神璽寶劔内侍鏡者、保建大記也。

爲朝、勇壯闊達、弓力絶倫なり、箭絃を離るれば、斃れざるものなし。少年にして鎮西に走り、薩摩權守阿多忠景に擁戴せられ、豪族原田菊池等と戦ひ、自總追捕使と號し、殆九州を削平す。朝議之を憎みて、其父爲義を責罰す、爲朝之を聞き馳せ歸る。偶、爲義新院の招ぎに會ふ、爲朝之に従ひ、敗れて伊豆の大島に流さる。後、平氏の兵に逼られて自殺す。爲朝に鬼が島渡りの遺聞あり、後人因りて琉球に入りたりと爲す者あれど、疑ふべし。

爲朝が琉球に入りたりとの説は、近世、新井白石の論述に由る所多し。白石の南島誌、爲朝竄豆州、及平氏擅權朝政日衰、常憤憤欲復祖業、因浮海上、略諸島之地、遂至南島。乃徇其地而還、居未幾、官兵襲攻之、竟自殺。有遺孤在南島中、母大里按司妹、育于母氏、幼而岐嶷、有乃父之風、及長衆推爲浦添按司。方是時、島中起戰鬪不息、按司年二十二、乃率其衆一匡清亂、舉國尊稱以爲王、舜天王是已。是歲文治三年、宋淳熙十四年也、事出中山世系圖序。據保元

紀事及世系圖序、永萬元年春、爲朝年二十八而至南島、明年舜天生、是年仁安元年也。嘉應二年夏、爲朝自殺、年三十三。

東鑑云、文治四年、鎮西人藤信房、獻貴賀井海路圖、且請擊之。遂命西海鎮將藤遠景及信房等、率兵擊之、島人乃降。按貴賀井蓋鬼界也、其事適當舜天爲王之初、而東鑑所載止此、不得其詳。

長子舜馬順熙嗣立、在位十一年、享年六十四、以寶治四年卒（宋淳祐八年也）。長子義本、在位十一年、而歲荒荐饑、疫疾並行。國有稱天孫氏者、皆歸之、義本因遜位焉、時年五十一、是歲弘長二年也（宋景定三年）。英祖、以天孫氏之後、受讓當國、關地始廣。〔世續圖〕

按、世系圖、英祖上加圈、而刪去天孫氏之後數字、蓋彼人不欲告我以舜天氏絕統耳。又據世續圖、以爲英祖當國、關地始廣、則知先世未有統一之主也。明矣、世系圖所謂、天孫氏世爲王、其國者、果其非實也。

されど、其中山世系圖世續圖、はた弘簡錄傳信錄の數書は、皆近世の初めに成り、舜天を爲朝の子と爲すは、むしろ日本人の説を承けし者のみ。皇朝

按司氏衰へ
天孫氏代る

鬼島と貴賀
井琉球は同
一ならず

史略に、源爲朝流于伊豆大島、居五旬、臂創悉愈、引箭加長。於是、自領大島及三宅、八丈、美計、沖五島、奪其租稅、暴橫日甚。嘗航海至一島、世傳爲鬼島、爲朝以威服土人、後以一人歸、保元物語。按、長門本平家物語云、鬼界有十二島、五島以內屬、餘未服屬、所謂黑島、琉黃、永良部、沖繩之類、總稱曰鬼界島。沖繩、即琉球之地、中山傳信錄稱屋其惹是也。又按、元亨釋書云、古者以琉球爲啖人之國、據此、古者稱琉球諸島爲鬼島、從可知也。傳言、琉球舜天王、爲朝之子、亦可以爲證也、と述ぶるは、鬼といへる想像に外あらず。國史紀事本末は、爲朝次子爲家、逃至琉球。後代天孫氏、王其地云、參取南浦文集、中山傳信錄、名據尊卑分脈、とまで言ひ、舜天をば爲家と定む、武斷も甚し。按ふに、此事は、古書に見聞せず、南浦文集の著者たる僧文之、琉球神道記の著者たる僧袋中の二人が、共に慶長年中の人にして、爲朝を以て舜天の父祖と説きたるが根本となりて、かゝる傳播を見たる者の如し、江戸初世編の第六章に、文之と袋中の説を援く。寛永中、僧如竹あり、大隅屋久島の人にて、京に上り學修し、南浦を私淑す。後、琉球に到り、國王の賓師と爲り、又、島津氏の敬禮

近世の俗説

を得たり。乃琉球の君臣が、爲朝を以て海中々興の祖と仰ぐは、蓋如竹の教に聞き、南浦の説を廣布傳播したる者なりとす。是は輕浮なる想像に由れりと雖、世俗の之を悦ぶは、單に感情に訴へて、知識の判斷に迷へばならむ。因みにいふ、承安元年七月高倉帝の御宇に、伊豆國の沖島へ、鬼形の如き異人、一船に取り乗りて到着し、其八人は上岸したるが、島人と闘ひ、遂に逃れ去りぬとの記事は、古今著聞集に載す。又、之よりさき、一條帝の、長徳四年九月、太宰府言上、下知貴賀島追捕蠻之由云々と、日本紀略に載す。謂はゆる南蠻にして、夜叉鬼形の類なるべし。されば、貴賀島を鬼界カイと訛り、文字をも替たるにより、鬼が島海外の南蠻を貴賀内屬の南島にに混亂する、亦多少の由來あるにあらずや。

南蠻漂到

第五章 後白河治世

保元の親政 保元亂の時、後白河帝歳二十九、前皇已にあらざるを以て、萬機は親決したまふ、前の白河に同じ。帝、少納言入道信西通憲の才器を愛し、深く之

通憲入道信西

に任用し、諸國に課税して大内裡を造營せしむ。一年にして廢頽の諸殿舎成り、王朝の舊議や、復す。帝在祚三年、位を皇太子二條天皇に譲り、又院政を以て海内に號令したまふ。而も、事變毎に意外に出て、源平の盛衰、公武の轉換は、此院政平治元年より三年まで三十五年の間に決す、史家、保建大記を撰び、變遷の跡を論ず。

大日本史、後白河帝即位之初、專任藤原通憲、造營大内。清水、熊野、日吉、四天王寺等、修法讀經、殆無虛歲、參取玉海、百鍊鈔。在院三十餘年、擁立五帝、而皆幼冲、舉措黜陟、如白河、鳥羽二帝、神皇正統記。然自是亂逆相踵、武臣專制、大權一去、不可復收焉、愚管鈔。○通憲、博學多識にして、古典を諳練し、最も法律を好み、妻朝子は後白河天皇の乳母たりしを以て、深く信西を用ひたまふ。信西亦天下を以て己が任と爲し、奏して大内を修治し、晝夜布置計算す。殿堂門廡、諸司八省、年を踰えて成り、朝會内宴、咸く舊儀に復す。京師新に兵亂を經、而も上下遊嬉し、號して治平と爲す。鳥羽法皇、宋の僧淡海を召見す、通憲通譯、應對流るゝが如し、曰く、我或は異邦に使用するあらんと思ひ、ほゞ外國語に通するのみと。其著書、本朝世紀、法曹類林あり、皆有用

大内裡修理

の典冊なれど、今は僅に數卷を存す、坂上明基の法曹至要を撰べるも、此時代なりとす。

保建大記

三宅觀瀾は保建大記に序して曰ふ。六國史無褒貶、以其時淳事簡、皇道行於上下、而自不知也。自世之季、政綱漸弛、民心日詐、強僭反側之徒、累々接跡而載而筆之者、曰紀、曰記、曰錄、曰抄、曰鑑、曰鏡、曰語、率皆撮王廷之泛故、哀窮府之冗務、詞理膚淺、敷衍摠雜、真僞俱味。要之、朝報吏案而已矣、傳奇小説而已矣。是其叙事、且不成體、尙何在能勸善懲惡、以衰弑百代也。特衣纓家、有神皇正統記之編、揭成憲、而振頽風、辨系緒、而警奸軌、讜議卓識、本諸思君憂時之誠。其書雖略、其言雖龐、實始可與言春秋遺意。而輓近學降士庶、撰著頗多、其間亦特得潛鋒子保建大記。擬體范氏之鑑、取旨朱子之綱。致敬畏于君心、謹禮分于臣道、忠邪不遁、終始可釋、以至政之得失、事之是非、一皆斷以古義。其推本貴正、愛說名教者、可與源准后之作相亞。而措辭之嚴、行文之雅、迴已度越昔人矣云々。いかに、近世の史學の發達は、儒學に待ち、水戸彰考館が觀瀾潛鋒保建大記の著者等を招ぎて、編摩の業をなしたるに由る。而も、その

春秋主義の
史學史論

謂はゆる古義なるものは、支那の儒學の所生にて、春秋の遺意といふもの也。是豈家國君民の由來成長を異にする我邦が、一律に奉行すべき者ならむや、范鑑、朱綱亦同じ、即其發達も久しからずして停まる、實に自然の數のみ。蓋保建大記、中興鑑言觀瀾所著之を源親房の記に比すれば、度越する所ありと雖、遂に其龐を免れず、多く漢土の事例に拘して、儒家の高談を喜ぶ、何ぞ獨親房の龐雜を責めむ。夫の史は實を記すれば、其本已に立つと謂ふべし、何ぞ必しも好惡を以て褒貶を濫りにせむや。况春秋の如き異邦悠遠の書を以て、史學の準則と爲す、其論議の偏倚、豈免るるを得むや。

平治の亂 二條即位の明年己卯、改元して平治といふ。大納言藤原經宗、參議藤原惟方等、其宮中に在り事を用ゆ。時に仙院の嬖臣、中納言藤原信賴は、信西入道と隙あり、源義朝が平清盛と相好からざるを知り、義朝と謀り、信西清盛を除かむと欲す。經宗惟方、又信賴を誘ひ、間策を行はむと欲す。十二月九日、信賴義朝兵を擧げ、清盛の不在に乘し、内裡を奪ひ、上皇を挾み、通憲を斬る。信賴、自、大臣大將と爲り、朝廷の上に座す。義朝の長子、惡源太義平は、急に清盛熊

仙院の嬖臣
信賴

義朝の敗死

野詣の歸路を要撃せむと乞ふ、信賴聞かず。既にして、清盛京に還り詐り降り、廿五日、窃に天子、法皇を奪回して、六波羅の私第に奉す。信賴、義朝の徒、之を見て散亡す。翌日、清盛、其子重盛をして、一千餘兵を出して、内裡を攻めしむ。義平之を紫宸殿前に拒ぐ、重盛の軍退き、義朝進みて六波羅を襲はむとす。清盛の弟教盛、虚を擣き内裡を取る、源賴政も平氏に應ず。義朝、義平、六條河原に赴き、重盛と烈戰數合、遂に破れて東走し、信賴誅斬せらる、廿七日なり。義朝は、尾張の野間に至り、其家人長田忠致に害せられ、義平、京師に潜伏し、清盛を狙ひ、事成らずして誅斬せらる。之を平治の亂と曰ふ。

平治之亂出於經宗惟方奸謀

日本政記曰、平治之亂、盡出於藤原信賴乎、賴襄曰不然、信賴白面狂童、不過希望大將、何必舉兵劫宮、徙帝幽上皇、欲何爲乎。彼雖狂騷、何遽欲身爲帝王乎、且上皇乃其所受寵昵者也、徙帝可也、何幽上皇。然則出於源義朝乎、曰不然。義朝之缺望爵賞信矣、然不至蹂躪宮闕、以求之信賴。何恃而然乎、饒令其怨通憲、斃之於路如殺犬耳、何至犯兩宮。且其心所仇者、平清盛雖強宗、兵不精於我、使義朝有意舉事、何不直攻之、而攻三條殿乎。然則平治之事、出於誰、曰

源平之勝負其初念皆不及此也

出於藤原經宗、惟方。自昔婿爲天子、外舅執政常也。經宗爲帝之舅、惟方爲帝之乳母子。二人者以爲、帝立則己執政必矣、而政在於上皇、通憲用事、是二人之所不平也。是以視信賴之不逞於通憲、且輕躁易動、故從史使作亂、患其無兵也、視義朝之怏怏、教信賴結之、以清盛爲通憲親姻、矚其不在、草率舉事、蓋皆出二人之計。其本意、在除通憲、廢上皇、然後己擁帝以擅政。不然、何以及平氏歸京、獨扶帝逃出、而委上皇於賊乎。信賴不足言也、義朝武人、暗於朝典、恃二人、以爲可得志、而利去害止、噬臍而不及也。二人委賊名於人、而已盜其功。及其得志、勸帝爲政、不使上皇預焉、可以見其情矣。是以上皇憤怨、借平清盛之手、以逐二人、而清盛威權倍起、又可以見其勢矣。雖然、二人皆巧黠多智、不露蹤跡、故無幾召還。經宗又以外戚故、富貴終身、時無燭其姦者耳。故襄以爲、保元之亂、出於忠通、賴長、而平治之亂、出於經宗、惟方、彼皆驕逸不更事者、故以兵爲易事、忽舉之、禍遂至此。如藤原成親亦然、譬若悍婢黠豎、利主家財物、注火其屋、欲乘擾攫取之。若夫義朝、清盛、兼從之有力者、赴救効力、焦頭爛額、或爲其誣誤、至胥以陷罪、一勝一負、所就迴別、其初念皆不及此也。

二條天皇 二條帝の登極あるや、年已に長して、親裁の志あり。平治の亂後、上皇の院政を拒みて、藤原忠通（法性寺關白）と萬機を決行したまはむとす。而して、上皇も亦發布したまふ所ありて、政令二途に出づ、乃ち朝臣迭に貶黜せられて、放流の刑前後相望み、人々危懼の念を懷く。上皇、時に棧敷に出で、人馬の往來を觀たまふ、然るに權大納言藤原經宗（大炊御門）參議藤原惟方、詔旨と稱して板を以て之を蔽ひければ、上皇悦びたまはず。清盛を召して宣はく、二人吾父子を離間す、朕が抑鬱は此の二人に由れりと。清盛、因りて二人を捕へて流刑に處す、二宮の間、益隙あり。

二宮不協

二條帝、性沈重不移、今鏡、信任藤原經宗、藤原惟方（愚管鈔）、政事一詢關白、不使上皇與知焉（百鍊鈔）。由是、二宮不協、近臣庸事者、上皇逐之。上皇嬖臣、帝貶黜之、放流相踵、人懷危懼。上皇嘗請進平信範、平時忠、官爵、帝不聽、曰、天子無私親、雖上皇言、而政豈可私乎、反奪信範、時忠、官（源平盛衰記）。上皇慶蓮華王院、欲帝臨之、而帝不省、上皇使藏人平親範、請賞造寺功、又不肯從。上皇灑泣曰、何所惡而至此、愚管鈔、長門本平家物語。時論謂、帝長於政事、短於孝道、源

源氏の子弟散亡す

平盛衰記。二條帝の時、故近衛帝の皇后多子は、太后の尊號を受けて、近衛河原に居る。帝、其美を聞きて、宮中に入らしむ、上皇群臣、皆之を諫め止めしに、帝曰く、天子に父母なし、何事が朕が意に任せざるべきと、遂に宮中に召さる。乃ち二代の後の名あり、古今之を非議す。保元、平治の二戰に、義平の父祖諸弟皆死し、幼弟賴朝三年十及び範賴義經丸若等纔に完し。而も各地に寄寓して、辛艱を極む。賴政は平氏に依附し、京師に居るも、勢競はず。

源平の對峙は族閥の所爲

原氏中世史序論曰、吾人は、源平二氏の爭奪に於いて、全く族閥對峙の分子を認めざるにはあらざれども、其實は、單に源氏中の一流と平氏中の一流とが相争へるもの、即家と家との軋轢なりと云ふの、更に妥當なるを覺ゆるなり。若、當時、族的團體の鞏固なるもの有りとせば、家と氏との中間に位する黨なるものにして、京畿に於ける渡邊村山の如き、坂東の横山兒玉、紀清の兩黨の如き、其有名なるものなりと雖、團結の程度不分明なり。さ

れば、斯かる時代に際して、特に源平二氏の子孫が、依然として族的精神を維持したらむとは、到底信すべからざるに屬す。惟ふに、平安朝末の推移に方りては、武將源平の諸人は、寧被動者たるに過ぎず。藤氏末葉の不健全なる文化の解體に會ひ、遠近驚擾し、從來腐敗の浸潤を蒙らざる地方武人も、覺えず動搖し來りて、遂に爰に及べるもののみ、必しも族的關係の之を致せるにはあらざるなり。若夫れ、兄弟相救ひ、父子死を共にするが如きに至りては、これ人の至情の然らしむるところ、豈強ひて族的精神と名くるの要あらむや。但し、之を義朝と清盛の二人に考ふるに、此二人は同く武將なりと雖、京貴の之に視る、一は犖猛鷙悍にして畏怖すべきものとして、忌憚せられ、抑制せられ、一は恭謙柔順にして、愛撫すべきものとして、親近せられ、登庸せられたり。由來、二氏の宮廷に有する因縁の淺深は、固より同日を以て論すべきにあらざるなり。彼の保元の變の首功も、義朝に在るべしと雖、清盛の多く宮廷の感謝を博したるは、寧當然の事に屬す。平治の亂に於きて、清盛に大なる武功ありといふにあらずと雖、滿

義朝と清盛の成敗する所以

朝の公卿は、一に清盛に依頼せるのみ。

伊勢平氏

清盛勃興の機會 清盛の父祖は、伊賀伊勢の間に居り、世に伊勢平氏と曰ふ。父忠盛、鳥羽上皇に寵せられ、初めて昇殿を許さる。平氏は皇胤に出て、門流卑からずと雖、時の公卿、專ら藤氏を尊び、皇胤と雖、藤氏に齒する能はず。大抵、京貴は諸國豪族を壓し、藤氏は在京諸家を壓す。大寶の古令に、蔭子選叙の法ありて、藤氏華族の公達は、生れながらに無官大夫の位を具へ、長して三位の諸卿、三公大臣に昇るを得たり。其以下は、累任して纔に五位となり、昇殿を許さるゝの家に於て、譜第諸大夫と號し、殿上人の稱あり。之に次げるを地下伺候の侍となす、老練勳功の士と雖、終生華族の公達年弱に比肩する能はず。然れども、此侍は多く國郡の富豪にして、大小名と號し、家子郎等を隸屬す。唯、奉公の義務を存し、各自の分限を守り、京師に番上す。即、衛士伺候に選まるゝを榮譽とし、其兵衛尉衛門尉に任せらるゝを極官とす。初め、源平及び藤氏謂はゆる進藤齋藤佐藤近藤等の諸勇士、好みて攝家の隨兵たりし者、此期に及び、一轉して院宮に仕へ、益、諸國の大小名を附屬し、武家と稱して、隱然公家に對立す。既にして、保元平治の爭

公武仕進の差異甚し

亂あり、公武の位置相平抗して、終に平氏の勝運となり、海内の權勢、全く清盛に傾く。

原氏中世史序論曰、平清盛を、宇槐記抄にも、經數國吏、富累巨萬、奴僕滿國、武威軼人」といへり。抑、平氏が如何なる方法によりて、此の如く莫大なる富強を致すを得たりしかに就きては、今之を詳にすることを得ずと雖、蓋一朝にして成りたるにはあらず。祖父正盛が、鎮西の強盜を容匿したりしことは、古人既に之を述べたり。父忠盛が、貿易上の經營に至りては、更に一層の注意を惹くに足るものあり。長承二年、唐船(宋人周新)の來着するや、太宰府官は、例に任かせ存問を加へ、隨ひて和市物を出せしに、其後、忠盛自、案文を作成して院宣と號し、唐船着岸の地は、神崎御庄の内たるの故を以て、太宰府を經るの要なしと下知せり。長秋記の著者師時、之を歎じて曰く、「言語同斷也、日本弊亡不足論、外邦恥辱、更無顧。是非他、近臣猿犬所爲也」と。猿犬とは、蓋忠盛等を斥す、又忠盛の海賊を討するや、却りて之と結托せるにあらざるなきかを疑はしむるものあり、之に加ふるに平氏知行

平氏の致富
養兵

の莊園の諸國に散在するもの頗多く、且常に知行權を收むるに留意すること密なりしは、東大寺と相敵視して、遂に之を焚くに至りし原因の、主として伊賀の莊園の利害に存せしを以ても、之を明にすることを得べきものあり。平氏の巨富を成せる、決して偶然にあらず。

二條帝は、七年にして崩じ、二歳の皇太子六條天皇立ちまたふも、政治は仍後白河院の成敗なり。初め、院中には、清盛を援きて強を爲せしを以て、權力早く轉じて之に移り、平治の戦功に三位に昇階し、此に至り累進して太政大臣と爲る。清盛、六波羅に居り、天下の政を決斷し、其女徳子を入内せしめければ、藤氏は攝關の員に備るも空名のみ、院中の機務、亦六波羅に控制せらるゝを免れず。六條天皇も、在位僅に三年、五歳の幼弱を以て、忽廢退に會ひたまふ。

忠通の嫡子基實は、二條帝即位の初め、年十六にて父に代りて關白す、榮進の速なる古今無比なり。六條帝即位に及び、其攝政となり、尋いで薨す。弟基房、更に代りて攝政し、氏長者たり、而も皆實權あるに非ず。時に清盛、基實の婦翁として國政を恣にせんと欲せしに、基實早世し、基房の執政た

六條天皇

十六歳の關
白基實

りしより、清盛の心悅ばず。參議藤原邦綱、密に清盛に説きて曰く、僕曾法性寺殿下忠通に候ひて、攝家の故實を知る、今の總領基通幼冲なれば、松殿(基房)庶を以て嫡に代る。僕不肖といへども、總領を推戴せむ、公其れ力を加へよと。乃、清盛の勢を假り、興福寺法成寺平等院勸學院及び莊園若干を以て、基房の所領となし、東三條第累代の日記文書及び鎮西諸國郡の采地をば、悉く基通の處分となす。而して邦綱、專其の家事を行ひ、身巨富を占め、清盛と甚睦まし。此に至りて、藤氏も、他家の勢に藉りて、其殿下渡領を處分するの例を生ず。

太政大臣の極官は、藤氏專權の世にも頗惜む所あり。近衛帝の時、閑院實行公實之に拜任せしより、徳大寺實能公實の季子にて、仲子大宮通季は、西園寺氏の祖之に繼ぎ、外戚の家の爲に、特に之を賜はりしを知る。而も、後白河帝に及べば、中御門堀河宗輔御堂關白道長の次男、頼宗の曾孫なり、持明二人の如き、徳望才器の推すべき非るも、已に則闕を拜任したり。平清盛は、二人の後を承けしも、在職僅に二月にして辭退し、花山院忠雅家忠の孫に、中山忠親

近衛松殿の分派

相國の陞任に輕易なり

の舍兄に讓れり、之を時勢に考ふるに、必しも不當とは爲さず。

第六章 平清盛

高倉天皇 後白河上皇、其季子憲仁親王を愛す、其の生母女御平滋子は、清盛の妻、平時子の妹なり。故に、清盛も亦推戴の志あり、攝政藤原基房等の公卿は之に與らず、遂に憲仁即位あり。(先帝に太上天皇の尊號を上る、幼姪の幼叔に譲り、且、元服以前の太上皇は、古來未曾有の事なり、ついで此六條上皇は早世したまふ。之を高倉天皇と曰ふ、仁安三年戊子なり。南宋孝宗乾道四年西曆一六八)

平時忠

桓武平氏の數流中、高棟王の一流は、高望王の一流國香、貞盛と全く異なり。高棟王十世の孫、兵部大輔時信時信の弟信範の後の子、女、長時忠、大納言、次親宗、中納言、女子は清盛室、建春門院、滋子、重盛室等なり。この時忠は、邦綱の大納言と並び稱せられて、當代の勢家なり。

時に清盛薙髮して淨海と曰ひ、新第を西八條に造り、又別莊を福原に起し、子重盛、宗盛、大臣、大將となる。一門にして公卿に任する者、凡十六人、殿上を聽さる

淨海一門驛に貴し

者、凡三十餘人。此平氏、武士より一躍して、月卿雲客となり、其受領知行は、海内の大半を籠有す。乃、衣冠車馬の盛美、抗行する者なし、自誇りて、方今の世、我一門に非れば人に非ずと爲す。然れども、富貴は遊惰を招き、漸く武勇の本色を失し、驕る平氏、久しからずして衰ふ。

源平盛衰記曰、日本秋津島は、僅に六十六箇國、平家の知行既に其半に及べり。其の上にも、莊園五百箇所、田畠はいくらと云ふ數を知らず。綺羅充滿して、堂上花の如く、軒騎群集して、門前市を爲す、云々。

權門勢家が、政治の弛廢に乘じ、諸國に莊園の利を占め、關津をさへ私領として、若干の得分を貪る機械と爲し、通行の人馬に課税したる事實は、莊園歴史を考究する人の熟知する所なり。瀬戸内航路の如きも、いかでか之より免れ得ん。初め、非違檢察、又は往來警固の爲に設けられたる防禦線も、忽にして變して徵税の機關と爲る。源平時代以後には、其例證最多く、諸國割據の勢、全く成るに及べば、論するまでもなし。周防竈戸カマド（上之關）を加茂社領と爲したるは、蓋源平時代以上に在り賀茂社即關錢も過所錢とを古文書

西海の航路

知行海内を傾く

得分としたるならん。平清盛の福原莊皇帝抄藤原邦綱大納言の大輪田莊

光雅寺江莊即大河尻等は、并びに、一時、帝王公卿の寓居せる豊邑にて、獨其

田宅の占有に止らず、來往の船舶にも課賦したる所也。彼れ清盛、邦綱が、

當時卓絶したる權勢者にして、兵庫と云ひ淀河と云ひ、無比の要地を掌握

するに於いて、豈貪る所なくして止まんや。政治の狀勢は斯の如く亂れ、

交通機關の設備は、たまく、征税機關の用を爲し、自立割據の領家領主、各

競ひて關津に貪るに及びては、公道杜塞、商業撲滅の運に際會すと謂ふべ

し。清盛は、此間に尙根柢を瀬戸内海の上に養ひ、其安藝の嚴島の神殿を

修造し、江山の勝麗を利用して、更に門廊臺閣の結構を加へ、布置絶妙、今に

傳へて天下の美觀と爲す。

宋國交通 白河帝の時、入宋阿閣梨成尋、商船に附して、彼國主神宗の献貨を進

む。遣唐の使船の停止せられしより、一百八十年、此に至り、天朝又外交の議あ

り、承保二年神宗熙なり。其答報は、三年の後に至り、朝議定まる所ありしが、又

變し、遂に太宰府牒を以て之に應ふ、是より交通年々にありしごとし。

藤原邦綱

嚴島神社

皇朝史略、宋主附在宋僧成尋、贈金字法華經、大藏經及錦二十段、百鍊抄。成尋、姓藤原、本簪紱之胄也、事石藏文慶、受密教。前年如宋、神宗召見延和殿會宋國大旱、神宗敕成尋祈雨、於是修法三日、雷電閃鳴、大雨如注、神宗大喜、賜號善慧大師、後終于宋、元亨釋書。○玉海に、一條院御時、異國供物、其牒狀、書主上御名、但書仁懷、聞違歟、仍不及沙汰、被返了。承曆之比、又有此事、其牒狀、書廻賜日本國。因之、殊有沙汰、兩度被問諸道、遂經兩三年、被留了。百鍊抄に據れば、承保二年十月、左大臣師實參入して、大宋國皇帝より成尋に附せられし献貨物の朝議あり。諸道の有司に納否のことを勘申せしめられ、十一月、右大臣師房は、更に外記に贈答物の先例を勘申せしめらるとあれば、其献物を納れられしこと知るべし。翌年六月、宋人海商孫忠、方物使悟本僧なる等參内し返信物は絹布、水銀、阿久也玉真、金銀類、和琴などの中に擇まる、後房水遂にあくる承曆元年二月に、太政官符を以て返信を發すべく、答物は、六丈絹二百匹、水銀五千兩と定まる。此事は、宋史に、元豐元年、日本使通事僧仲回來。明州又言、得其國太宰府牒、因使人孫忠還、遣仲回貢緇二

承曆年中の
交易應接

百匹、水銀五千兩。以孫忠乃海商、而貢禮與諸國異、請自移牒報而答、其物直付仲回東歸。從之とあり。然らば、官符を帶べる專使は發遣せられずして止み、我太宰府と彼明州刺史の移牒にて、貨物交易、名を貢献といふを開始せられし也。百鍊抄又論し、承曆二年十月、諸卿定中、大宋國貢物事、錦、硫黃等也。此事、已爲朝家大事、和親久絶、近日頻有此事、人以成狐疑といへり。即、兩國の朝廷には深く問はざるも、邊界の官吏が、商賈僧徒と謀りて、交通せる者を謂ふべし。

善隣國寶記、鳥羽院元永元年、宋國附商客孫俊明、鄭清等書曰、矧爾東夷之長、實惟日本之邦、人崇謙遜之風、地富珍奇之產。曩修方貢、歸順明時、隔瀾彌年、久缺來王之義、遭逢熙旦、宜敦事大之誠云々。此書叶舊例否、命諸家勘之、式部大輔菅原在良、勘隋唐以來、献本朝書例曰、

推古天皇十六年、隋煬帝遣文林郎裴世清、使於倭國、書曰、皇帝問倭皇。天智天皇十年、唐客郭務棕等來聘、書曰、大唐帝敬問日本國天皇。天武天皇元年、郭務棕等來、安置大津客館、上書函題曰、大唐皇帝敬問倭王書。又大

牒書勘例

唐皇帝、勅日本國使衛尉寺少卿大分等、書曰、皇帝敬致書於日本國王。承曆二年、宋人孫吉所獻之牒、曰、賜日本國太宰府令藤原經平。元豐三年、宋人孫忠所獻牒、曰、大宋國明州牒日本國。

予(周鳳)按、宋國附商客、通書、命諸儒議之、終無報書矣。然則、平氏重盛、施黃金於育王、源氏實朝、求佛牙於能仁、平氏時宗、請建長住持於明州、牧亦皆非兩國王相通也。由是觀之、推古以來、東皇西皇抗行之義、于今惟同焉。

崇徳帝の天治徽宗宣和六年大治の間に、趙氏は女直人金國に逐はれて南遷し徽宗は、執らはれて、金國に拘囚せらる、交通又絶つ。高倉帝の時、平氏の盛興にあたり、再び交通あり。恰彼邦にして朱子新安が性理の新學を以て、衰頹の人心に慰藉せしむる所ありし時なり。我の名儒清原頼業は、中庸を表出して朱子と暗合す、世人之を奇とす。

皇朝史略曰、大外記清原頼業、博學有名。嘗表出中庸於禮記中、自爲之註。頼業與朱熹同時、新註未傳本朝、自然暗合、人以爲奇、享徳二年康富記。

嘉應二年、平清盛、宋人を福原の山莊に召し見る、後白河法皇も臨みて覽たまふ。

南宋の偏安

朱子學と清原頼業

承安年中の交易

承安二年、宋の明州刺史より、信物を法皇及び清盛に奉る、注文には、賜日本國王物色、送日本國太政大臣物色とあり。大外記清原頼業、私に右大臣兼實に謂ひて曰く、「昔朱雀帝の時、宋國より物を公家及び左大臣忠平、右大臣仲平に贈る、兩府各返狀を遣され、公家王室に贈る物は之を返し、私に兩府に贈る物は之を留めらる。今度の供物は、其狀奇恠なり、而も留納、尤も悲むべし」と。清盛、宋國貿易を興すの志を想ふに足るも、其成迹は見るに及ばずして止む。

大日本史注。宋史日本傳曰、宋乾道九年、附明州綱首入、致其方物。乾道九年、當承安三年。又曰、淳熙二年、倭船至。平家物語云、安元之春、平重盛、以金三千五百兩、附鎮西船子妙典、寄施宋育王山主僧佛照。與宋史年紀合。

玉海、承安二年南宋乾道八年の條に、宋國今度供物、非彼國王、明州刺史供物也、而其狀奇恠也、尤可返遣。上古相互、送使賜物、其牒狀は、我天皇に送上と書し、彼國王をば天子に送上と書したり、相互無差別。而今度之所爲、不足言、而無音被留之條、異國定有所存歟、尤可悲事也。同三年三月十三日の條に、兼光語云、去年異國供物之事、有返牒、永範、卿草之、教長入道、可清書云々。件狀、唯

偏褒進物美麗珍重之由、尙一筆、可注進先例之由歟、宋朝定有所恐歟。答進物等、法皇進物、蒔繪厨子一脚、納色草三十枚、同手箱一合、納沙金百兩、入道相國進物、劍一腰、手箱一合、在物具等。件物等之體、偏新儀歟、色草納厨子、頗以荒涼、又武勇之具、出境外、不可然事也、如此大事、被問人々、殆可及仗儀歟。又返牒狀、以法皇之名、是又辭尊號入佛道、豈稱上皇哉、有不審事也、如何。保安返牒之草、在良草之、清書定信也、件草本取出、令見、暫兼光退出了。同廿二日、自去十四日、至于廿日、入道相國、於福原被修護摩、云々。件之間、自宋朝送使者、入道不合眼、以人令逢之間、唐人大怒歸了、云云。凡異朝與我國、頻以親昵、更不被甘心事也。

異朝に親昵せむとす

宋錢通用

前に、延久の宣旨に、宋朝錢貨を停止せられしを見れば、當時、宋國への往返ありて、彼錢貨の我に入り來れること、並びに和市の直法にさへ動搖する程に、多量の錢貨の到りしを知るべし。而も、此停止の宣旨も、其後、承暦の宋國答信の朝議さへ改定ありし程なれば、實は行はれざりしならむ。崇徳、近衛の比の法曹至要に、之を條舉するも、空文に過ぎじ。高倉帝の治承三年に至り、明法家、又停

宋錢並びに中沽法の獻言あれど、清盛が貿易を好みし世なれば、停錢は已に行はれず、折中の沽法を定めらる。

玉海、治承三年七月、召檢非違使明法博士基廣、問沽價之間事。基廣注申、錢賣買之間事、近代渡唐之錢、於此朝恣賣買、云々。私鑄錢者、處八虐、縱雖不鑄、所行旨同私鑄錢、尤可被停止歟。而如先日、職事通親御教書、不可被停止之趣歟。基廣勘注文旨、叶愚存了。又、尋天曆應和寬和延久等沽價法、延久尤委細、叶近世之法歟。但、尙召市人、行中沽之法歟。中沽之法者、賣人者好高直、買人者好減直、折中而裁斷也。御教書、漢家日域私鑄之外、交易寬有用、寬和准直歟、又依當時濟例歟、云々。

爾後、鎌倉幕府は、固より法家の先例に拘束せらるゝなかりければ、むしろ當時の濟例、賣買の自由に任せて、以て民心を收めし如し。停錢の沙汰も無く、世上には錢つかひ、貫高漸く多く見ゆるは、全く宋元錢及び私鑄の結果なりけむ。

但し、沽價法は、折中の義にて、建長五年之を號令したるも、翌年之をば煩ありとして解放し、建長五年鎌倉直法、炭一駄、薪三十束、三把、別百文、壹一駄、八束、五十文、藥一駄、八束、五十文、糠一駄、五十文、と定め、翌年解免す

錢貨の自由
通用の大勢

自由交易を聽すと共に、押買^{オシカヒ}迎賣^{ムカヒワリ}を禁したり。遂に嘉祿二年八月、准布を止めて、一切銅錢を用ふべしと、北條泰時の特令あり「吾妻鏡」。類聚大補任に「嘉祿二年丙戌、龜布被停止畢、諸國一同鵝眼流布之故也、今年八月、被定畢」とある、是なり。されば、准布、准絹、准米の法は、此錢貨の増加と共に、漸く跡を潜めたるが、源平盛衰の頃は、准錢法の變動の連々なりし時代ならむ、准法の事は、平安朝編に參考すべし。

高麗交通 高麗國、白河帝承歷中、始めて彼省牒の至るあり。之より先、後一條帝寛仁年中、刀伊の寇、高麗人と共に邊陲に來襲せしより、太宰府警戒する所あり、毎に拒絶したりしが、此に至り、府解を以て官裁を請ふ。朝議、其方物を却廻して、醫師を送らざりしと雖、當時商人往返の私事は、之を措いて問はざりし也。承曆は、彼國文宗の朝にして、文宗は其太祖の十一代四世孫なり。

高麗文宗十年、日本遣使來聘。二十年、倭人王則等四十二人、來獻螺鈿鞍橋、及刀鏡等物。自是、倭人壹岐、對馬、薩摩等、來獻者絡繹不絕。珍珠、水銀、柑橘、牛馬之屬、貢進とあり。其文宗二十七年は、白河帝延久五年にあたる。而

文宗

延久年中の
貢獻

承曆の太宰
府牒

も、其使人の名を王則といふは、我の王則貞を訛る。

太宰府解、申請官裁事。言上、高麗國牒壹通狀。

右、商人往反高麗國、古今之例也。因茲、去年當朝商人王則貞、爲交關、罷向彼州之間、禮賓省牒壹通、相副錦綾麝香等、所送也。是則聞醫師經廻鎮西之由、牒送旨、件則貞所申也者。異國之事、爲蒙裁定、未檢知件錦綾麝香等、何況可請取、相副彼牒狀、言上如件、謹解。

承曆四年三月五日

日本國太宰府、牒高麗國禮賓省、却廻方物等事。

牒、得彼省牒、當省伏奉聖旨、訪問貴國、有能理療風疾醫人、今因商客王則貞、迴歸、請選擇上等醫人、於來年早春、發送到來、理療風疾、若見功效、定不輕酬者、今先送華錦及大綾中綾各一十段、麝香一十臍、分附王則貞、資持。請貴府有端的能療風好醫人、許容發送前來、仍收領匹段麝香如牒者。貴國權盟之後、數逾千祀、和親之義、長垂百王、方今犯霧露於燕寢之中、求醫療於鯨波之外、望風懷想、能不依々。抑牒狀之詞、頗睽故事、改處分而曰聖旨、非

蕃王所稱、宅遐陬而跨上邦、誠彝倫攸斁、况亦託商人之旅、寄殊俗之單書、
執圭之使不到、封函之禮既虧、雙魚猶難達、鳳池之月、扁鵲何得入、鷄林之雲、
凡厥方物皆從却迴、今以牒狀到、准狀故牒。

契丹衰へ女
眞起る

高麗は、宋遼の兩大國の間に介在するも、毎に契丹の兵威に懾服したり。已に
して契丹衰へ女眞起りしも、睿宗文睿の孫に十六代軍を練り北伐し、其邊界、咸州吉州
等の九城を築き、山海を收復す、我鳥羽帝嘉承二年西曆一〇七一年にして、北宋徽宗大觀
元年の事なり。而も是の時、女眞阿骨打の龍興するありて、九城保ち難し、遼に
絶ち宋に結ぶ。仁宗宗子の時臣禮を金主北朝に執り、又宋と絶つ。宋の南遷に因る
當時、陰陽吉凶の秘説、多く高麗の君臣を惑はし、仁宗乙卯に及び、僧妙清の變あ
り。知平章事金富軾、妙清を伐ち之を平げ、王氏其祚を繼ぐを得たり。而も、道
釋の信仰衰へず、崇儒の風稍起るも、武弁は文冠と相容れず。仁宗の三子、毅宗、
明宗、神宗、相承して立つも、國勢滔々下に就くののみ。

金富軾は、半島の古代史たる三國史記の撰者にして、後高麗文學の祖なり。
公卿漸く平家を厭ふ。後白河の院、平氏の專横日に甚しきを見て、漸く不滿な

成親俊寛等
の陰謀

り、陰に院執事權大納言藤原成親、法勝寺執行俊寛法師等と謀り、平氏を討滅せ
むとし、武士を集めたまふ。淨海之を覺り、治承元年淳熙四年一七七年盡く其黨類を捕
へ、成親等を殺し、俊寛等を流し、兵を率ゐて法皇を執り奉らむとす。世に傳ふ、
此際、小松内府重盛、入道前相國を諫め、世に四恩あれども、君恩を重しとす。我
一門、保元平治の亂に功あれども、君恩に浴せしこと、其功に超えたり。且、公事
を以ては私事を辭し得れども、私事を以て公事を辨ふべからず。されば、たと
ひ、父に背くとも君に向ふべきなれど、源義朝が其父爲義を殺せしが如きは、無
道、言ふべからざること、思へり。さても、忠を盡さむとせば孝ならず、孝を全
うせむには忠ならず。大人果して今日の事を遂げむとならば、先、重盛の首を
刎ねたまへ」と申せしかば、淨海も感動し、法皇の院に逼らずして止めりと。

小松内府重
盛

頼山陽曰、夫重盛、非天下之所謂賢者乎、而當大將闕、自請拜之、何哉。當是時、
藤原成親、銳意望補焉、而重盛兄弟、以後進超據其地、烏得不激衆怒哉。父爲
太政大臣、妹爲后、已爲左右大將、進不知止、以速上下之憤嫉、及難作、乃諫爭於
父、固已晚矣。故吾以爲、作治承之難者、重盛爲首、而成親等次之。夫重盛之

何ぞ一身の
安きを祈ら
む

法皇を鳥羽
殿に幽す

於清盛朝夕奉省、當諫之造膝之際、不當諫之稠人廣座之中、可爭之事未發之時、不可爭之事已發之日。然已在平時、不知自退、如之何、能教其父退也。雖能姑遏之乎、恐觀終及禍也、欲先死於未及、是其氣不足尙也。烏能終勝桀、鰲之父。○高山樗牛曰、文覺の頼朝に説ける言に、平家には、小松の大臣殿こそ心も剛に、謀も勝れておはせしが、平家の運命茲に極まれるか、去年の八月薨去せられぬ。今は、何の憚る所ぞ、御邊一度び起りて、塵かば、天下靡然として従はむと。平家の存亡、一に重盛の上に懸りしこと、亦以て想ふべきに非ずや。あはれ、世は如何にもなりなむ、唯、力を盡し、忠を勵みても、猶及ばざらむ時なり、かねて亡き身のせむ術なからぬやは。さるを、重盛君父を捨て、門下を去り、偏に一身の安慰を未來に祈願せるこそ、心得ぬ。吾人は是に至りて、遂に重盛を辨護するの辭を知らざるなり。

安徳天皇 小松内府、幾もなく薨し、平氏ますく驕横なり。法皇、關白松殿基房と議し、法に因り、重盛の恩賞知行を召放す。淨海大に怒り、福原別莊より兵を以て入京し、基房を流し、法皇を鳥羽殿に幽す。又、天皇に逼りて位を皇太

頼政義兵を
擧ぐ

清承四年宇
治の戦

子に譲らしむ、安徳天皇是也。淨海の女建禮門の女院の生む所、年三歳とす。近衛基通基實の子其攝政と爲り、叔父右大臣兼實九條殿之に不平なり。

兼實は、忠通の三男を以て、久しく右大臣たり、且、高倉帝の信任を蒙りたれば、基實、基房に次ぎて聲望あり、才學尤長したり。此に至り、不平に堪へず、時の職事源通親中院雅定の子を罵りて、平氏に阿附すと云ふ。後年、通親兼實の不和は、端を此に啓けるに似たり。

治承四年、源三位頼政、平氏の慘虐を憎み、時世の變あるを察し、子仲綱と議し、渡邊黨を糾合し、高倉帝の庶兄以仁王を説き、清盛の驕暴を除き、法皇の幽囚を解かむと謀る。源行家義朝弟王の密旨を齎らし、諸國の源氏に勤王せしむ。頼政先延曆園城興福三寺の惡僧に結び、王を奉して兵を京師に擧げむとし、其事露る。清盛、兵を以て以仁王の第を圍む、王脱して頼政と奈良に赴き、平氏の軍と宇治橋に戦ふ。頼政、仲綱、敗死し、王も流矢に中りて薨す。而して、諸國の源氏之を聞きて起る者、四方響の應ふるが如く、清盛之を抑へんとするも、隻手を以て支へ難き勢あり。

下東海、東山、北陸、三道諸國源氏、并群兵等所、應早追討清盛法師、並從類、叛逆輩事。右前伊豆守正五位下源朝臣仲綱宣、奉最勝王勅、稱清盛法師、並宗盛等、以威勢起凶徒、亡國家、惱亂百官萬民、虜掠五畿七道。幽閉皇院、流罪公臣、斷命流身、沈淵込樓。盜財領國、奪官授職、無功許賞、非罪配過。或召拘於諸寺高僧、禁獄於修學僧徒、或給於叡岳絹米、相具於謀叛糧糧。斷百王之跡、切一人之頭、違逆帝皇、破滅佛法、絕古代者也。于時、天地悉悲、臣民皆愁。仍吾爲一院第二皇子、尋天武皇子舊儀、追討王位、推取之輩、訪上宮太子古跡、打亡佛法破滅之類矣。唯非憑人力之構、偏所仰天道扶也、因之、如有帝王三寶神明之冥感、何忽無四岳合力之志。然則、源家之人、藤氏之人、兼三道諸國之間、堪勇士者、同令與力追討。若於不同心者、准清盛法師從類、可行死流追禁之罪過。若於有勝功者、先預國之使、兼御即位之後、必隨思、可賜勸賞也、諸國宜承知、依宣行之。治承四年四月九日

南北の惡僧は平氏と宿怨あり、其積勢を恃み、しばく京師を驚擾す。清盛力めて之を削奪せりと雖、なほ巨害を爲す。頼政の變ありしより、清盛は意を決

して、天子、上皇を福原に移す。海内騒動いよく、甚しく、四百年來不易の王城、一時空虛となる。

原氏中世史序論、平氏の亡滅せる所以は、福原遷都にもあらず、叡山南都を敵とせしにもあらず、將源氏追究の甚しかりしによるにもあらず。譬へば、藤原氏は既に永く老廢して、用を濟し難き舟に乘し居たるに、平氏は此船の危きを知らず、自己の堅牢なる立脚地を棄て、其船中の人となりたるがごとし。遂に、船は沈みて永く浮かばず、其末路悲むべしと雖、勢の然らしむるところ、又如何とも爲し難し。畢竟するに、平氏は新時代の人に

はあらざるなり、藤原氏に徇して其舊弊を承け、以て斃れし者のみ。鴨長明方丈記に、福原遷都の變をしるして曰ふ。今の世に仕ふる程の人、誰か一人故郷に残り居らん、官位に思ひをかけ、主君の蔭を頼む程の人は、一日なりとも疾く轉らんと勵みあへり。時を失ひ世にあまされて、期する所なき者は、愁ひながら留り居たり。軒を争ひし人の住居、日を経つゝ荒れ行く。家は毀たれて、淀川に浮かび、地は目の前に島となる。人の心

皆改まりて、唯馬鞍をのみ重くす、牛車を用とする人なし、西南海の所領をのみ願ひ、東北國の庄園をば好まず。その時、おのづから事の便りありて、津の國今の京に到れり。所のありさまを見るに、その地ほど狭くて、條里を割るに足らず。北は山にそひて高く、南は海に近くて下れり、浪の音道にかまびすしくして、鹽風殊に烈しく。内裏は山の中なれば、かの木の丸殿もかくやと、なか／＼様かはりて、優なるかたも侍りき。日々に毀ちて、川もせきあへず、運ひくだす家は、いづくに作れるにかあらん、猶空しき地は多く、作れる屋は少し。故郷は既に荒れて、新都はいまだ成らず、ありとしある人、皆浮雲のおもひをなせり。

入道前相國淨海の死 諸源の崛起する者、伊豆の頼朝、木曾の義仲を最強と爲す。淨海入道、福原遷都の非計を悟り、車駕を京師に還奉し、追討の宣旨を請ひ、嫡孫維盛を將として、兵五萬を以て頼朝を討たしむ。進みて富士川(駿河)に至る。頼朝、東國の兵を合し、之を迎へ拒ぐ、相持して未戰はず、平氏陣中夜驚き、狼狽潰え歸る。

頼朝義仲の義兵

頼朝の兵を擧ぐるは、是の年八月に在り、先在國の平家の家人山木判官兼隆を撃ち之を斬る、十七日の夜なり。江州浪人佐々木秀義、諸子と共に久しく頼朝に奉仕し、此夕勇戰最功あり。當時の頼朝の聲言、及び擧止は、左の文書に考へても、推斷せらるゝ所あり。

下蒲屋御厨住民等所、可早停止史大夫知親奉行事、

右、至東國者、諸國一同、庄公皆可爲御沙汰之旨、親王宣旨狀明鏡也者、住民等存其旨、可安堵者也、乃所仰、故以下。 治承四年八月十九日

これぞ、前右兵衛佐頼朝の號令の始めなれ。明日、頼朝出で、相模の土肥に赴く、兵僅に三百、以仁王の令旨を旗上に掲げ、進みて石橋山に陣す。

淨海ます／＼怒り、宗盛をして東伐せしめむとす。而も、惡僧多く源氏に應じ所在兵を擧ぐ。淨海急に子重衡をして南都を破り、興福寺、東大寺を焚かしむ。又、園城寺を攻破す。京師の上下、滿胸不安、朝にして夕を測らず。

治承五年辛丑、改元して養和といふ。正月、高倉上皇崩御、平氏の將士、追討の命を得しも、遅引して未發せず。閏二月、前相國淨海病みて薨す、遺言して、吾冥福

僧兵皆叛く

を修する莫かれ、速に頼朝の首を斬りて祭れと。清盛、平治以來驕泰を極むること二十三年にして死し、後二年にして一門西奔し、後又二年にして亡滅す。

性格如何

高山樗牛平清盛論曰、彼は最も強烈なる意味に於いて、我執の人なりき、彼の眼より見れば、天下は己の爲に存せるものに過ぎざるのみ。彼は是の間に於いて、自己の意志を徹底し、自己の勢力を實現するの外、別に人生の意義を認めざりき。忠と謂ひ義と謂ひ、大義と謂ひ名分と謂ふが如き名目に對して、彼は恐らくは、自己を犠牲とする理由無きを信せし者なり。彼は唯、その猛烈なる意志を以て、到る處に我執の一念を貫徹せむと試みたりき。自我の満足、嗚呼、是れ餘りに廣潤なる道義ならむ。彼が「不忠不臣、狂悖暴戾」殆あらゆる惡徳を以て、古今の人に稱呼せらるゝ所以のもの、是の餘りに廣潤なる道義の遵奉者たりしが爲のみ。詮する所、彼は當代の倫理を超越したる一巨漢なり、廿世紀の言葉で以てすれば、彼は極端なる個人主義、我執主義の人なり。即、今の倫理學の口吻に隨へば、彼は不道徳の人に非ずして、無道徳の過ぎざりき。凡、天真爛漫とは、彼の生涯、何れの部分にも顯はれたり。彼は道路の誹謗を偵知せむが爲、三百の禿童を市に放ちたり、何ぞ其事の奇想、天外より落ちたるや。彼は太政入道の尊貴を以てして、白拍子を弄び、佛の姿色あるを見るや、妓王は立ち所に棄てらる、何ぞ小兒の玩具を取捨すると

一個の快男子謀慮少し

悲壯の最期

相似たるや。彼は其孫兒の故を以て、當職の關白を怒りて之を脅せり、無邪氣とやいはむ。鹿谷の事、成親、俊寛の陰謀あるや、公々然として法皇幽屏の已むべからざるを宣言す。而も、重盛の袍衣大冠して來り諫むるに遇ふや、甲冑の上に法衣を纏ふの兒戯を演したり。建禮門院に男子の出生あるや、六十の老人、感涙を流して拊舞し、その喜びの餘り、法皇を遇するに、一修験者を以てするの不倫に心附かざりき。是の如く、彼の行爲は、決して深謀遠慮ある者のそれに非ずして、處に隨ひ赤心あり、事に觸れ熱誠あり。一言すれば、大人にして尙小兒の心を失はざるものならむ。惟ふに、古より英雄の最期、人を動かすもの甚多し、唯、清盛の場合の如く、悲壯を極めたるものは、吾人の未だ曾て知らざる所なり、急き東國に討手を下し、早く頼朝が首を刎れて我が墓前に梟けよ、今生後生の孝養、何物か是に如かむや」と。夫の病苦に惱みて、心身を消耗し、臨終の一念によりて、俄に來世を欣求するもの、如きは、其生命の意義、茫として尋ねべからず、清盛は是の如き薄弱の徒に非りき。

木曾義仲進軍

宗盛京都を棄て、去る。清盛の次男大納言宗盛、家を嗣ぎ、養和元年、兵を發して、源行家を尾張に破り、奏して陸奥の藤原秀衡を國守と爲し、頼朝を攻めしめ、越後の英雄、城長茂を國守と爲し、義仲を攻めしむ。秀衡依違して發せず、長茂は千曲川に敗る。是に於いて、東北既に平氏の有に非ず、而も宗盛に

方策の出つる無く、壽永元年養和二年改元を空過し、内大臣の陞任を貪り得しのみ。二年に至り、維盛をして大兵を以て北國に進發せしむ、義仲之を栗殼嶺に要撃し、長驅して近江に入り、比叡山に登りて陣す。法皇、夜院を出て、其陣に幸す。七月、宗盛大に怖れ、幼天子を奉し、神器を帶び京を脱す。是より先、西海南海、並に平氏に背きしも、伐ちて之を平け、海船を備へて之に據るの計を定む。

賴山陽曰、平源之事、其名分逆順、姑置可也、至其興廢之數、攻守勝負之勢、請得而論之。夫平氏遭遇時變、擁天子、以定亂逆、而溺於習俗、必求如藤原氏之比、身擅京府、敢爲天下之的、所以天下嗷然競起也。至是、乃退據福原、晚矣、適足以示怯、動搖人心耳。乃四出防禦、自竭其力、而敵益得志、其勢固然也。譬之家、京師廳事也、可以會議、而不可以坐臥、可以坐臥者、有奥室焉。夫越信者、義仲之奥室也、而鎌倉者、賴朝據其奥室、而治義仲於外廳。圖義仲與平氏、而徐制其後。如賴朝、則可謂獨不拘習俗之見、而知天下之形勢者矣。宜乎、其剏建無前之業也、後焉、新田、足利、皆不及也。雖然、賴朝初念、亦不至此、或觀奥之藤原氏、越之城氏、乘王綱之弛、竊據一隅也、而欲倣歟。即、平氏使此二氏、圖源

奥之藤氏越之城氏割據而已

京師に主無し

氏、如秦人之遠交近攻、亦善計也。雖然、二氏之國富兵強、勝新造之源氏、而其智與勇、非賴朝義仲之對、所以前後並弊也。

平氏が幼主を挟みて西するや、京師に主なし。右大臣藤原兼實九條法皇に白して曰く、祖宗の前制、神器なければ、即位するを得ず、然れども、昔者繼體帝、即位せずして踐祚の禮あり。今宜く速に君を立て、神器を得るに及び、即位あるべしと。法皇之に従ひ、高倉帝の皇子安徳の異母弟を立つ、是を後鳥羽天皇と爲す、東西に兩帝を見る。

神皇正統記曰、安徳天皇、諱は言仁、高倉院第一の子、御母は中宮平德子、建禮門院と申す、太政大臣清盛が女なり。庚子の年即位、辛丑に改元、法皇、後白河猶世を知らせ給ふ。平氏はいよゝおごりをなし、諸國は既に亂れぬ、都をさへ遷すべしと云ひて、攝津國福原とて、清盛營む所のありしに、行幸せさせ申しけり。法皇上皇も、同くうつし奉る、人の恨多く聞えければにや、又かへし奉る。幾程なく、清盛かくれて、次男宗盛その跡をつぎぬ。世の亂をも顧ず、内大臣に任しけるも、天性、父にも兄にも及ばざりけるにや、

東西に兩帝あり

威望もいつしか衰へ、東國の軍既にこはくなりて、平氏の軍所々にて利を失ひけるとぞ。法皇忍びて比叡山に登らせ給ふ。平氏力を落し、主上を勸め申して、西海に没落す(癸卯七月)。中三年計りありて、平氏悉く滅亡す。清盛が後室從二位平の時子といひし人、この君を抱き奉り、神璽を懷にし、寶劔を腰にさしはさみて海中にいりぬ、淺ましかりし亂世也。天下を治め給ふ事、三年。

神器輕重の論あるを免れず

保建大記の記者は、神器の所在を以て安徳帝を眞主に推し、後鳥羽の踐祚を斥く、曰く「世謂壽永立主京師、既權變之宜、而延元預製偽器、又方略之得也。予以爲不然、法皇不思祖訓所由、邦典所原、擇天子於嬰襍之中、而踐寶祚於無璽之日、此無神器也。寧待平氏顛敗、而嘆之沈沒哉。後醍醐不能推至誠、以任威靈、區區辛勤、製爲偽器、此淆神器也。豈須南北紛爭、而辨之正偽哉、云々。併せて、建武の偽器預製を取らざるは、異とすべし。而も、大記の序文に、三宅觀瀾の言ふ所は、潜鋒子所謂、以神器之在否、而卜人臣之向背者、與余議竟不合」とありて、神器輕重の論は、夙くも出でたり。後、谷秦山は、之を注釋し

て打聞といふ。

保建大記打聞曰、三種の神器の在否を見て、臣下たるもの、向背を定むると、栗山氏の申さるゝが、三宅氏と論が合はぬぞ。此論は、平治の亂の條にもあり。案するに、栗山氏は、三種の神器を帶しなざるゝが、正統の天子じや、人臣は是に向て仕ふべし、三種の神器の無いは、御子にても、天下を治めなされても、眞主にあらず、人臣たるもの、これに仕ふべからずと云ふぞ。三宅氏は、神器が有ても、義理が副はなければ正統で無い、縱令へば、安徳天皇などは、平家が無理に挾んだもの故、神器を帶しなされても仕へられぬ、神器が無くても、後鳥羽天皇の様に、道理の正しいが正統と云ふもの、これを君としたが善い、神器ばかりに附て、正統偽統をわかつは如何あらんと云はれたものぞ。

時人、平氏の盛衰、三十年にして、變せるを觀し、平家物語を作り、其興亡の跡を演ぶ。盲人琵琶に上せて之を語る、其聲悲壯にして、後世詞曲の祖たり。(鎌倉編第十章合看)

平家の幼主に挾むは義に非ず

平家物語曰、二位殿、日頃より思ひ設け給へることなれば、鈍色の二ぎぬ打つぎ、ねり袴のそば高く取り、神璽を脇に挟み、寶劔を腰にさし、主上を抱きまゐらせて、我は女なりとも、敵の手にはかゝるまじ、主上の御供に参るなり、御志思ひ給はん人々は、急ぎつゞき給へや」とて、しづくと舷へぞ歩み出でられける。主上、今年は八歳にぞならせおはします、御年の程より遙かにれびさせ給ひて、御かたちいつくしう、あたりも照り輝くばかりなり、御髪黒う、ゆらゆらと御背中過ぎさせ給ひけり。主上、あきれたる御有様にて、抑、尼せ、我をば何地へ具して行かむとはするぞ」と仰せければ、二位殿、幼き君に向ひ参らせ、涙をばら／＼と流いて、君は未だ知らし召され候はずや、先世の十善、戒行の御力によりて、今、萬乗の主とは生まれさせ給へども、惡縁に引かれて、御運既に盡きさせ給ひ候ひぬ。先、東に向はせ給ひて、伊勢大神宮に御暇申させおはしまし、其の後、西に向はせ給ひて、西方淨土の來迎に預らむと、誓はせおはしまして、御念佛候ふべし。此の國は粟散邊土と申して、物憂き境にて候。あの波の下にこそ、極樂淨土とて、めでたき都の候。それへ具しまぬらせ候ふぞ」と。様々に慰め参らせしかば、山鳩色の御衣に、びんづら結はせ給ひて、御涙におぼれ、小さう美しき御手を合はせ、まつ東に向はせ給ひて、伊勢大神宮、八幡宮に御暇申させ、其の後、西に向はせ給ひて、御念佛ありしかば、二位殿やがて抱き参らせて、波の底にも都の候ふぞ」と、慰め申して、千尋の底に

ぞ沈み給ふ。悲しきかなや、無常の春の風、忽に花の御姿を散らし、いたまじきかな、分段の荒き浪、玉體を沈め奉る。殿をば長生と名づけて、長きすみかと定め、門をば不老と號して、老いせぬ關とは書きたれども、未だ十歳のうちにして、底の水屑とならせおはします、十善帝位の御果報、申すもなかく、愚なり。

第七章 文學繪畫

和歌の革新 平安朝の末期、院宣政治の御世は、和歌革新の時代なり、歌論興隆の時代なり。小説は思想の源既に枯れて、徒に前期を模擬するのみなるに、過去の盛運を追懐する情は、やがて國史雜錄の發達を促すに至れり。前半は、白河鳥羽二法皇が院政の時代、京貴はます／＼驕奢に流れ、和歌の唱和は前よりもなほ盛なりしが、天下の大勢漸く一變の兆ありて、風雲の動くと共に、斯道にも革新の聲、一方に起り、保守と改革と鎬を削りて争ふ。従ひて、歌論の研究盛に起り、作章は清新勁拔の體を詠するもの多し。惜しいかな、その論は考察膚淺にして、其作は奇を衒ひ變を喜び、毫も眞率の態度なく、黨同伐異の弊を極

二條六條の
兩家

む。後半は、源平争闘の時代、二條六條藤原顯季、其子、即、歌界の源平二氏なり。而して、清盛が權威を恣にして、こゝに武家政治の端を開きしが如く、二條の後成、識見卓拔、諸流を和解折衷して、溫雅の體を定む。此に於いて、風調漸く定まり、鎌倉時代の和歌所樹立の形勢は、已にこゝに端緒を開けり。〔藤岡氏平安朝文學史〕

後拾遺集

平安朝の和歌は、三代集醍醐天皇の朝の古今集に、後撰集と拾遺集を併せ稱ふの後、白河天皇の朝なる後拾遺集より稍變じ、歌は稍智巧に近くなりて、古風を失ひしに似たり。是を譬へば、花も錦も共に美麗なれど、天造と人巧との差別有るが如し、然れば、後拾遺集と稱せらる。金葉集、詞花集、崇徳天皇、近衛天皇の朝に至りては、又求めて興あらんとして、詞の云ひかけを好み、俳諧に類せるもあり。是は新奇を求むるより醸し來れる弊にて、源俊賴、藤基俊、六條顯輔の作を其標的とす。千載集、安徳天皇の朝の撰者藤原俊成、殊に優美なる體を好みたれば、後拾遺の風の少し實をおびたる者となれり。されば、之に次ぎたる鎌倉時代の初期なる新古今集土御門

千載集

八代集の中
五代

天皇の朝に、後鳥羽上皇の院宣以て選すの歌は、以上の四集の長處を湊合して、以て中世風の特徴を發揮す、謂はゆる八代集の展開を爲し了る者ならむ。

歌學歌論

歌學は、古今集の序文、蓋その備をなせるものか、藤原公任の頃に至りて、漸く頭を擡げ來りしかど、いまだ著しき發生を見ざりしに、歌合の流行するや、左右黨を分ちて、わが長を掲げ敵の短を誹るを事とすれば、おのづから批評は精緻になりて、こゝに歌論の勃興を致し、なり。當時、歌學の書と稱せらるゝもの甚多く、八雲御抄に擧ぐるところ五家髓、腦道長時代の新撰髓、腦能因歌枕こゝの期の俊賴無名抄、綺語抄、奥儀抄を併せていふを初めとし、源經信の難後拾遺、基俊の悦目抄一名更科記、仲實の綺語抄、清輔の袋草紙、顯昭清輔の袖中抄、古今集序註、拾遺抄註、俊賴散木集註、俊成の和歌肝要、要古來風體抄等あり。されど、その過半は、これらの歌人の名を假りたる後世の偽撰なるべしとも論せらる。又、釋教東渡の昔より、僧徒は夙く本地垂迹の説を以て、國民固有の信條を同化して、神佛一致の論を

立てたり。こゝにおいてか、文學と宗教との調和あり、やがて和歌は人の天真を流露せるもの、その極致に到れば、圓頓顯密の教義、何ぞ別に存せんやとなす。こゝに又、歌神崇拜の風の現はるゝありて、玉津島明神、住吉明神及び人麿を擧げて附會する所あり、三神と立てらる、皆當代の趨尙に出づる者とす。

儒家僅に保つのみ 漢文學も、院政のはしめに、大江匡房、三善爲康、源平争亂の世、また菅原在良、入道信西、清原頼業あり。されど、大家名流の輩出も、一時表面の繁昌に過ぎず、留學の事廢れてより、漢學の實價年々に減殺し、門閥の弊、益固定して、菅江二家以外、別に門戸を張るもの有しも、其家また名門貴族の外に出でず。(善清の二家は、菅江と并べる學術の世業なれば、いふまでも無し。藤氏の式家に明衡父子あり、北家に日野あり、南家に山井あり、儒名の才を出す) 平安朝の末期にあたり、菅江善清四家の外に、藤原氏にして儒學を以て門戸を張るもの三家あり。式家、北家の支流日野家、南家の山井三位の流、これなり。式家には、寛平の頃、佐世有しが、同く宇合の裔なる文章博士敦信、

菅江善清の
四家

藤氏の儒家

同明衡に至りて更に著る。本朝文粹は、明衡の撰に成る、すべて十四卷、其外に新猿樂記、雲州消息あり。(本朝文粹は、前代の詩文を集めて、この期の人とは與からず、朝野群載は、三善爲康の輯めたるものなり、又多く前代の作を併せ採る)。明衡の子に敦基、敦光の二子あり、共に儒を以て著る。北家眞夏の裔は、勘解由長官有國に至りて、家聲大に振ふ。有國の子文章博士資業は、前期の末、後一條帝の時の人なり、永承六年、日野の山莊に隠れて、こゝに法界寺を建て、また文庫を構へ群籍を置く。法界寺の一部は、今に當時の面目を存して、世人の往き訪ふもの少からず、法界寺文庫の捺印ある文書、また往々傳はれりといふ、日野家の稱は、かくして起れり。南家山井三位永頼の流は、實範に至りて著る。實範もまた前期の末の人にて、その子季綱、明衡に繼いで本朝續文粹を撰す、また、季綱切韻二卷の著ありといふ。季綱の孫に通憲あり、平治の慘禍に罹れる一代の才子、少納言入道信西これなり。(藤岡氏平安朝文學史)

和文の史書 平安末期は、概するに文章衰微の時代なり、漢文學に本朝文粹